

東久留米市地域福祉計画
(第3次改定)

新たな“つながり”づくり

平成27年3月

東久留米市

「支え合いの地域づくり」をめざして



東久留米市地域福祉計画は平成26年度をもって計画期間が終了することから、そのあり方について平成25年7月24日、東久留米市社会福祉審議会に諮問し、慎重かつ熱のこもったご審議をいただき、平成26年11月6日に答申をいただきました。審議会は、延べ10回に及ぶ審議のほか、地域福祉に関する市民意識調査、自治会等市内4団体の視察・ヒアリング、パブリックコメントの実施、地域支え合いフォーラムの開催など市民皆様のご意見に配慮しながら答申をおまとめいただきました。庁内には東久留米市地域福祉計画検討委員会を組織して審議会と並行して関係部課長による検討を行ってまいりました。

審議会の委員の皆様をはじめ、計画策定の過程で多くの市民の皆様にご協力をいただきましたことに、厚く感謝を申し上げます。

少子高齢化の進行や雇用の多様化といった社会・経済状況の変化の中、これまでは福祉の対象になりにくかった社会的援護を要する人たちへの支援や、引きこもり・虐待といった新たな社会的課題への対応が求められています。

こうした課題は人々の目や耳に触れるのに時間がかかる傾向があります。一方、地域社会においては、市民相互のつながりが希薄化し、困っている近隣住民に手を差し伸べる機能が弱まっています。いかにして市民皆様がこうした課題を身近なものとして受けとめ、行政とともに地域福祉に取り組んでいただけるか。万一の災害時に要援護者を安全に避難させられるか等の方策も含めて、本計画の基本理念である「新たな“つながり”づくり」をいかに進めていくか。市民皆様とともに考え、社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会の東久留米市民地域福祉活動計画とも緊密に連携しながら「支え合いの地域づくり」をめざしてまいります。

本計画書には審議会委員の皆様コラムを寄せていただきました。地域福祉がいかに多くの方々の日々の取り組みに支えられているかが手に取るようにお分かりになると思います。ぜひ皆様の地域でつながりづくりの一步を踏み出していただきますようお願いしています。

平成27年3月

東久留米市長

並木克巳

【 目 次 】

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の改定にあたって..... | 1 |
| 第1節 計画改定の趣旨・背景..... | 2 |
| 1 人口・世帯構造の変化..... | 3 |
| 2 潜在する課題..... | 5 |
| (1) 地域生活にかかる課題..... | 5 |
| (2) 就労をめぐる課題..... | 6 |
| (3) 地域社会をめぐる課題..... | 8 |
| (4) 子ども・子育てをめぐる課題..... | 11 |
| (5) 障害者をめぐる課題..... | 14 |
| (6) 高齢者をめぐる課題..... | 18 |
| 3 「東久留米市地域福祉に関するおたすね」から見たつながりづくりの必要性..... | 21 |
| 第2節 新たな支え合いとしての地域福祉の方向性..... | 22 |
| 1 福祉課題の解決を地域が担う姿に（自助を支える互助の重要性）..... | 22 |
| 2 制度の「谷間」への着目、福祉課題の「見える化」への対応（地域の視点の重視）..... | 22 |
| 3 「地域包括ケアシステム」の構築をめざす..... | 23 |
| 第2章 東久留米市地域福祉の基本的な考え方..... | 24 |
| 第1節 これからの10年に向けた「東久留米の地域福祉」の基本理念..... | 24 |
| 第2節 本市における地域福祉のめざす取り組み..... | 25 |
| 1 地域における「新たな支え合い」をつくりだす..... | 25 |
| 2 「地域包括ケアシステム」を推進する..... | 28 |
| (1) 暮らしと住まいの施策..... | 28 |
| (2) 多様なニーズへの対応..... | 29 |
| (3) 地域資源のネットワーク化とマネジメント..... | 30 |
| (4) 本市の地域特性をふまえたしくみづくり..... | 31 |
| 3 生活困窮者自立支援法にもとづく取り組み（平成27年度施行）..... | 32 |
| 4 災害時等要援護者対策の推進..... | 33 |
| 第3節 計画の位置づけ・性格..... | 35 |
| 第4節 計画の期間と範囲及び構成..... | 36 |
| 第3章 基本方針..... | 37 |
| 第4章 新たな支え合いをめざす ⇒ 地域のコーディネート..... | 38 |
| 第1節 ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくり..... | 39 |
| 1 地域福祉コーディネーター（仮称）の育成..... | 39 |
| 第2節 地域資源の発見と新たな支え合いの役割を担う地域へ..... | 42 |
| 第5章 地域の福祉課題に対応する ⇒ 「自助」、地域での「互助」のしくみの充実..... | 43 |
| 第1節 「支援付き地域」づくり..... | 44 |

| | |
|---|----|
| 第6章 地域福祉を推進する公助の役割⇒ 公的対応、個別支援、地域・団体支援の充実 | 45 |
| 第1節 利用者本位（一体的で利用しやすい）のサービス提供体制の整備..... | 45 |
| 1 相談窓口、コーディネート機能の強化..... | 45 |
| 2 権利擁護体制、サービスの質の確保..... | 45 |
| 第2節 利用者への情報提供の充実..... | 46 |
| 第3節 在宅療養の推進 ～在宅で医療を必要とする方の生活を支えるために～..... | 46 |
| 第4節 生活自立支援施策の充実..... | 47 |
| 1 自立相談支援事業..... | 47 |
| 2 連携に基づく事業推進の視点..... | 47 |
| 3 人的支援体制の整備..... | 48 |
| 4 生活困窮者支援の流れ..... | 48 |
| 第5節 災害時要援護者対策（東久留米市災害時要援護者避難支援計画）の推進..... | 49 |
| 第6節 参加と交流の促進..... | 51 |
| 1 社会参加の促進..... | 51 |
| 2 交流の促進..... | 51 |
| 第7節 福祉のまちづくりの推進..... | 51 |
| | |
| 第7章 計画の推進のために | 52 |
| 第1節 計画の進行管理..... | 52 |
| 第2節 新たな支え合いのしくみづくりの推進..... | 52 |
| 第3節 国、東京都等の動向や様々な福祉課題への対応について..... | 53 |
| | |
| 【 基本方針・主要施策等と期別推進計画 】 | 54 |
| | |
| 【 資料編 】 | |
| 資料1 東久留米市社会福祉審議会条例..... | 57 |
| 資料2 東久留米市社会福祉審議会委員名簿..... | 58 |
| 資料3 諮問書..... | 59 |
| 資料4 東久留米市社会福祉審議会審議等の経過..... | 60 |
| 資料5 東久留米市社会福祉審議会現地視察行程（平成25年11月21日）..... | 61 |
| 資料6 東久留米市地域福祉計画及び障害者計画検討委員会設置要綱..... | 62 |
| 資料7 東久留米市地域福祉計画検討委員会 検討経過..... | 64 |
| 資料8 第3次地域福祉計画（素案）に対するパブリックコメント実施経過..... | 65 |
| 資料9 東久留米市地域支え合いフォーラム..... | 67 |

「みんなの福祉のまち・東久留米市」の実現のために

東久留米市社会福祉審議会会長
武蔵野大学大学院教授 川村 匡由

この2年間、東久留米市地域福祉計画の第三次改定にあたり、市民の皆さんへの意識調査やパブリックコメント、フォーラム、また、自治会やNPO法人、学校法人、スーパーマーケットの視察・ヒアリングを実施しながら審議会の委員の方々と意見交換し、ようやくその成果を本計画としてお示しすることができました。

本計画は、最近の国や東京都の意向を踏まえつつ、東久留米市のこれまでの地域福祉の取り組みを検証し、その結果を踏まえて今後10年を見通し、本格的な人口減少高齢社会においても行政と市民との協働によって市民のだれもがいつまでも健康で安全・安心な生活を送っていくことができるよう、地域福祉として実践するため、改定したものです。

しかし、本計画が改定されたからといってもそれだけで実現できるものではありません。そのためには本計画の上位に位置する東久留米市長期総合計画をはじめ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、わくわく健康プラン東久留米など他の計画と連動させ、保健・医療・福祉、まちづくり、交通政策、さらには地域防災などの事業の実行にあたり、行政と市民が協働しなければなりません。

その意味で、本計画は並木克巳市長のリーダーシップのもと、市民のみなさんが新たなつながりをつくり、その実現のために協働されるよう、ご理解とご協力をお願いします。私たち審議会の委員も今後、その具体化のためのさまざまな課題なども共有し、ご支援させていただきます。

「みんなの福祉のまち・東久留米市」を実現するため、お互いに頑張りましょう。

【 審議会委員コラム一覧 】 (掲載順、敬称略)

| | |
|---|----|
| ・社会保障制度改革の道筋「21世紀型のコミュニティの再生」(加藤 昌之委員) | 4 |
| ・思いやり あなたと私の地域の“わ”(鈴木 しげ子委員) | 10 |
| ・「誰もが生きやすい地域づくりを目指して」 身近なゲートキーパーの普及と「子どもの心の健康づくり」(向山 晴子委員) | 13 |
| ・障害があっても市民として東久留米市で暮らしていくために(磯部 光孝委員) | 17 |
| ・「支えられる」から「支える」老人クラブへ(有賀 康明委員) | 26 |
| ・安心と心ゆたかな みんなのふくしのまちづくり(鈴木 久佐子委員) | 30 |
| ・地域「支え合い」への取り組み(殿田 俊三委員) | 31 |
| ・地域の互助組織と顔の見える関係づくりへ ～東久留米市医師会の災害時要援護者対策～(石橋 幸滋委員) | 34 |
| ・ここに暮らし、ここで育ち、ここを選ぶ ～ずっとここに住むために、みんなで考えてみよう～(石浦 恭子委員) | 41 |

第1章 計画の改定にあたって

地域福祉は、だれもが住み慣れた地域社会で安心して暮らせるようにするため、参加と協働の考え方に基づいて、市民、福祉にかかる関係者、行政が地域社会の様々な福祉課題の解決に取り組むことを指します。

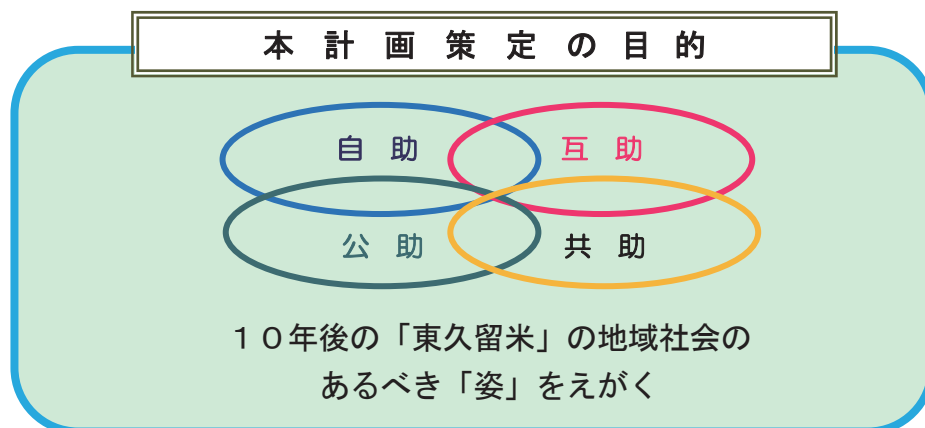
近年、社会・経済状況の大きな変化に伴い、これまでは福祉の対象とはなりにくかったホームレスといった社会的援護を要する人たちへの支援、ひきこもりや虐待といった新たな社会的課題への対応が早急に求められるようになってきました。これらの課題は住民の生活の場である地域社会において生じており、公的な対応のみでは迅速な対応、解決へとつなげていくことが困難になりつつあります。

また、市民がこれらの課題を身近なものとして受け止め、参画と工夫の機会・経験を積み重ね、行政と協働して地域福祉として取り組んでいくことが重要です。

もとより、行政も「このまちに住み続けたい」、「地域のつながりを大切にしていきたい」という市民の思いを受け止め、よりよい地域社会にしていくための地域福祉施策がますます重要となっています。

そこで、今次の本市の「サンライトプランひがしくるめ（東久留米市地域福祉計画）第二次計画」の改定にあたり、おおむね10年後の2024（平成36）年度の本市における地域社会のあるべき姿をえがくことが求められています。

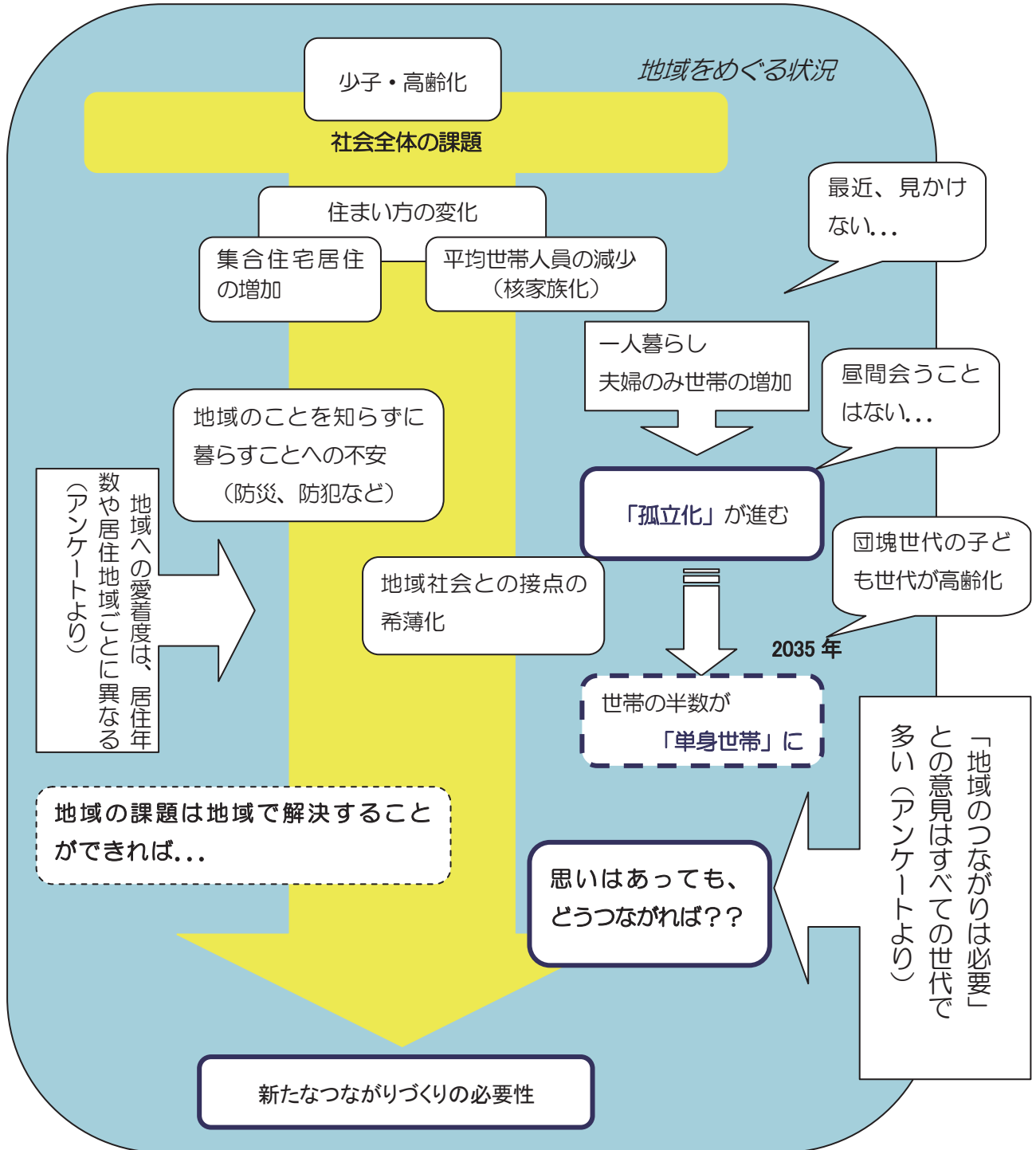
このため、地域福祉の考え方に立ち、市民一人ひとりの取り組み（自助）、市民同士、地域社会相互の助け合い・支え合い（互助）、介護保険制度や医療保険制度など自助の共同化としての社会保険制度（共助）、市行政などの公的な取り組み（公助）のそれぞれが、互いに果たすべき役割と目標を明らかにしていくことが必要です。



第1節 計画改定の趣旨・背景

～ 地域で何が起こり、どのような対応が求められているのか ～

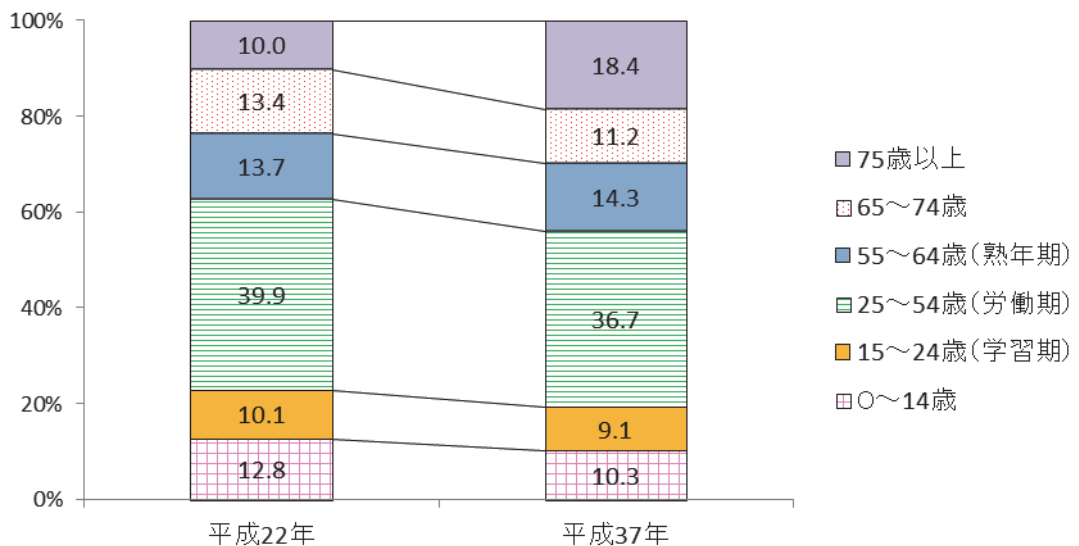
現在、東久留米市民の生活を取り巻く地域社会は、少子・高齢化をはじめとした様々な変化のなかに置かれています。



1 人口・世帯構造の変化

- 現在東久留米市の総人口は 11 万 6 千人台ですが、約 10 年後（2025 年）には現在よりも約 5 千人の減少が見込まれ、11 万 1 千人台になると想定されています。
- 今後の人口の推移では、特に年少（0～14 歳）人口、生産年齢人口（15～64 歳）の減少傾向が継続するものと思われます。
- 高齢人口（65 歳以上）は今後も微増傾向が進み、約 10 年後には（2025 年）には現在よりも約 5,000 人の増加が想定されています。特に後期高齢者人口（75 歳以上）の増加が目立っています。
- 世帯構造の変化については、今後、単身世帯（ひとり暮らし世帯）の増加が進むものと思われます。

【 図表 本市の年齢階層別構成の推移（平成 22 年～平成 37 年） 】



【 図表 人口及び年齢階層別構成の推計 】

| | 2010 年 (平成 22 年) | 2025 年 (平成 37 年) | 増減数 | 増減率 (%) |
|---------------|---------------------|---------------------|----------|------------|
| 総人口 | 116,546 人 | 111,055 人 | ▲5,491 人 | - 4.7 |
| 0～14 歳 | 14,956 | 11,398 | ▲3,558 | -23.8 |
| 15～24 歳 (学習期) | 11,794 | 10,154 | ▲1,640 | -13.9 |
| 25～54 歳 (労働期) | 46,505 | 40,792 | ▲5,713 | -12.3 |
| 55～64 歳 (熟年期) | 15,945 | 15,906 | ▲ 39 | - 0.2 |
| 65 歳以上 | 27,345 | 32,805 | 5,460 | +20.0 |
| 65～74 歳 | 15,651 | 12,389 | ▲3,262 | -20.8 |
| 75 歳以上 | 11,694 | 20,416 | 8,722 | +74.6 |

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(出典：平成 25 年 3 月「日本の地域別将来人口推計」国立社会保障・人口問題研究所
 「学習期」「労働期」等の区分は、「東京都社会福祉審議会第 19 期意見具申」より)

【 図表 世帯構成の推計（全世帯、65歳以上、75歳以上） 】

(単位：%)

| 東京都 | | 単独世帯 | 核家族世帯 | | | その他の一般世帯 | |
|-------|-------------|------|--------|---------|------------|----------|--------------|
| | | | 核家族世帯計 | 夫婦のみの世帯 | 夫婦と子から成る世帯 | | ひとり親と子から成る世帯 |
| 全世帯 | 2010（平成22）年 | 45.8 | 48.5 | 17.1 | 23.9 | 7.6 | 5.7 |
| | 2025（平成37）年 | 45.4 | 50.6 | 18.0 | 22.8 | 9.8 | 4.0 |
| | 2035（平成47）年 | 46.0 | 50.3 | 18.7 | 21.0 | 10.6 | 3.7 |
| 65歳以上 | 2010（平成22）年 | 38.7 | 55.1 | 30.1 | 15.4 | 9.5 | 6.2 |
| | 2025（平成37）年 | 41.9 | 53.1 | 29.1 | 13.5 | 10.4 | 5.0 |
| | 2035（平成47）年 | 44.0 | 51.7 | 28.3 | 12.7 | 10.6 | 4.4 |
| 75歳以上 | 2010（平成22）年 | 43.5 | 50.4 | 29.3 | 10.5 | 10.6 | 6.1 |
| | 2025（平成37）年 | 43.7 | 51.4 | 29.0 | 10.9 | 11.5 | 4.8 |
| | 2035（平成47）年 | 45.2 | 50.2 | 28.1 | 9.8 | 12.3 | 4.6 |

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(出典：『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（平成25年4月推計）国立社会保障・人口問題研究所)

◇ コラム ◇

社会保障制度改革の道筋「21世紀型のコミュニティの再生」

社会保障制度改革国民会議は2013年8月6日、「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」と題した報告書を内閣府に提出しました。その報告書には、社会保障制度改革を推進するために、「自助を基本としつつ、自助の共同化としての共助（＝社会保障制度）が自助を支え、自助・共助で対応できない場合には、公的扶助が補完する仕組み」を基本とした考え方が示されています。そして住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく暮らせるよう、21世紀型のコミュニティの再生、つまりハード、ソフトの両面から地域づくりをする必要性があると訴えています。

この報告書が示されて、政府は急速に社会保障制度改革を進め、「要支援者に対する予防給付の見直しと生活支援の充実」「子ども、子育て支援新制度」「新たな障害保健福祉施策」「社会全体で認知症の人びとを支える仕組み」「新たな生活困窮者対策」など、地域で支える仕組みを基本とした改革を示しました。

その内容は、あたりまえの考え方です。つまり妊娠した人や、子どもから高齢者まで、障害があっても、認知症であっても、生活困窮者であっても、誰もが安心して住み続けられる地域づくりしましょうという内容です。

そのためには、すべての世代を対象とし、すべて世代が相互に支え合う仕組みをつくり、国と地方が協働して支える仕組みづくり、これらが今回の各種施策の共通点です。すでに自分たちの地域を自分たちでつくる取り組みは、全国各地で始まっています。例えば、東京都立川市都営大山団地自治会、岐阜県各務原市社会福祉協議会緑苑連合支部、鹿児島県大和村名音集落「のんティダの会」などでは、住民組織を中心とした地域づくりに取り組み成果が出ています。

東久留米市民が住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らせるため、お互いを認め合い、それぞれが支え合って生活できる地域を皆でつくりませんか。

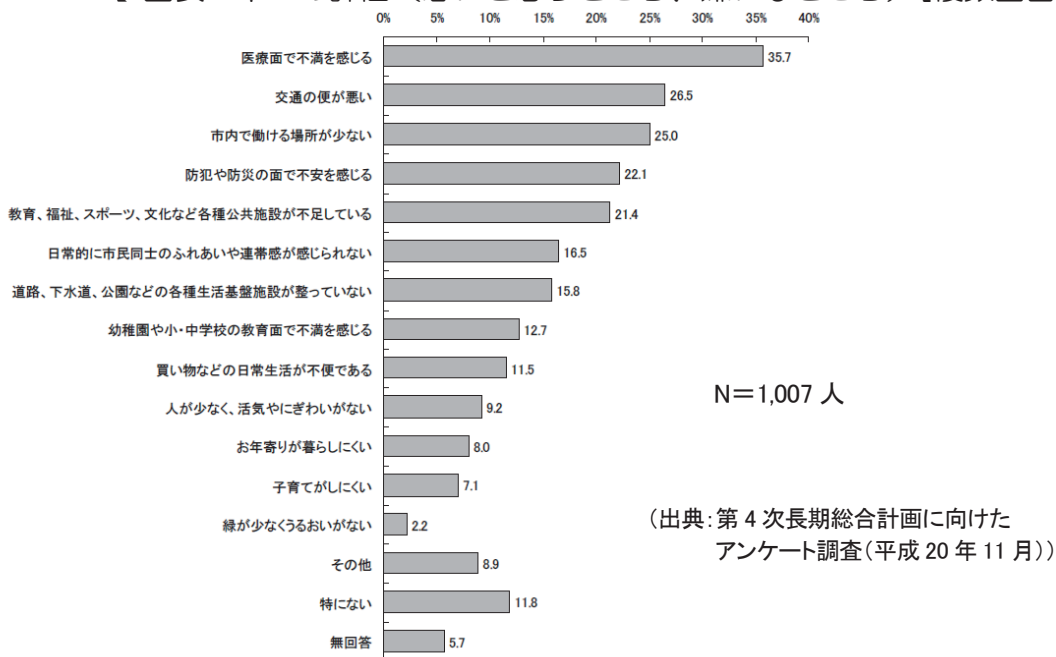
(東久留米市社会福祉審議会委員／公益財団法人さわやか福祉財団 加藤 昌之)

2 潜在する課題

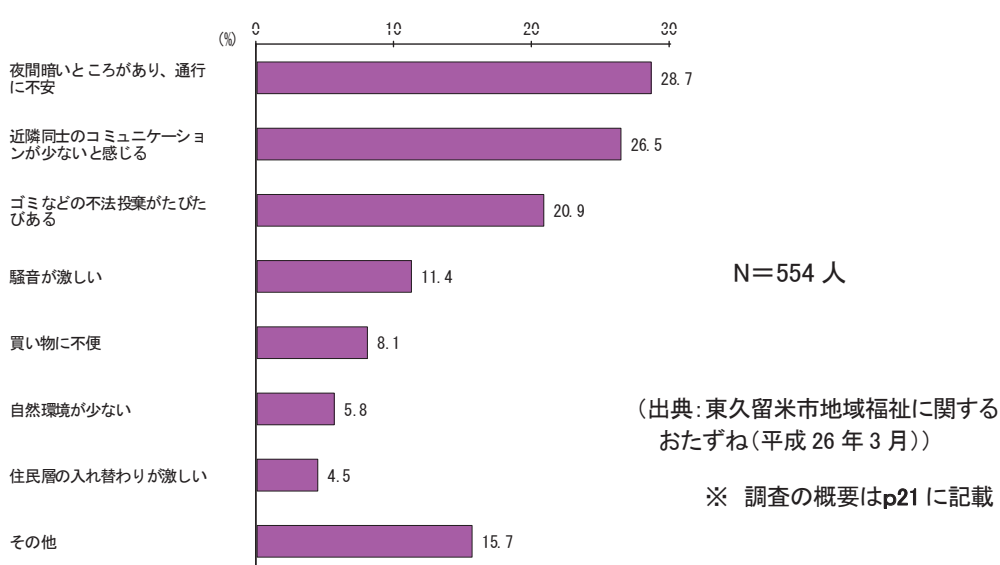
(1) 地域生活にかかる課題

- 少子・高齢化の進行や人口減少などは様々な側面で地域社会への影響が想定されるとともに、従来、地域社会が担ってきた役割が十分機能しなくなることで、市民一人ひとりの生活に支障をきたすことが懸念されます。
- 多様な価値観を有する市民が増える一方、単身世帯等核家族化の進行が各年代において進むことにより、日常の相対（あいたい）によるコミュニケーションの機会が少なくなる可能性があります。
- 新たに転入してきた市民や外国籍の市民にとっても、安心して生活できるためには、日常のコミュニケーションは欠かせないものです。

【 図表 市への評価（悪いと思うところ、嫌いなところ）〔複数回答〕 】



【 図表 現在の居住地域での課題〔複数回答〕 】



(2) 就労をめぐる課題

○ 若年層においては、30 歳代の生活保護率の上昇がみられます。また、非正規労働者の増加、賃金の伸び悩み等を背景として、長時間労働による健康悪化などにより就労が続けられなくなり、生活保護制度の世帯類型別でいう稼働能力を有すると思われる「その他世帯」の保護率が急上昇しています。特に若年世代の経済的貧困は、親元世帯との同居により「隠れた貧困問題」化する可能性があります。

また、再就職の機会も高年齢化するほど限られることから、非正規の就労等に依存せざるをえなくなり、経済的な貧困状況を抜け出すことが困難になりやすい傾向があります。

さらに雇用に結びつかない場合は閉じこもりや引きこもりなど、生活習慣が不安定化することで心身への悪影響を及ぼしかねないことが懸念されます。

【 図表 雇用者数の推移 】

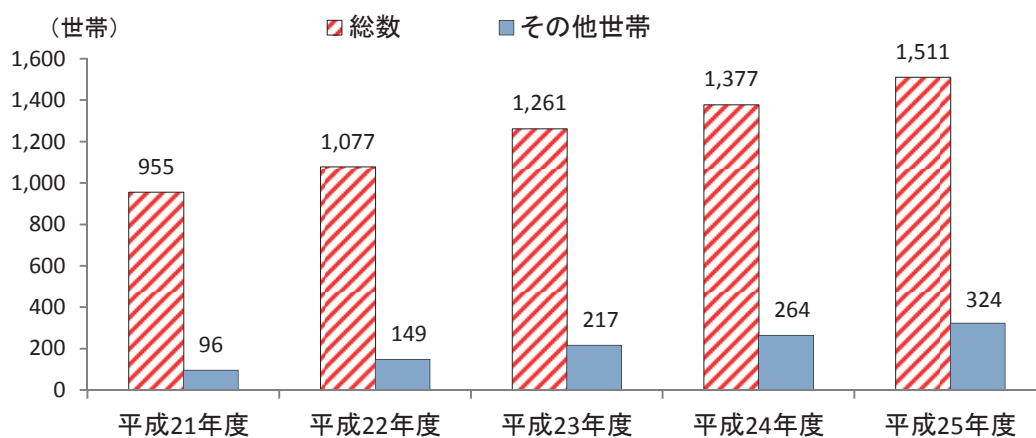
(単位:人)

| | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|---------------------|
| 総数 ※ | 57,647 | 54,734 | 52,692 | 54,360 | |
| 雇用者 | 46,251 | 44,155 | 43,141 | 42,858 | |
| 常雇 | - | 37,353 | 35,308 | 27,026 | |
| 臨時雇 | - | 6,802 | 7,833 | 15,832 | (雇用者) 労働者派遣事業所の派遣社員 |
| | | | | 1,642 | (雇用者) パート・アルバイト・その他 |
| | | | | 14,190 | |
| 役員 | 4,029 | 3,138 | 3,267 | 2,776 | |
| 雇人のある業主 | 1,676 | 1,753 | 1,206 | 863 | |
| 雇人のない業主 (家庭内職者含む) | 3,634 | 3,805 | 3,569 | 3,157 | |
| 家族従業者 | 2,054 | 1,752 | 1,389 | 1,163 | |
| 家庭内職者 | - | 118 | 100 | 57 | |

※ 総数は従業上の地位「不詳」を含む。

(出典：国勢調査)

【 図表 被保護世帯数の推移（総数・その他世帯） 】



【 図表 世帯類型別被保護世帯数の推移 】

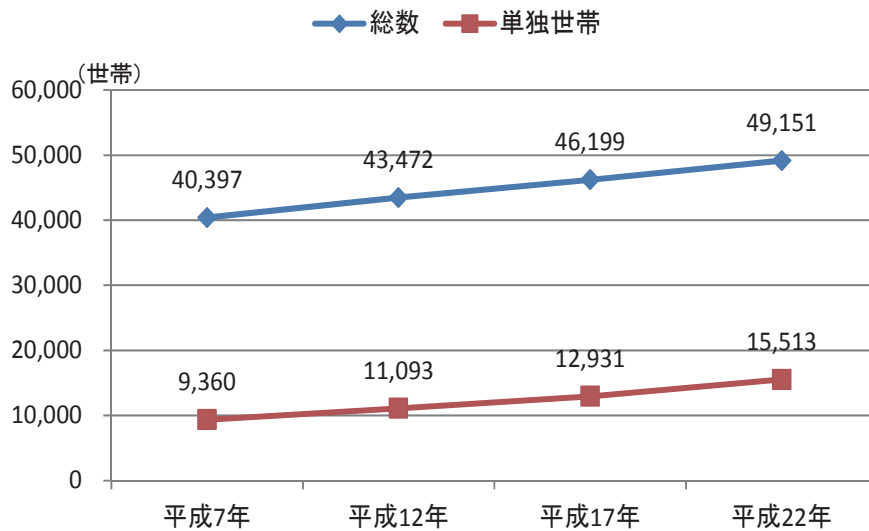
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 総 数 | 955 (1,367) | 1,077 (1,560) | 1,261 (1,825) | 1,377 (1,994) | 1,511 (2,193) |
| 高齢者 | 380 | 418 | 478 | 506 | 557 |
| 母子 | 81 | 92 | 100 | 114 | 116 |
| 児童 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障害者 | 152 | 144 | 159 | 168 | 183 |
| 傷病 | 246 | 274 | 307 | 325 | 331 |
| その他 | 96 | 149 | 217 | 264 | 324 |

※ 各年度4月1日現在、カッコ内は人数、停止中除く
(出典：福祉総務課)

(3) 地域社会をめぐる課題

○ 従来の地域社会では、複数世代の同居世帯や居住年数の長い高齢者等が日常生活のなかで地域の子どもや高齢者の見守り役を果たしてきていましたが、世帯状況の変化等により、近隣どうしのつながりが失われ、「孤独死」や「行方不明」者の発見・顕在化が遅れるなど、思いもよらぬ形で深刻な問題が生じています。

【 図表 世帯類型別世帯数の推移（総世帯・単独世帯） 】



【 図表 世帯類型別世帯数の推移 】

| | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 ※ | 40,397 | 43,472 | 46,199 | 49,151 |
| 親族世帯 | 30,885 | 32,178 | 32,999 | 33,287 |
| うち核家族世帯 | 28,291 | 29,636 | 30,473 | 30,949 |
| うちその他の親族世帯 | 2,594 | 2,542 | 2,526 | 2,338 |
| 非親族世帯 | 152 | 201 | 269 | 336 |
| 単独世帯 | 9,360 | 11,093 | 12,931 | 15,513 |
| （再掲）母子世帯 | — | 539 | 664 | 799 |
| （再掲）父子世帯 | — | 69 | 69 | 133 |

※ 世帯の家族類型「不詳」を含む。

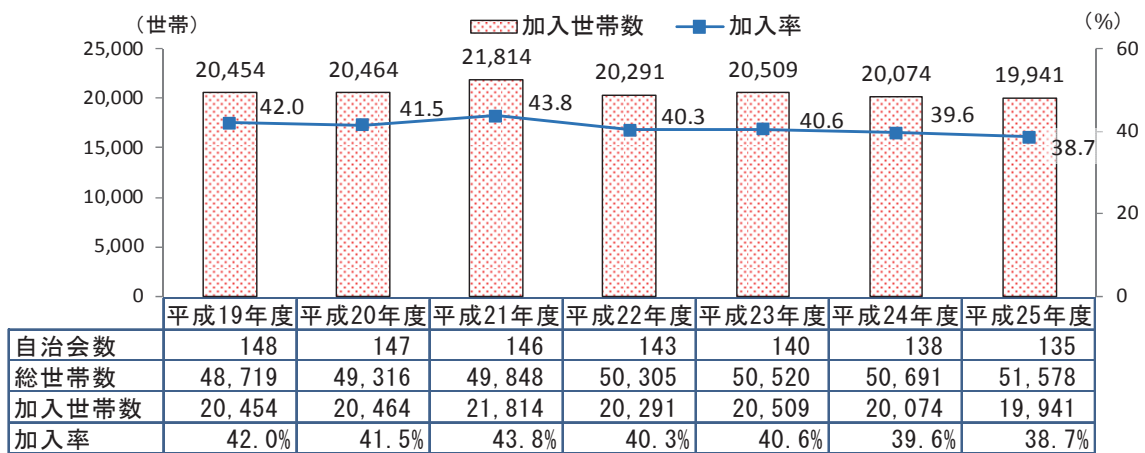
(出典：国勢調査)

○ 近年、自治会の加入率や自治会数の減少傾向がみられるようになってきています。

また、高層の集合住宅など、多くの住民層が過去からのつながりを意識せず、集住することにより、住宅周辺の地域との接点がない状態に対策を打たなければ、従来の自治会等が担ってきた互助機能が低下する可能性が高くなっています。

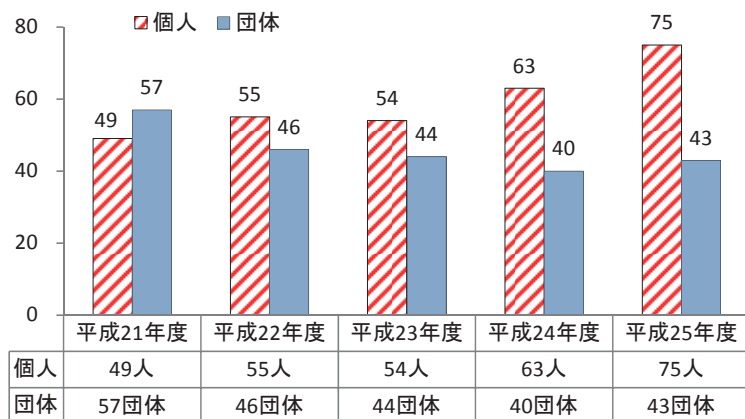
地域のつながりが絶たれることで、防犯、防災など従来地域社会が担ってきた安全・安心のしくみが機能しないばかりか、問題が発生した時の対応などが手遅れになることで、被害や犠牲を拡大する結果にもなりかねません。

【 図表 自治会加入世帯数・加入率の推移 】



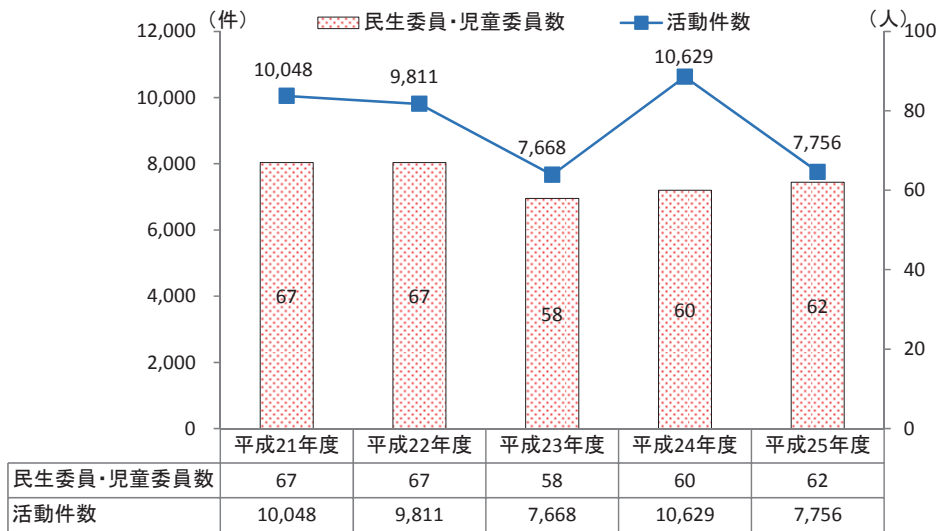
※総世帯数：住民基本台帳（各年4月1日）
（出典：生活文化課）

【 図表 ボランティア登録者数等の推移 】



（出典：社会福祉協議会）

【 図表 民生委員・児童委員活動等の推移 】



※各年度 3 月 31 日現在
(出典：福祉総務課)

◇ コラム ◇

思いやり あなたと私の地域の“わ”

東久留米市民生・児童委員協議会は 80 名（欠員あり）で活動しています。私たち民生・児童委員・主任児童委員の一番大切な仕事は、地域の人と行政（市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）をつなぎ、地域の方たちが安心して暮らせるよう、お子様たちが元気に健やかに成長できるよう、悩みや心配事の相談にのり解決に向かうようにすることです。

子育て支援から高齢者の見守りまでと多くの活動に携っていますが、日常支援の事例としては、児童館の幼児の集いのお手伝い、小学校では地域の幼児・未就学児・母親との交流のお手伝い等をしています。高齢者福祉施設では「サロン」等を運営し地域の人たちに喜ばれています。長寿の集いへの参加や、災害時要援護者には「緊急情報シート」を「熱中症に気を付けて」などと日ごろのご様子を伺いながら配布しました。東日本大震災の被災者住宅では、「ふれあいの会」等へ社会福祉協議会職員と一緒に参加をしています。

5 月 12 日は民生・児童委員の日です。活動強化週間では、都内全地区より参加の約 1,500 名で新宿通りを普及・啓発パレード。東久留米市では 5 月 10 日、市役所市民プラザで子育て中の親子に、リトミック・絵本読み聞かせ・エプロンシアター・折り紙等のほか、クッキーを販売し売上金は東日本大震災子ども応援募金にと委員全員参加で行いました。形の見える活動は民生・児童委員の存在を地域の人に知ってもらう良い機会になりました。

私たちは民生・児童委員として、子育て、児童・障害・高齢・生活福祉、人権問題等に関する知識の修得に努め、関連施設訪問や交流等の研鑽をつんでいます。今年も全員で普通救命講習を受け資格を継続していきます。

東久留米市は現在、民生・児童委員の欠員が多くなっています。福祉に同じ思いをお持ちの方、地域でボランティア活動をなさっている方、是非、私たちのお仲間になって一緒に活動いたしませんか。



【 心肺蘇生等を学ぶ普通救命講習 】

(東久留米市社会福祉審議会委員／民生・児童委員協議会 鈴木 しげ子)

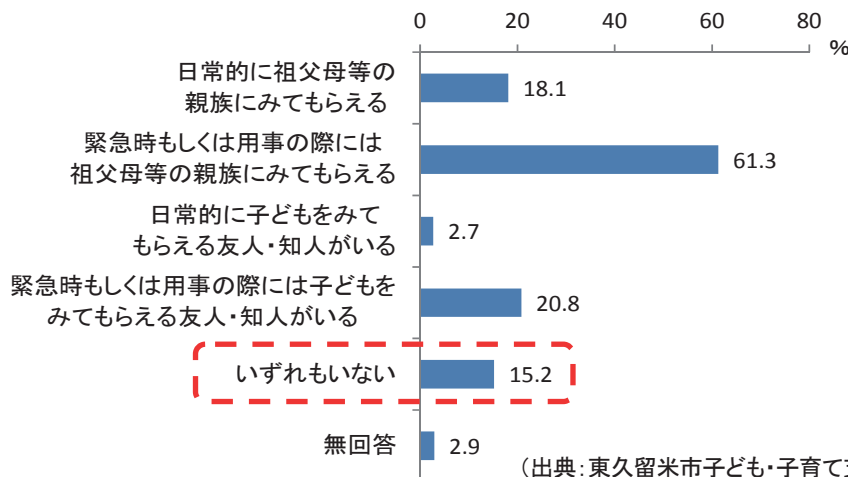
(4) 子ども・子育てをめぐる課題

【子ども・子育て支援ニーズ調査より】

○ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、61.3%となっています。次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が20.8%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が18.1%の順となっています。

一方、「いずれもない(だれにも見てもらえない)」が15.2%となっています。

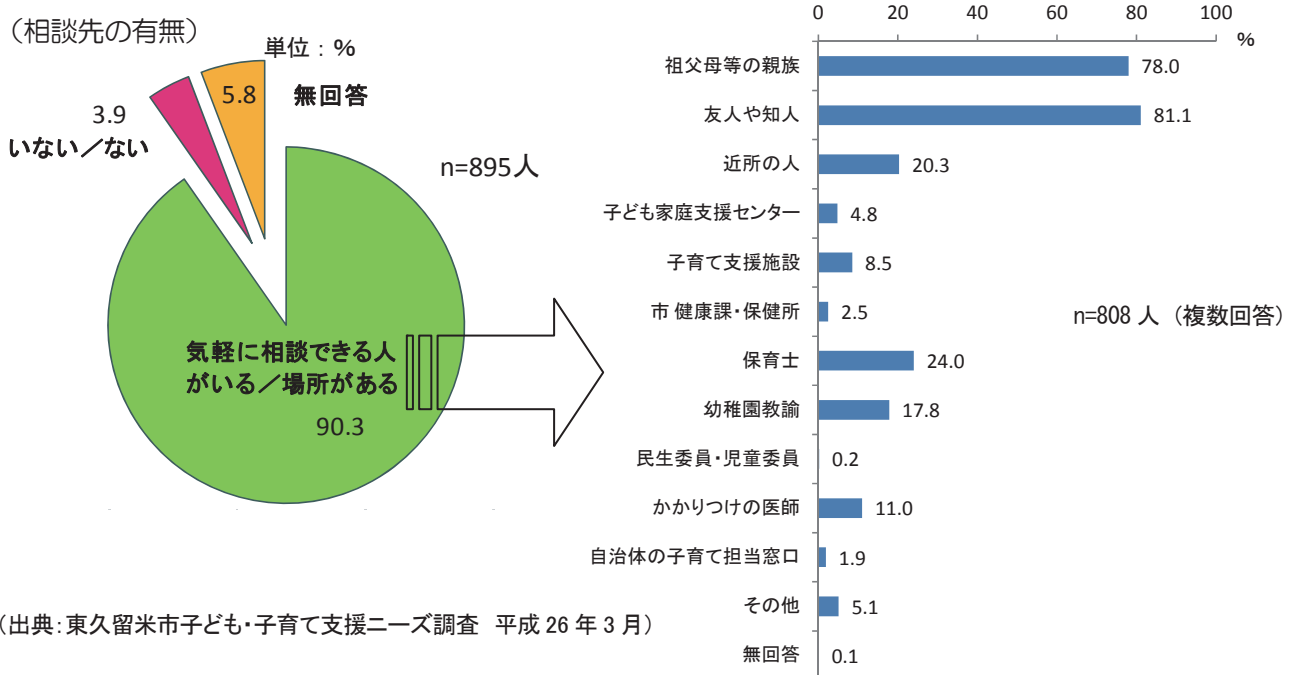
【図表 子どもをみてもらえる親族・知人の有無〔複数回答〕】



(出典: 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査 平成26年3月)

○ 子育てについて気軽に相談できる人や機関については、9割(90.3%)が「相談先がいる/ある」としています。一方、3.9%が「相談先がない/ない」としています。相談先のある回答者のうち、「友人や知人」が最も多く、81.1%となっています。次いで「祖父母等の親族」が78.0%、「保育士」が24.0%、「近所の人」が20.3%と続いています。

【図表 子育てについて気軽に相談できる人や機関】



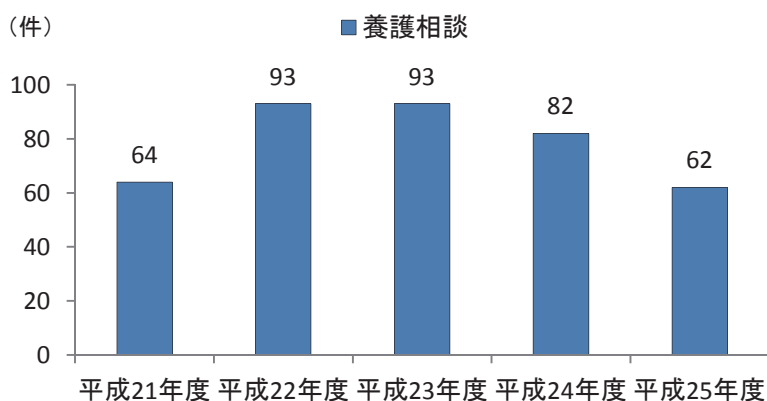
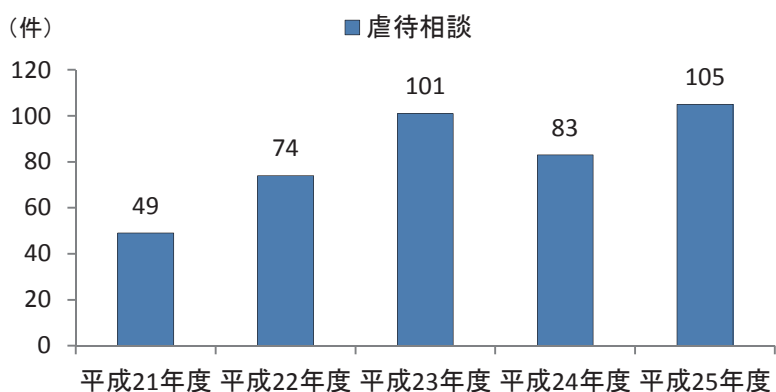
(出典: 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査 平成26年3月)

[課題]

- 子育て家庭では、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などから、子育ての不安や孤立感が高まっています。さらに不安定な雇用形態が続く状況下で、経済的負担と相まって精神的負担は増大し、子どもの心身の健やかな発達に少なからず影響を及ぼし、場合によっては生命をも脅かすような虐待の発生も後を絶ちません。

平成27年4月に施行の「子ども・子育て支援新制度」では、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的とし、これを達成するため基礎的自治体（市）が主体となり、「全ての子どもや子育て家庭を対象に、地域の実情や法律に即して多様な子育て支援の量的拡充と質的改善を図り、子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す」としていますが、上記のような状況下では、行政が、子育て支援を質・量ともに充実させるだけでは、目指す社会の実現は困難です。今後は、家庭、学校はもとより、地域社会においても、子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めながら、連携・協力して取り組んでいくことが求められます。

【 図表 子ども家庭支援センター相談件数（虐待相談・養護相談）の推移 】



(出典:子育て支援課)

◇ コラム ◇

「誰もが生きやすい地域づくりを目指して」

身近なゲートキーパーの普及と「子どもの心の健康づくり」

東京都多摩小平保健所では、自殺総合対策の一環として保健医療関係学生や食品衛生等の事業者に対して「身近なゲートキーパー」(※)の働きかけを行っています。都では、毎年 2500～2800 名、平成 24 年には北多摩北部保健医療圏(東久留米市、小平市、東村山市、清瀬市、西東京市)で 138 人の方が自殺で大切な命をなくされ、周囲の家族や知人に大きな衝撃と心の痛みを残しています。

自殺は病気や対人関係、経済問題等の幾つかの要因が複雑に絡んで起きる事ですが、自殺予防や遺族支援に社会全体で取り組むことは、「辛い時にはSOSを発信できる誰もが生きやすい地域」に繋がります。

多摩小平保健所では平成 26 年度、2つの取り組みを実践しています。一つは、様々な問題に追い込まれてしまい、自らはSOSを発信できない方の変化に気づき、声がけをし、心の痛みを耳を傾け(傾聴)、必要な時は専門機関への繋ぎや相談を勧める「身近なゲートキーパー(*)」の普及です。内閣府等の調査でも「自殺を思いとどまった、辛い時を何とか乗り越えた」という方の多くは、安心して語れる身近な方の存在に救われた、と振り返っています。右の写真は、東久留米市の食品衛生実務講習会(平成 26 年 10 月 9 日)の光景です。日ごろの営業や販売等を通じて接してきたお客様等の話しぶりや体調の変化等に気づいた時、「どうしたの?心配だから私で良ければ話を聞きますが」というメッセージを届けて頂くことが、明日に命を繋ぐ第一歩になるという話を、多くの受講者の方々が熱心に聞いて下さいました。



【食品衛生実務講習会】

また、保健所では 5 市の健康課、学校保健担当課等と連携して一昨年度から、子供たちが悩みを抱えた時に、安心して信頼できる大人にSOSを発信できるよう、児童・生徒向けの啓発リーフレットの作成と普及にも取り組んでいます。

人生のプロセスの中で「死にたいほど辛い」「私なんていない方が・・・」と感じた時に、専門機関の的確なサポートとあたたかい繋がりのある街の力で、再び、その方らしく時計を前に進められる-東久留米市が、そんな「誰もが生きやすい街に」となると良いですね。



【啓発リーフレット(表紙)】

(東久留米市社会福祉審議会委員/東京都多摩小平保健所 向山 晴子)

*ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと(内閣府HPより)

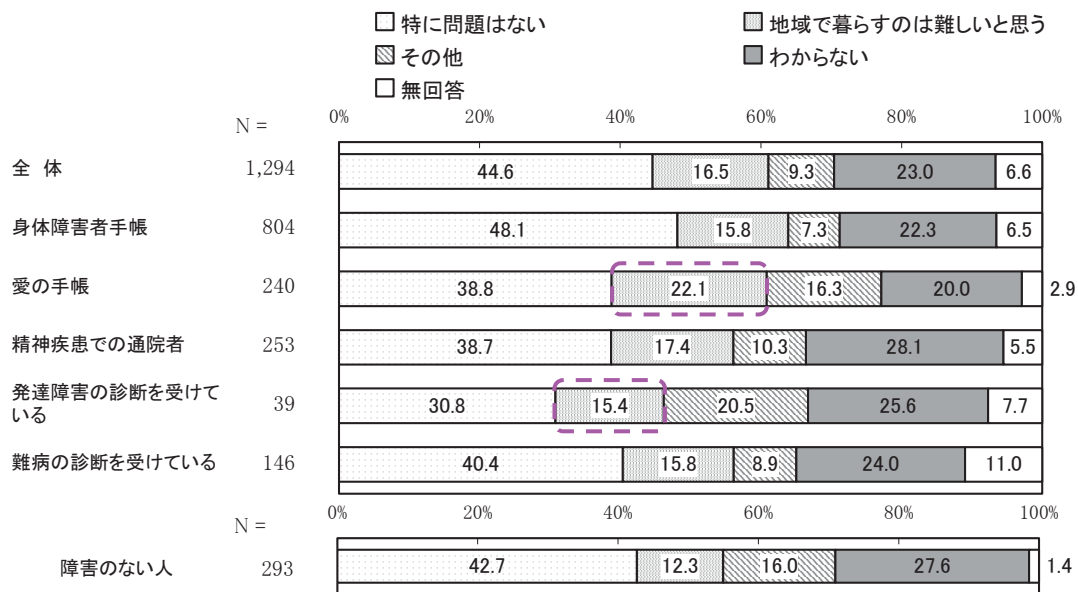
(5) 障害者をめぐる課題

[障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査より]

○ 障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくことについては、障害の有無に関わらず「特に問題はない」とする割合が3割~4割と、「わからない」とする回答を上回っています。

これに対し、「地域で暮らすのは難しいと思う」とする割合は、発達障害の診断を受けている方では15.4%に対し、知的障害者では、22.1%と2割を超えています。

【図表 障害者が入所施設から住み慣れた地域で暮らしていくことについて】



(出典:東久留米市障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査 平成26年12月)

○ 障害のある方が地域で生活していくために必要なことについてみると、「相談支援の充実」が最も多く、身体障害者、精神障害者ではそれぞれ41.7%、41.5%みられます。

また、知的障害者では「グループホームの拡充」が43.8%、発達障害者では「周囲（地域の）の方の障害に対する理解」が56.4%と半数を超えています。（次ページ図表参照）

【 図表 障害のある方が地域で生活していくために必要なことについて〔複数回答〕 】

単位：％

| 区分 | 有効回答数 (件) | 地域生活やサービス 利用に関する相談支援 | 訪問系サービスの充実 | 日中の活動・訓練場所 や作業所の充実 | グループホームの拡充 | 手話などによるコミュ ニケーションの支援 | 障害者のための住宅の 確保 |
|---------------|--------------|-------------------------|------------|-----------------------|------------|-------------------------|------------------|
| 全 体 | 1294 | 40.3 | 23.0 | 20.2 | 14.6 | 2.1 | 22.5 |
| 身体障害者手帳 | 804 | 41.7 | 24.5 | 15.2 | 10.2 | 2.2 | 21.5 |
| 愛の手帳 | 240 | 32.1 | 15.0 | 41.3 | 43.8 | 1.3 | 25.8 |
| 精神疾患での通院者 | 253 | 41.5 | 20.9 | 25.7 | 14.6 | 3.2 | 26.9 |
| 発達障害の診断を受けている | 39 | 35.9 | 17.9 | 41.0 | 25.6 | 2.6 | 15.4 |
| 難病の診断を受けている | 146 | 34.9 | 33.6 | 17.1 | 9.6 | 0.7 | 21.9 |

| 区分 | 利用しやすい医療機関 | 一般就労するための 支援 | 交通機関や施設などの バリアフリー化 | 地域の人たちの障害に 対する理解 | 特に必要なことはない | その他 | 無回答 |
|---------------|------------|-----------------|-----------------------|---------------------|------------|-----|------|
| 全 体 | 32.5 | 16.6 | 18.2 | 32.8 | 4.8 | 2.0 | 9.6 |
| 身体障害者手帳 | 35.1 | 13.8 | 23.3 | 29.9 | 5.2 | 1.9 | 9.2 |
| 愛の手帳 | 23.3 | 20.0 | 3.8 | 41.3 | 0.8 | 1.3 | 12.1 |
| 精神疾患での通院者 | 28.5 | 23.7 | 11.1 | 34.8 | 5.1 | 4.7 | 7.5 |
| 発達障害の診断を受けている | 41.0 | 28.2 | 7.7 | 56.4 | — | — | 5.1 |
| 難病の診断を受けている | 32.2 | 19.2 | 24.0 | 28.1 | 3.4 | 0.7 | 13.0 |

(出典：東久留米市障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査 平成 26 年 12 月)

【課 題】

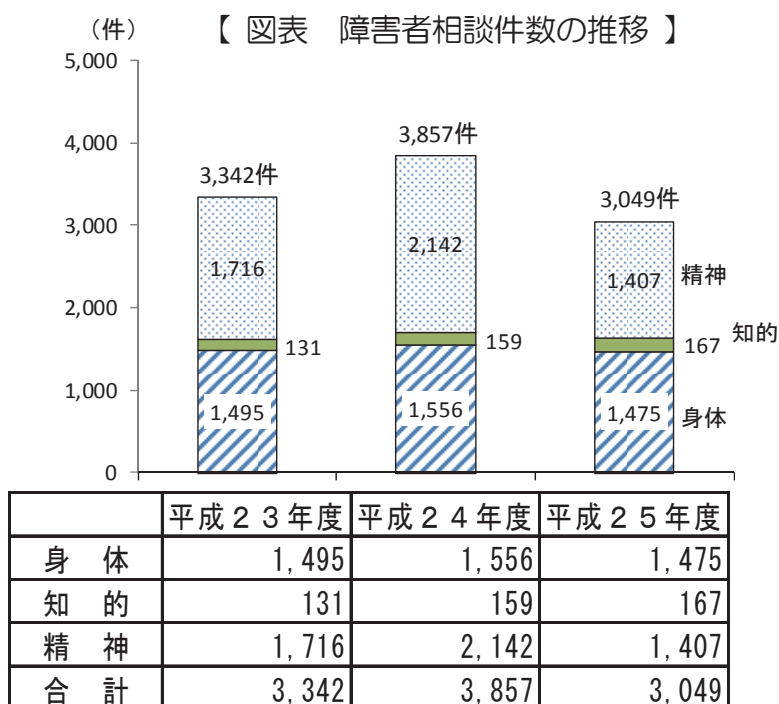
○ 障害者をめぐっては、障害者基本法や障害者差別解消法（*）などの国内法の整備を行った上で、平成 26 年 1 月に「障害のある人の権利に関する条約」が批准されました。この条約の締約国は「障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利を認め（中略）この権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン（*）及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとる」ことが求められています。

平成 18 年に施行された障害者自立支援法は、度重なる改正を経て、法律の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改めながらも、障害福祉サービスの量的な拡大に大きな役割を果たしたといえます。生まれながらの障害をもっている方も、地域で教育を受け、就労又は日中活動の場が選べ、親亡き後も安心して暮らせる方向へと、市内の施設基盤整備が急速に進められました。

しかしながら、こうした公的な制度保障だけでは充足されない個別のニーズや、回避できないリスクを抱えながら暮らしている障害者も、依然として少なくはありません。そして、それらを全て公的にカバーすることには限界があります。障害者差別解消法の施行を一つの契機として、障害への理解を地域に広げ、障害のある方が地域の一員として受け入れられ、地域の方との日常的な関係性を深めていくことが必要です。更に、障害者が第一に望んでいることは就労を通じた社会参加です。地域活動、地域づくりの担い手としても認められることを障害者は願っています。

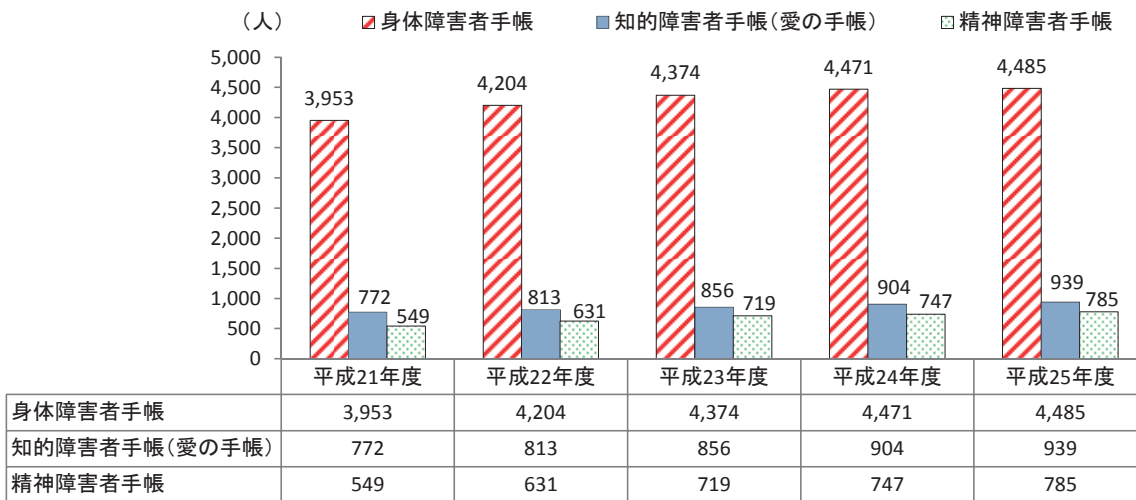
* 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、平成 25 年 6 月に公布され、平成 28 年 4 月から施行されることが決まっています。

* インクルージョン：誰もが受け入れられる社会



（出典：障害福祉課）

【 図表 障害者手帳所持者数の推移 】



(出典: 障害福祉課)

◇ コラム ◇

障害があっても市民として東久留米市で暮らしていくために

障害分野は、多岐に渡ります。乳幼児から学齢期、成人期と年齢・年代も様々、障害の種類も様々です。市内にお住まいの方もいますし、今は入所施設や病院などで暮らしていますが、東久留米市に戻りたいと思っている方もいます。いずれにせよ、一人ひとりの願いは障害があっても東久留米市で安心して暮らしていくことに間違いはありません。「障害者地域自立支援協議会」は、そうした方たちを支えていくために、平成 24 年に設立されました。

協議会には、2つの部会があります。

「住みよいまちづくり部会」は、市民の参加もいただいて、障害のある方たちの東久留米市での暮らしを語っていくことを大切にしています。「東日本大震災」では障害のある方の死亡率が、そうでない方の2倍にもなってしまいました。そのことを考えると、障害があっても日ごろからの隣近所とのつながりがとても大切と思われます。

また「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」が施行されましたが、この法律の趣旨も市民に理解してもらう必要があります。そして、地域の暮らしにもっとも必要なのは、福祉サービスと共に市民の理解です。かわいそうな障害者と見るのではなく、障害のある市民としての権利と責任があることを互いに理解していくことが大切だと考えています。

障害をもって地域で暮らしていくうえでは、様々な困難にぶつかります。「相談支援部会」はその困難を一つひとつ解決していくことを目指しています。仕事がない、収入が少ない、親が高齢で自分の支援ができない、地域に戻りたいなどの相談内容にしっかりと向き合うことが地域力につながっていくと考えています。

協議会や部会を通して、事業所や関係者がつながっていくことも大切にしています。東久留米市は民間の事業所が障害福祉の歴史を作ってきました。そうした実績を障害のある方たちの地域の暮らしに役立てていきたいと考えます。

ぜひ「障害者自立支援協議会」を身近に感じてもらい、ご一緒に障害のある方たちの暮らしを支えてください。

(東久留米市社会福祉審議会委員/障害施設代表者会 磯部 光孝)



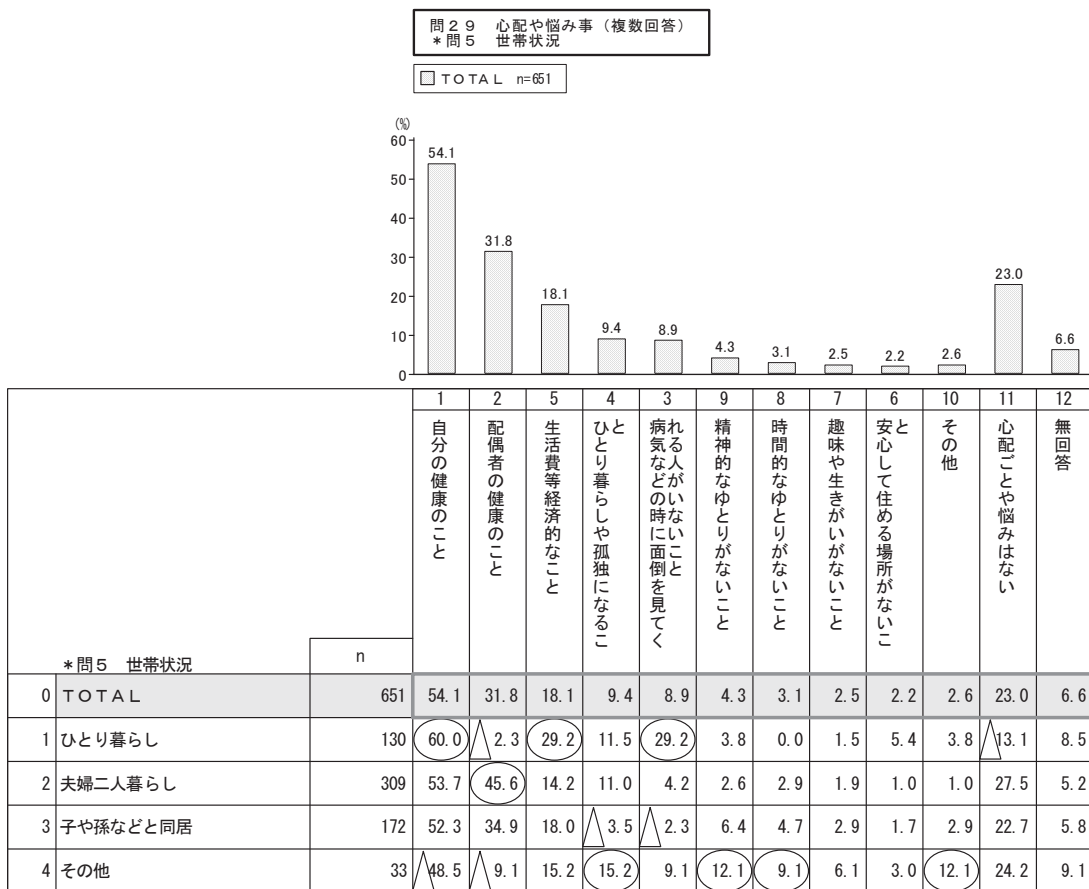
【 すけだちくん「いっしょにすけだちいたそう」と東久留米の地域資源 PR キャラクターるめちゃん 】

(6) 高齢者をめぐる課題

[高齢者アンケート調査より]

- 高齢者の心配や悩みごとについて、世帯状況別にみると、ひとり暮らしでは「自分の健康のこと」(60.0%)、「生活費等経済的なこと」(29.2%)、「病気などの時に面倒を見てくれる人がいないこと」(29.2%)の割合が、夫婦二人暮らしでは「配偶者の健康のこと」(45.6%)の割合が、それぞれ他の世帯より多くなっています。

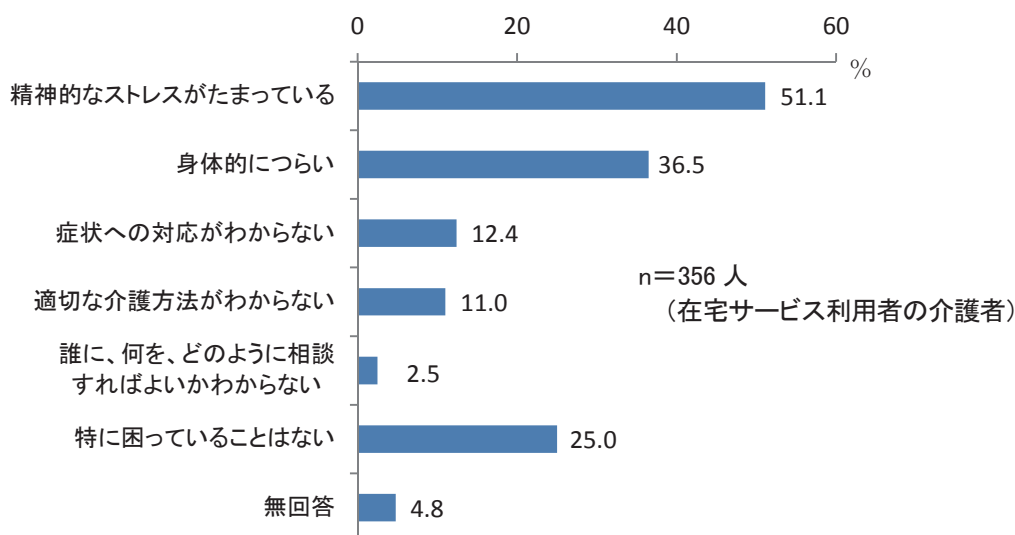
【 図表 高齢者の心配や悩みごと [複数回答] 】



(出典: 東久留米市高齢者アンケート調査 平成26年3月)

- 主な介護者の在宅介護時に困ったことや負担に感じることについては、「精神的なストレスがたまっている」が51.1%で最も多く、次いで「身体的につらい（腰痛や肩こりなど）」が36.5%となっています。

【 図表 介護への困りごとや負担感 [複数回答] 】

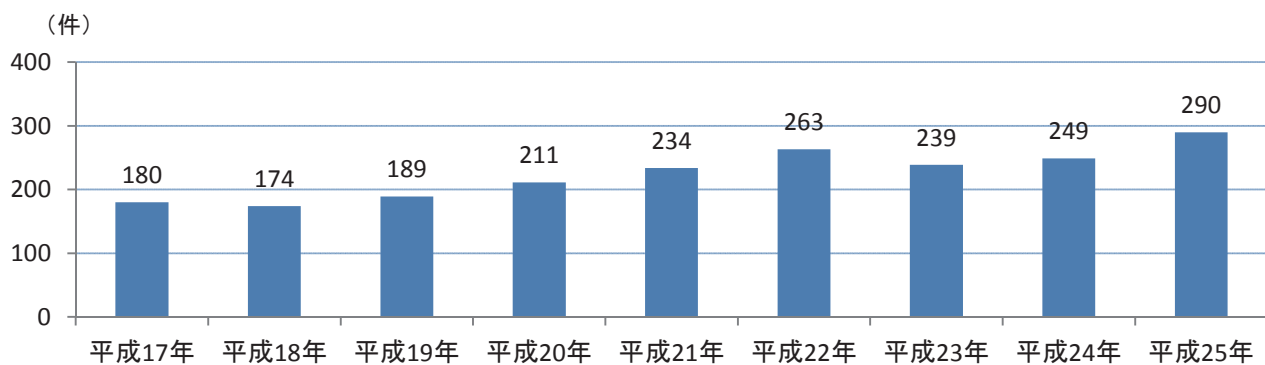


(出典:東久留米市高齢者アンケート調査 平成 26 年 3 月)

[課 題]

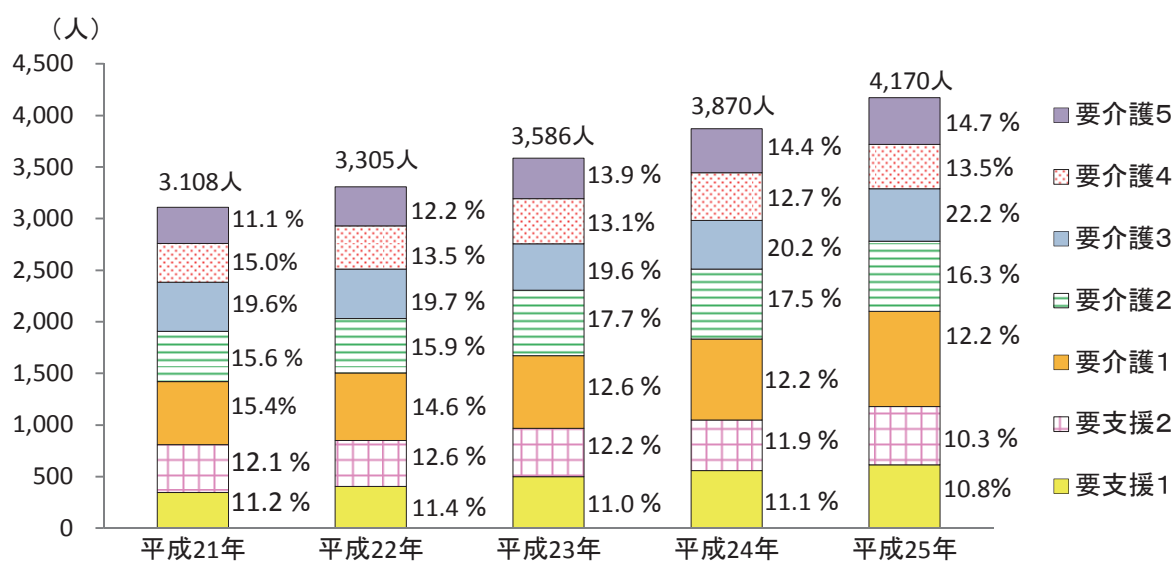
- 高齢者の場合、健康面や経済面での不安は大きく、孤独死をはじめ、寝たきりや認知症へのリスクを抱えることとなります。また、近年の振り込め詐欺等の犯罪や、訪問販売・電話勧誘販売等の消費者被害は悪質、かつ巧妙化してきており、特にひとり暮らしや夫婦世帯を中心に犯罪に巻き込まれやすいため、常時支援を必要とする状況になりやすいと想定されます。

【 図表 60 歳以上の消費生活相談件数 】



(出典:生活文化課)

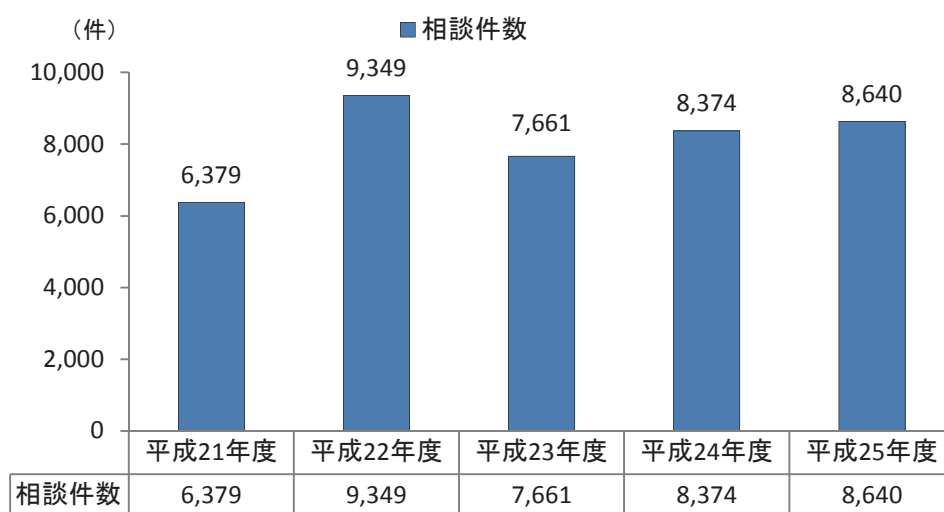
【 図表 要介護認定者数の推移 】



| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 要支援 1 | 344 | 403 | 498 | 557 | 614 |
| 要支援 2 | 465 | 446 | 468 | 491 | 562 |
| 要介護 1 | 610 | 652 | 703 | 783 | 925 |
| 要介護 2 | 485 | 527 | 635 | 679 | 680 |
| 要介護 3 | 479 | 481 | 451 | 471 | 508 |
| 要介護 4 | 376 | 418 | 438 | 461 | 430 |
| 要介護 5 | 349 | 378 | 393 | 428 | 451 |
| 合計 | 3,108 | 3,305 | 3,586 | 3,870 | 4,170 |

※各年 4月 1日現在
(出典:介護福祉課)

【 図表 地域包括支援センター相談件数の推移 】



(出典:介護福祉課)

3 「東久留米市地域福祉に関するおたずね」から見たつながりづくりの必要性

- 地域社会における課題や問題には、行政の施策の想定する範囲を超えるケース、制度の谷間に位置するケースもあり、行政による公的サービスの一律的な提供では十分課題解決につながらないことが想定されます。そればかりか、地域社会で見守る、支え合うしくみが脆弱化した場合、行政サービス自体、スムーズに提供されなくなるおそれがあります。
- 「東久留米市地域福祉に関するおたずね」のアンケート結果からは、性・年代を問わず現在の地域での暮らしにおける「地域のつながり」の必要性を指摘する割合が多く、今後市民が関心をもてるよう、つながりづくりをどう進めていくか、次の第2節で示します。

「東久留米市地域福祉に関するおたずね」調査の概要

1 調査の目的

本調査は、福祉のまちづくりを進め、すべての市民が安全・安心で住みよい地域づくりに参加できるように、市民の日ごろの考えや、地域で感じている課題などを把握し、地域福祉の計画づくりに役立てることを目的に実施した。

2 調査の概要

調査対象 : 東久留米市内在住で20歳～74歳の男女1500人
抽出方法 : 層化無作為抽出法
調査方法 : 郵送配布、郵送回収法
調査期間 : 平成25年9月10日(火)～9月24日(火)
有効回収率 : 36.9% (554s/1,500s)

第2節 新たな支え合いとしての地域福祉の方向性

第1節で述べたような地域社会の変化に対し、従来の解決方策の限界をふまえたうえで、市民一人ひとり、行政及び専門機関・スタッフ等による、新たな支え合いのしくみづくりを進め、住みよいまちをつくっていくことが必要となっています。そのためには、課題解決を一人ひとりの生活する地域で解決できるようにするとともに、身近なところで制度の谷間が生じることに「気づき」、「支え合う」しくみをつくっていく必要があります。

ここでは、地域福祉の課題にどのように取り組むかを3つの視点から整理しています。

1 福祉課題の解決を地域が担う姿に（自助を支える互助の重要性）

- 地域の住民が住み慣れた地域にかかる課題解決を図ることを通じて、一人ひとりのできること（自助）、隣近所同士でできること（互助）の経験を積み上げ、共有していくことが必要です。
- 「福祉サービスは受けるもの」とする従来からの福祉のとらえ方・考え方から転換し、だれもが参加できるような「地域福祉」像を構築する必要があります。特にみんなで支え合うこととその楽しさを再確認し、支えることで生きがいを感じながら生活し続けられる地域づくりをめざす必要があります。

2 制度の「谷間」への着目、福祉課題の「見える化」への対応（地域の視点の重視）

- 市民の福祉ニーズにきめ細かな対応が必要となるとともに、社会経済状況の変化に伴ってさまざまな制度の谷間に課題が生じ、今までの取り組みだけでは解決が困難になりつつあります。
- 今後は、地域で生活する市民の視点から、制度間の谷間にあたる現状をきめ細かく把握し「課題は何か」をわかりやすく情報提供し、市民と行政とで共有化することが必要です。また、行政は各部局間の連携はもとより、専門機関等との連携や協働を強化しながら、市民の力のみでは解決の及ばない点について、主導的に取り組んでいく必要があります。

3 「地域包括ケアシステム」の構築をめざす

(日常生活の拠点である「地域」を重視した取り組みを支援する)

- 「地域包括ケアシステム」は、日常生活の拠点である「地域」を中心として、様々なケアにかかる資源がつながるしくみとして「支援付き地域」の構築（P44 を参照）をめざす必要があります。

ここでいう「支援」は、専門的なケアにとどまらず、地域のボランティア、NPO、自治会・町内会活動などが手がけてきている様々な互助活動、支え合い等の活動を含めた考え方です。

(地域包括ケアシステムとは)

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制

(平成 21 年 3 月「地域包括ケア研究会報告書～今後の検討ための論点整理～」)

「福祉課題の解決を地域が担う」、「制度の「谷間」への着目」、「『地域包括ケアシステム』の構築」といった方向性を具体化するためには、従来からの個別施策の個別対応のみによるのではなく、総合的かつ中長期にわたって取り組むしくみを定着させていくことが欠かせません。

こうした観点から、計画を推進するための「ひとづくり」「拠点づくり」「ネットワークづくり」を構想し、「つながり」をもった取り組みを進めていくことが必要です。

- 地域のさまざまな福祉資源をつなぐしくみ（コーディネート機能）の充実の必要性

- ・ひとづくり

- ・拠点づくり

- ・ネットワークづくり

各取り組みが連携して、「地域でできること」を具体化していく

第2章 東久留米市地域福祉の基本的な考え方

第1節 これからの10年に向けた「東久留米の地域福祉」の基本理念

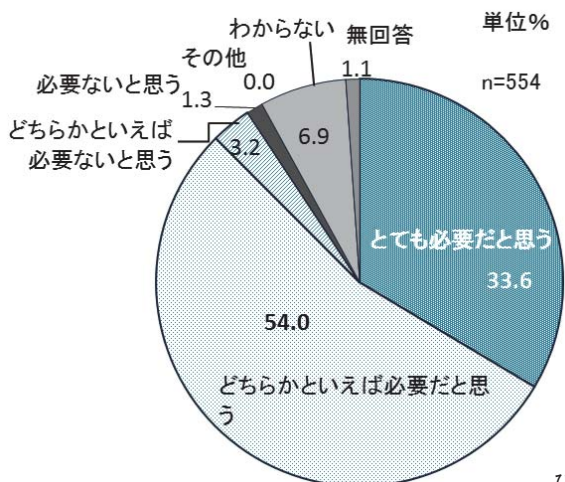
東久留米市地域福祉計画（第3次改定）の基本理念を、次のように定めます。

新たな“つながり”づくり

- 市民のライフスタイルや価値観の多様化、居住環境の変化に伴い、「住みよい地域づくり」をみんなで考える必要があります。
- さまざまな災害を経験する中で、あらためて人と人とのつながりをみんなが大切にし、住みよい環境をつくっていくことが求められています。
- 従来取り組まれてきた福祉活動をはじめとして、支え合うネットワークの大切さ、誰もが参加できるしくみ・機会が求められています。
- こうした市民一人ひとりの思いをおののの取り組める範囲でつなぎながら、必要な支援を受けられる地域社会づくりが求められています。

【図表 地域のつながり、支え合い】

現在の地域での暮らしにおける「地域のつながり」の必要性

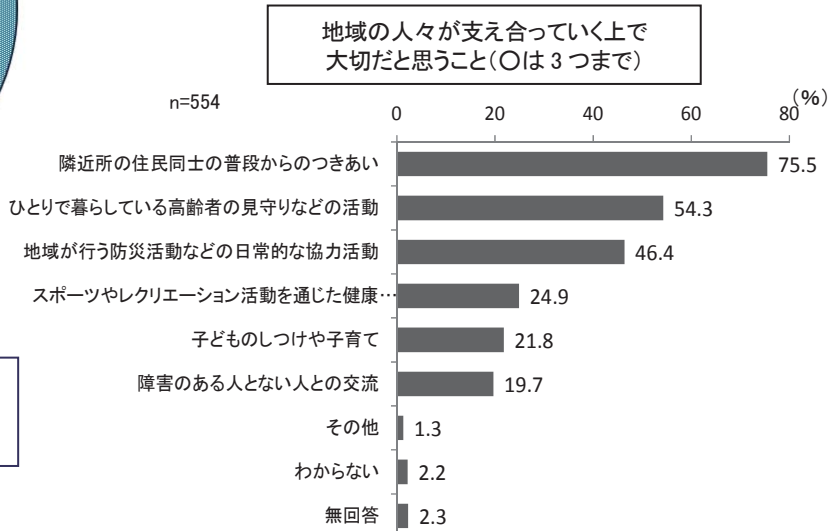


アンケートより

「地域のつながり」が必要だと思う市民の多さ

アンケートより

隣近所の住民同士の普段からのつきあいが大切だと思う市民の多さ



(出典: 東久留米市地域福祉に関するおたずね(平成26年3月))

第2節 本市における地域福祉のめざす取り組み

本市における地域福祉の推進を図るため、次の4点からの取り組みを進めます。

1 地域における「新たな支え合い」をつくりだす

地域においては、様々な生活課題への取り組みがなされている一方で、市民一人ひとりには見えにくく、相談先や相談方法がわからないために解決につながらない場合も多く想定されます。

まず、一人ひとりが生活する地域を基本に、相談や連絡が気軽にできるようになるしくみが必要です。

また、そうした悩みや課題を抱えて孤立してしまうことのないように、それぞれができる範囲で支え合えるしくみをつくる必要があります。

こうした、市民一人ひとりの課題解決のために、地域でつなぐ役割を果たすことを目指した、コーディネートのしくみづくりを進める必要があります。

また、住み慣れた地域社会においても、市民の目の届かない、あるいは市民による解決の困難な福祉課題が生じており、行政をはじめとした公的な機関による専門的、かつ迅速な対応が求められる場合があります。こうした課題を未然に防ぐためのしくみ（セーフティネット）を市民と行政、専門機関とが連携・協力して構築し、福祉課題の解決を早めることも重要な課題となってきます。

このように、地域における「新たな支え合い」にもとづくネットワークづくりを進めることが求められています。

◇ コラム ◇

「支えられる」から「支える」老人クラブへ

地域を基盤とする高齢者の自主組織である老人クラブ（シニアクラブ）は、戦後、先覚者と社会福祉協議会の協力によって各地に生まれました。現在では会員 650 万人の全国的なネットワークを有する高齢者組織で、市区町村、指定都市、都道府県、全国の各段階に連合会が組織されています。高齢社会の進行に伴って平成 21 年に国の運営要綱の一部改正が行われ、支えられる老人クラブから「支える老人クラブ」へと変わりました。

平均寿命は男 80 歳、女 86 歳と世界でもトップクラスで大変喜ばしいことですが、健康寿命との差は男 9 歳、女 12 歳と何らかの医療や介護を受けなければならない期間は長く、健康寿命を延ばすことが急務です。シニアクラブでは「健康寿命を延ばそう」を合い言葉にさまざまな活動を行っています。

27 クラブ、2,000 人の会員が活動する東久留米市シニアクラブの 3 大事業は「健康、友愛、奉仕」です。各クラブ・連合会の活動は、①趣味・教養・生きがい（カラオケ、踊り、書道等）、②スポーツ健康づくり（グランドゴルフ、ゲートボール等）のほか、③友愛活動として、ひとり暮らしや虚弱な会員への訪問等、④奉仕活動では、小学生の登下校時の見守りパトロール、公園などの清掃活動、高齢者施設への演芸慰問等、⑤地域との交流では、滝山・前沢みんなの夏祭りと市民みんなのまつりに踊り等で参加しています。



【シニアクラブ「落合フレンズ」による浅間神社の清掃】

東久留米シニアクラブでは独自に平成 25 年から 28 年まで会員増強運動を実施し、全老連の「100 万人会員増強運動」とも連動して平成 26 年から 30 年までの目標を 2150 人に置いて取り組んでいます。自分たちが楽しく活動して健康寿命を延ばすのはもちろんですが、支える老人クラブとして子どもやお年寄りの笑顔に励まされる地域貢献活動は毎日の生きがいにつながっています。皆さん、ご一緒に活動しませんか。ご参加をお待ちしています。

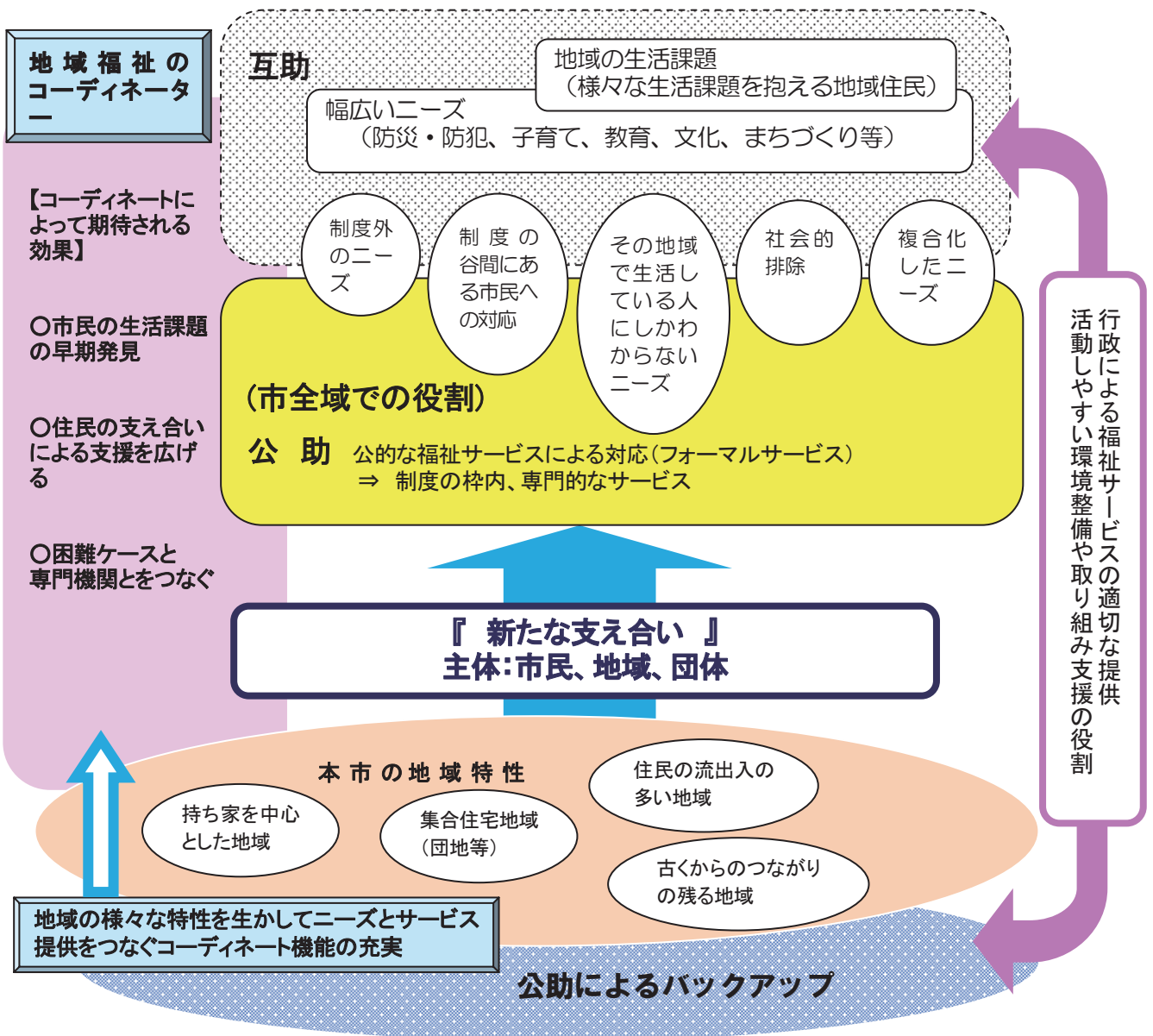
（東久留米市社会福祉審議会委員／シニアクラブ連合会 有賀 康明）

地域における「新たな支え合い」 概念図

～ 互助の支援、公助の充実、地域福祉コーディネーターの育成 ～

【目標】

- 生活課題について、身近な地域での解決を図り、支え合う力をもった地域づくりをめざします。
- 地域での支え合いを成り立たせる地盤づくりを進めます。
- 地域をつなぎ、専門機関をつなぎ、解決に導くしくみ（コーディネート）をつくります。



2 「地域包括ケアシステム」を推進する

「地域包括ケアシステム」は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が途切れることなく一体的に提供されるしくみとして、今後市が中心となって取り組んでいくしくみです。

本計画においても、この地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを念頭に置きながら、地域で支え合うしくみづくりを進める必要があります。

(1) 暮らしと住まいの施策

○ 多様な住まい方を念頭に置いた、中長期にわたる施策展開、都市計画、まちづくりの視点を重視します。

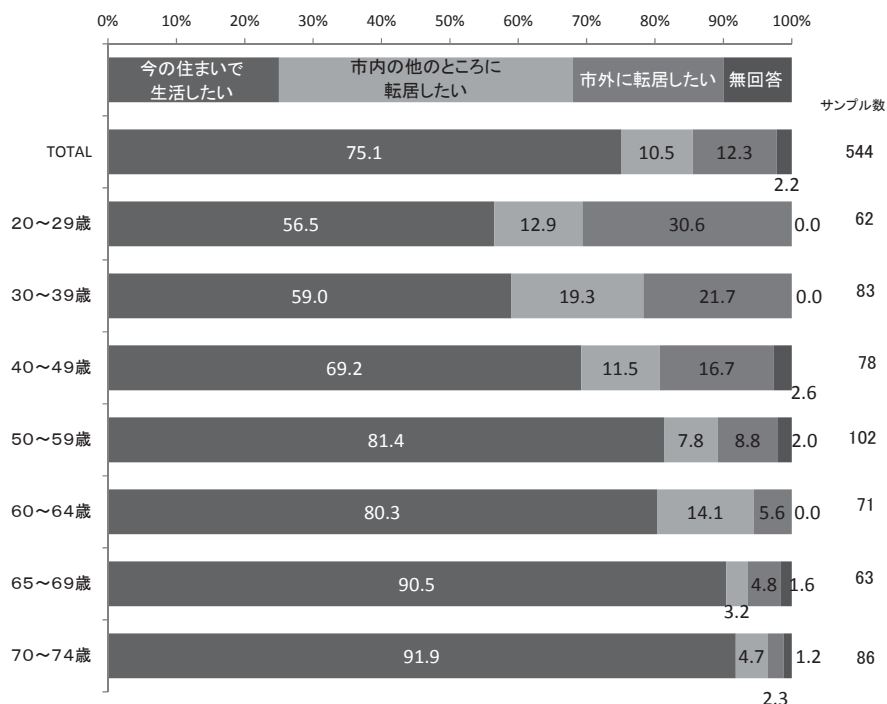
・市内の地域特性に即して、「安心して住み続けられるまち」のしくみづくりについて、住民自身の参加の視点をふまえながら、様々な施策の連携を図る必要があります。

- 住み慣れたところで「集い」「交流・活動」などができる場所づくり
- 防災、防犯など安心して住み続けられるための施策の充実
災害時の要介護者対策、避難経路・方法等の情報共有化等、災害に強い地域づくり

アンケートより

今の住まいに住み続けたい市民が8割近く。年齢が上がるにつれ、住み続けたい意向も高い

【 図表 継続居住意向 】



(出典: 東久留米市地域福祉に関するおたずね(平成26年3月))

(2) 多様なニーズへの対応

○ 圏域の考え方

- 本市の地域特性をふまえた効果的な地域福祉施策を展開できるよう、様々な圏域設定の考え方を勘案し、将来的に住民同士が一体感を保てる取り組みを進める必要があります。

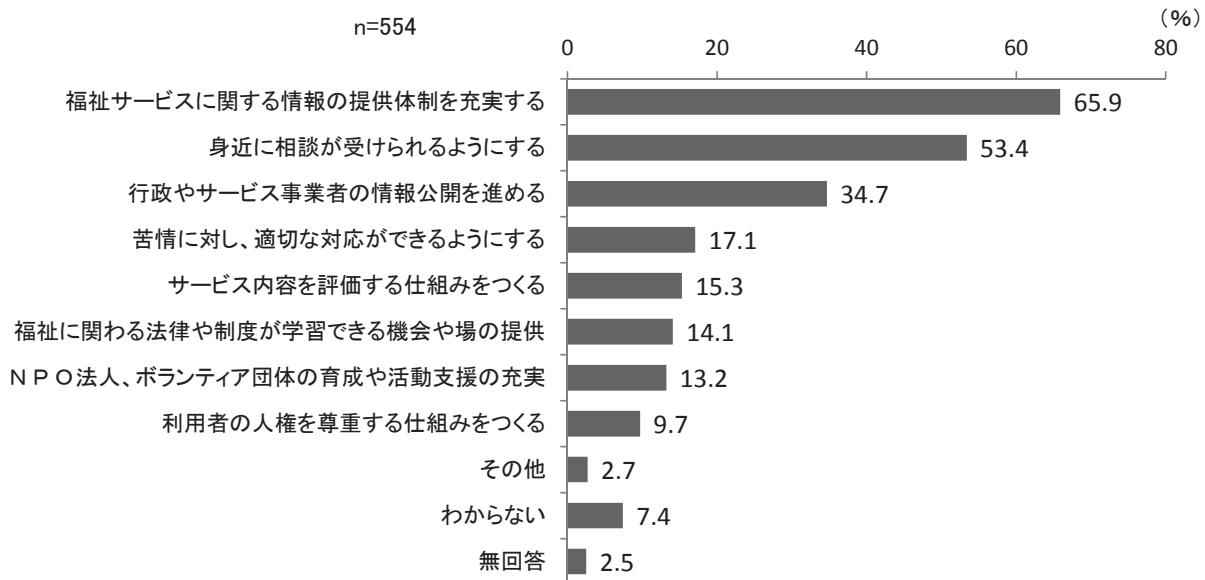
○ アウトリーチ型（直接出向いて）のみまもり、相談など生活支援充実

- 地域の住民やNPO等活動主体による地域福祉分野への参画を促すとともに、相談支援から個別対応までを地域で「つなぐ」役割を果たすことのできるしくみを充実させていく必要があります。
- 従来の見守りサービス、見守り活動等への支援を通じて、より多様化する生活課題に対応できるよう、準備を進める必要があります。

アンケートより

福祉サービス利用のために、福祉サービスに関する情報提供、身近に相談が受けられるようにすることへの要望が多い

【 図表 福祉サービスに必要となるもの（〇は3つまで） 】



(出典: 東久留米市地域福祉に関するおたずね(平成 26 年 3 月))

(3) 地域資源のネットワーク化とマネジメント ～地域の福祉資源の定着化とやりくりのしくみづくり～

○ 計画の中で実現していくプロセスを提示

- ・地域包括ケアシステムにインフォーマル資源を組み込んだ取り組みを進めます。具体的には、本計画においてモデル圏域、モデル活動を設定し進めることを想定します。
- ・地域ごとに最適な「自助」「互助」「公助」の組み合わせを設計・検討し、活動や事業のなかから、課題・方向性を明らかにするなかで、地域資源の発掘とつなぐしくみを構築します。
- ・地域のインフォーマル資源の創出・育成支援を進めるため、社会福祉協議会等との連携を進めます。

本計画における「インフォーマル」とは

- 自治体や専門機関などの法律やな制度（公式）にもとづかない、家族や友人・知人、地域住民、ボランティアなどによる、非公式なしくみ、関係

◇ コラム ◇

安心と心ゆたかな みんなのふくしのまちづくり

東久留米市社会福祉協議会では、地域における福祉の課題や問題を解決し、改善向上を図るため、地域の人びとや各種機関・団体等みんなが会員などになって参加し、お互いに協力し合い、自主的・組織的活動を行っています。

現在、市内福祉団体の協力を得て「福祉相談所事業」を試行事業として実施中ですが、社協が進める地域福祉の原点とも言える小地域福祉活動の推進では、地域のつながりを意識しながら、自治会などで実施する防災訓練への支援や災害ボランティア養成講座等を開講し、人とのつながりでは高齢者ミニデイホームや子育て交流サロンの立ち上げや運営を支援。地域が抱える課題等については自治会や関係団体、行政と情報交換を行いながら、皆と共同で解決するよう努めています。

認知症高齢者や一人住まい高齢者など、身寄りがなくて財産管理をする人がいない、施設に入所できない人などの権利を守るため、成年後見制度を推進しています。

関連団体との連携や協力などでは、市内の福祉団体との懇談や研修会、情報交換会を開催し、会員と社協をつなぐパイプとして、情報誌「社会福祉フォーカス」を発行しているほか、年4回発行・市内全戸配付の「ひがしくるめ 社協だより」では、支援事業や各種の相談、講座の案内をはじめ、ボランティアセンターのお知らせなどと一緒に事業報告、関係機関・団体の声など地域福祉に関する様々な情報を発信しています。

社会福祉協議会へのご理解、寄付や会員会費でのご支援をいただいている皆様、地域で活動していただいている多くのボランティアの皆様には、ご協力に心より感謝いたします。

これからも“だれもが安心して心ゆたかな地域生活”が送れるよう、みんなで一歩一歩取り組んでいきましょう。これまでに増してあたたかいご支援とお力をお寄せいただきますよう、お願いいたします。



【社協キャラクターのくるみちゃん（左）と東京都民生児童委員連合会キャラクターのミンジーと一緒に】

(東久留米市社会福祉審議会委員／社会福祉協議会 鈴木 久佐子)

(4) 本市の地域特性をふまえたしくみづくり

支え合いのしくみづくりを進めるうえで、本計画では、市内でのモデルとなりうる活動・拠点を抽出し、今後、各モデルの課題・方向性をともに検討しながら、本市にふさわしい地域福祉活動のシステム化をめざすこととします。

平成 25 年度において市内 4 か所の事例の調査検討を行い、取り組みの経緯、活動の特色、地域との連携などを把握しました。これら取り組みを参考に、本市の地域特性を生かした活動の支援を図るため、本計画期間において早期にモデル活動を試行し、モニタリング・評価を行っていくこととします。

【 4 か所の事例調査：東久留米団地自治会、氷川台自治会、NPO 法人武蔵野の里、学校法人自由学園 】

◇ コラム ◇

地域「支え合い」への取り組み

氷川台自治会は昭和 30 年初頭に西武鉄道が開発分譲した住宅群が主体となり、当時水道がないため中央部(小山台遊園)に井戸を設置して水道組合を組織し水の分配を始めました。その井戸水を利用するため近隣の既設住宅の方々も水道組合に入会して始まったのが氷川台自治会です。

平成 22 年に自治会を引き継いだ時には 327 世帯でしたが、高齢者ばかりが目につき、日中も人の姿はあまり見掛けず、夕方は早々と雨戸が閉まり、小山台遊園も雑草がしげり遊具で遊ぶ子どももちらほらの状態でした。当初からの入居者は 58 年の歳月を重ね既に 90 歳代、第 2 世代も高齢者の仲間入りをし、自治会の運営や活動を担う担当役員(任期 1 年の輪番制)には過大な負担になっている状態でした。

このような中で、“誰もが住み慣れた場所に、安心して、楽しく暮らし続けたい”願望を現実にするにはどうすれば良いだろうか、が出发点でした。

その為、自治会の歴史、取り巻く環境、会員の現状、過去の自治会活動の検証等を整理し、**自治会の抱える課題の抽出、課題解決へ向けての方策を立てました。次は改革へのスタートです。活動方針スローガンを掲揚(安心・安全で暮らしやすいまち「氷川台」、元気で明るい自治会をみんなでつくろう)、会員の協働意識の向上策(民生委員との協働や資源ごみ集団回収)、安心・安全対策(自主防災組織の立ち上げ、防犯ウォーキング)、高齢者対策(「見守り」活動、健康体操教室)、活性化対策(餅**



【 氷川台自治会災害時支援隊員の皆さん 】

つき大会、夕涼み会)、住環境の改善(住みよい住区にするための活動)(空き家の有効利用、早朝一斉清掃)、災害弱者(要援護者)対策(災害時要援護者避難訓練)等を順次実施して来ました。会員の皆さんも目的が明確になったため、現在では会員同士の顔が見え挨拶が飛び交うまち、氷川台自治会が出来上がりました。

課題はまだまだ沢山あります。**認知症患者に対する自治会の見守り体制の確立、コミュニティバスに代わる交通手段の検討、2025 年問題に対する自治会の組織強化等が次の課題**になります。

人のためにやるのでは無く、自分達が歳を重ねた時のために今やっているのです。**考えるだけでは課題は見つかりません。行動に移してはじめて課題が見えてきます。一時も早くスタートしましょう。**

(東久留米市社会福祉審議会委員/市民公募委員 殿田 俊三)

3 生活困窮者自立支援法にもとづく取り組み（平成 27 年度施行）

- 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を支援するためには、様々な支援メニューを用意し、新しいネットワークを構築することが必要となります。そのため、本市において包括的で横断的な取り組みが欠かせません。
- 生活困窮者が孤立したままでは、主体的な参加に向かうことは困難です。一人ひとりが社会の一員としてのつながりを強め、周囲から承認されているという実感を得られるよう、支援するしくみが必要です。
- こうした支援体制の構築等取り組みをつうじて、「地域で支えられていた人」が「支える人」として地域社会に参画できるようにすることをめざします。
- 地域での自立した生活を営めるようにするための「安心」のしくみとして、学び、就労する環境への支援を通じて、若い世代が未来に希望を持てるようにすることが望ましいことから、本計画中に方針と取り組みを示す必要があります。

＜ 必須事業 ＞

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給。

- 本市において「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。（実施にあたっては社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 等への委託も可能。他の事業も同様）。
- 本市において、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

＜ 任意事業 ＞

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の検討

- ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
- ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
- ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
- ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

4 災害時等要援護者対策の推進

- 平成 25 年の災害対策基本法の改正に基づき、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、各取り組みが求められています。
- 特に要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要となります。
- 本計画においても、支援を必要とする市民の安全・安心を守り高めることは重要課題であることから、体系中の施策として盛り込み、その進捗を図っていく必要があります。
- 取り組みを進めるうえで、支援を要する市民の状況を的確に把握することは非常に重要であることから、情報の把握・更新等の取り組みを充実していきます。

《災害対策基本法の平成 25 年改正における災害時要援護者関連のポイント》

- 1 避難行動要支援者名簿の作成、及び作成に際し、必要な個人情報を利用可能とする。
- 2 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供する。
- 3 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できることとする。
- 4 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため、必要な措置を講ずる。

◇ コラム ◇

地域の互助組織と顔の見える関係づくりへ ～東久留米市医師会の災害時要援護者対策～

東久留米市医師会では、東久留米市歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会や消防署が参加する災害対策連絡会を市に設置してもらい、災害時の対策を皆で考えています。



災害時の医療活動は、災害発生から6時間までの発災直後、72時間までの超急性期、1週間程度までの急性期、1か月程度までの亜急性期、3か月程度までの慢性期、3か月程度以降の中長期の6つに区分されますが、水道や電気、ガスなどのライフラインが途絶するような大災害時には、発災直後に医療救護所を設置し、医師だけでなく市内の看護師、歯科医師、薬剤師、接骨師など医療関係者が駆けつけ、1. チーム編成と役割分担、2. 医療救護所での医療活動、3. DMAT 到着前の災害現場における救助活動、4. 災害時要援護者の安否確認と誘導、5. 医療救護所単位の地区災害医療対策本部としての活動などを、それぞれのチームに分かれて行うことになっています。

そして急性期になれば、各地から支援チームが駆けつけてくれると思われまので、図のような体制で医療活動を行う予定です。

大災害時には、健康な人でさえ逃げまどい、極めて悲惨な状況が起こりえます。そのような時に社会的弱者である要援護者（要介護者、障害者、高齢者、妊産婦、外国人など）に対しては、特別な支援を行う必要があります。

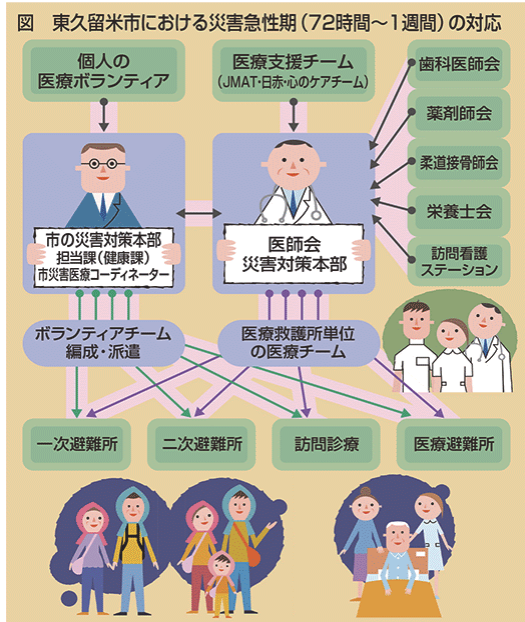
医師会では災害時の救護所単位の災害時行動マニュアルを作成するとともに、要援護者のデータベース作成や安否確認・避難時の誘導などについて、住民の皆さんと一緒に行動計画を作成し、避難訓練の実施などを行う予定です。

これまで医師会が中心となって進めてきた災害対策連絡会では、平日の夜皆さんの仕事が終わったあとに災害が起こった時に、医療関係者がどう動くかというシミュレーションやトリアージ、救急救命処置の研修会を、医療救護所単位で行ってきました。

今後はさらに、亜急性期以降の具体的な災害時活動マニュアルの策定、医療救護所・医療避難所の整備、災害時要援護者対策の具体化、被災者の心のケア対策、メールを使用した住民向け市内の災害情報提供、災害用医療カルテや災害時要援護者リストの遠隔アクセスシステムの構築などを行って行く予定です。

また医療救護所単位の地区防災協議会の設置・運営や、医療従事者だけでなく、介護従事者や自治会や消防団など地域の互助組織と顔の見える関係づくりが必要と考えていますので、地区ごとに防災訓練を実施して、個人の災害対応能力を高めるとともに、地域の顔の見える関係づくりを行っていきたくと考えています。

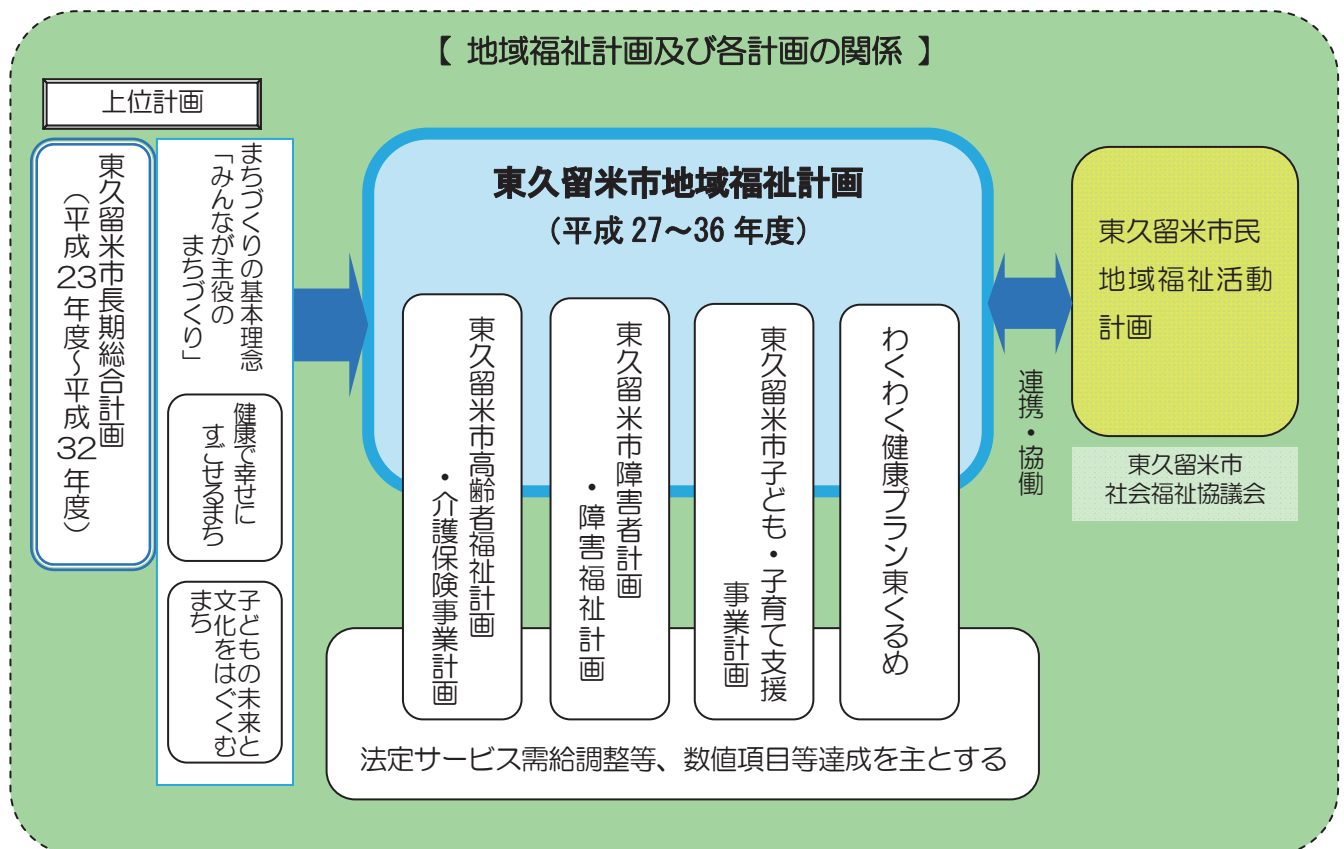
市内3つの医療機関（前田病院、滝山病院、アルテミスウイメンズホスピタル）の前にトリアージ（重症者と軽症者を選別すること）のための医療者を配置し、軽症者は市が設けた4か所の医療救護所に誘導することになっています。各医療救護所では、直接来られた方々を含めもう一度トリアージして、重症および中等症の方は北多摩北部地域の災害拠点中核病院（公立昭和病院）もしくは災害拠点病院（国立病院機構東京病院、多摩北部医療センター、佐々総合病院など）、災害医療支援病院（現在選定中）などに搬送・誘導し、軽症の方は医療救護所で治療します。



（東久留米市社会福祉審議会委員／東久留米市医師会 石橋 幸滋）

第3節 計画の位置づけ・性格

- 本計画は、社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）に基づく行政計画です。本条に則して地域における福祉への関わり、地域課題解決のための取り組み、ならびに市民を含めた多様な支え合いのしくみづくりを市民と行政、事業者、団体が連携・協働のもとに一体となって進めていくものです。
- 本計画は、福祉分野の部門別計画として、地域福祉の観点からすべての市民が生活を支え合えるしくみづくりをめざすものです。
- 本計画は、協働と参加にもとづく地域社会づくりをめざすものです。
- 10 年間の中長期の視点に立った本市の地域福祉分野のあるべき姿を明らかにするとともに、市民主体の福祉活動への支援を重視するものです。



第4節 計画の期間と範囲及び構成

○ 計画の期間

平成 27（2015）年度～36（2024）年度までの 10 か年とします。

なお、本計画は、保健福祉、まちづくりをはじめとした様々な分野の進捗をふまえつつ、市民と行政との協働を重視した計画であるため、進捗のフォロー、他の計画との整合性に配慮しながら取り組むものとしします。

○ 中長期視点で取り組む（取り組みの適正な評価・見直し等を図る）

・施策レベル

重点施策等を設定し、事業メニュー、施策の効果などを検証し、充実を図ります。

・地域レベル（モデル地域／団体の設定）

モデル地域については、地域福祉コーディネーターの創設と兼ね合わせながら検討・選定し、活動の成果を生かして他地区での展開につなげるよう図ります。

・団体組織レベル（モデル施策との整合性）

上記地域福祉コーディネーターの創設及びモデル活動を設定・展開する中で、連携・協働を図る団体・組織については支援方策等の検討を図ります。

・担い手レベル（モデル施策の展開、育成のしくみづくり）

地域福祉コーディネーターをはじめ、本計画での取り組みに関わる人的資源については、担い手を支援する環境づくりもふまえた検討を図ります。

○ 視点の広がり（個別福祉課題対応から、地域での生活課題解決へと視点を広げる）

- ・地域ごとの課題や課題に即した対応など、取り組みの特色を的確に把握し、福祉の視点からまちづくり、文化など多様な広がりをもせる市民活動との一体化を図り、活動や人材、ネットワークなどの連携、協働化を進めていくよう、計画の推進に努めます。

第3章 基本方針

本計画における基本方針を次の3点とし、今後10年間の取り組みを計画的に進めていくよう、努めます。

第4章 新たな支え合いをめざす ⇒ 地域のコーディネート (めざすもの)

- 地域の福祉資源の発見と新たな役割を担う
- ネットワークからコーディネートへ
 - ・地域
 - ・団体・活動
 - ・市民（ひとづくり、参画型の人材）

相互のつながりを実現するしくみへ

※ 地域福祉コーディネーターを中核とした活動のモデル化、パイロット事業の展開、組み合わせの効果の検証

第5章 地域の福祉課題に対応する ⇒ 自助、地域での互助のしくみの充実 (めざすもの)

- ニーズの発見から対応までの「つながる」しくみ
- 子育て、教育文化
- まちづくり

など

関連部局、社会福祉協議会との横断的な連携

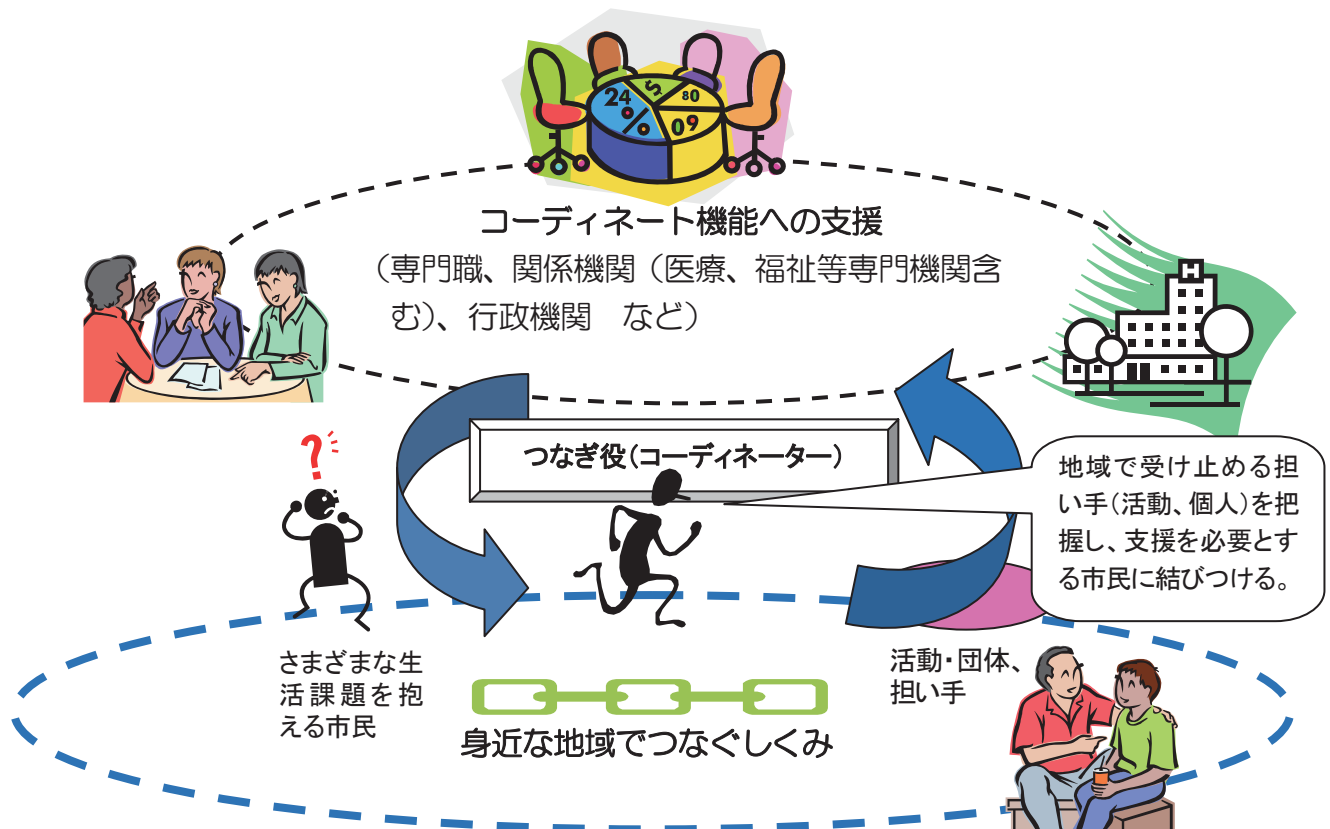
第6章 地域福祉を推進する公助の役割 ⇒ 公的対応、個別支援、地域・団体支援の充実 (めざすもの)

- 制度外ニーズ
- 制度の谷間
- 地域特有のニーズ
- 社会的援護
- 複合化したニーズ など

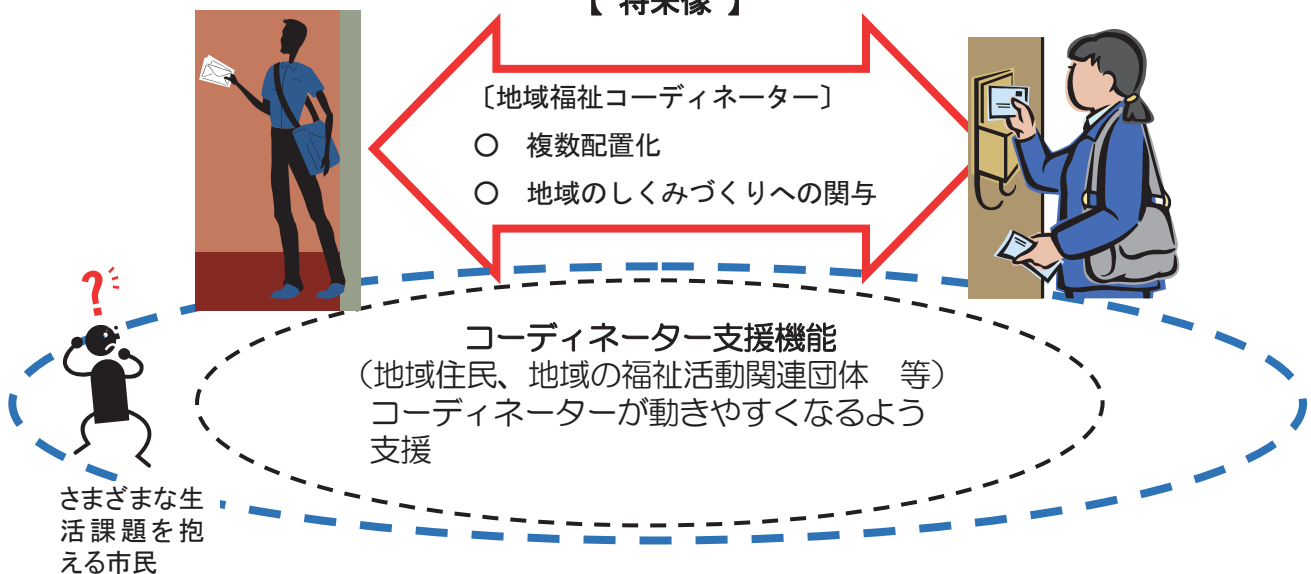
個別施策の充実、計画的展開
専門的介入、迅速な解決、
継続支援

第4章 新たな支え合いをめざす ⇒ 地域のコーディネート

【 つながりづくりの展開イメージ ～ 市民、地域、行政・関係機関 ～ 】



【 将来像 】



第1節 ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくり

- ・地域福祉コーディネーターの育成、活動支援
- ・地域・団体・活動・市民（ひとづくり、参画型の人材）相互のつながりを実現するしくみへ

1 地域福祉コーディネーター（仮称）の育成

- 地域での身近な相談支援に対応するとともに、制度やサービスにつないだり、地域の人々や関係機関（民生・児童委員、地域包括支援センター等）との間でのネットワークづくり等、地域を「つなぐ」役割を果たすしくみとして、地区・活動を検討の上、モデル事業として試行、実施を図ります。
- 今後、コーディネーターの役割、機能等、具体的な制度創設に向けた情報収集、事例研究を行い、市内モデル地区等での実施に結び付けていくこととします。

【 地域福祉コーディネーター設置の考え方（案） 】

〔役割〕：地域福祉コーディネーターの役割を概ね3点に設定します。

- ① 個別支援
- ② 地域支援
 - ・地域の課題を地域住民自身により解決できるよう住民の主体的な取り組みを育成する、など
- ③ しくみづくり
 - ・個別相談の窓口を担うとともに、ニーズ把握を行う
 - ・問題解決のため、「地域とともに考え」、地域の住民がみずから考え解決に関われるよう、働きかけ支援する
 - ・個別の対応に終わらずに組織的な対応を果せるよう、住民組織づくり、既存の様々な地域組織との連携・交流の機会を設けたり、機会の活用を図る

（役割イメージ）①～③の役割を担う人

- ①小地域単位で担当し、②制度の谷間・狭間の課題も含めて、③（個別支援と社会資源をつなぎ）地域特性に応じた社会資源やサービスの開発を含めた地域支援を行うこととします。

※ ただし、「しくみづくり」については、「個別支援」「地域支援」の蓄積の上で取り組む課題とし、活動の進捗をふまえながら、対応する内容と範囲を定めていくこととします。

〔 配置の考え方 〕

モデル事業として実施することを念頭に、評価・検証を行い、適切な配置基準を定めていきます。

- 配置については、一次相談窓口や住民の福祉活動など、地域活動の基盤のあるところに配置し、スムーズなモデル事業の展開を図れるよう、検討することとします。

〔資格・要件など〕

- 専門機関に適切、迅速につないでいくことになるため、コーディネートに必要な一定のスキル、能力を想定し、福祉関係業務経験者、NPO活動者、社会福祉協議会職員などが望ましいと想定されます。

〔「制度の谷間・狭間」への対応〕

地域福祉コーディネーターには、福祉制度の網の目からこぼれ、かつ事態の深刻化を食い止めるための役割が期待されます。

具体的には、引きこもり状態の世帯、ごみが放置されている世帯、DVを受けた母子世帯や子育てできない母子・父子世帯、障害者（児）、認知症高齢者等への支援といった、既存の福祉制度だけでは対応しきれないケース、または既存の公的福祉サービスで定められているサービス給付要件に該当しないようなケースが想定されます。そのほか、次のような市民も「制度の谷間・狭間」にある要援護者と考えられます。

- ア. 必要な経費が負担できないためにサービスの利用を躊躇する人
- イ. 本人の意思で生活保護等公的福祉サービスの適用そのものを拒んだり、外形的な所得判定要因ではとらえられない生活上の課題が生じているケース
- ウ. 公的な福祉サービスに関する情報があっても理解や活用が難しく、かつ家族や友人など身近な人々の手助けが期待できない状態にある人
- エ. 病気やけが等により、一時的に支援を要する状態にある人

〔配置による効果〕

- 地域福祉コーディネーターがつなぐことにより、民生委員等、地域福祉を推進する住民と行政・専門機関との連携がより一層具体化するなどの効果が期待されます。
- 住民側からは、地域福祉コーディネーター配置により相談できる窓口、相談相手の顔が見えるようになった、とする効果。住民にも個別支援の過程を共有し、積極的に関与してもらうことで住民による課題解決力向上につながっていくことが期待されます。
- 住民がさまざまな専門機関・支援機関を知ることで、専門職と協働して個別支援ができるようになってくる、という効果が期待されます。

〔活動指標づくり など〕

- 本市において、コーディネーターとしての機能を発揮するために必要な要件について、モデル事業での試行・検証をふまえて整理・検討し、定着化を図ることが必要です。
 - ① 地域のコーディネーターとして機能できるような育成、定着プログラム
 - ② コーディネートの指標（活動の質と量が分かるデータ化）
 - ③ 各相談窓口、地域ケア会議等地域の第一線での対応事例から持ちあがった課題の持ち込み、検討先 等（コーディネーターを現場で支援できる体制づくり）

◇ コラム ◇

ここに暮らし、ここで育ち、ここを選ぶ

～ずっとここに住むために、みんなで考えてみよう～

都心で同窓会の時、ランチの時、お葬式参列の時、同席した旧友に今、私が「東久留米」在住であると言う時に、なぜか気おくれした気持ちになります。

長年タイの農村で農業の支援をしている旧知の研究者が、その地に支援が根付いたひとつの指標が、その地で育った子どもが成人してその地で生活していく数の増加だと言っています。その土地が食べられる場所になったということらしいです。

地方都市で育った私は、小学校で「郷土」の授業の時間があり、その土地の地理歴史、産業、町づくりなどを勉強してきました。

「あなたの住んでいるところは福祉がいいから」と何気なく話す「いいところ」とは、考えてみると「暮らしやすい」ところです。人が「暮らしやすい」ところには、人が集まり、往来が増え、結果、生活が便利になり、そこで育った子どもが出ていく必要はなく成人してもそこに引き続き居住する。その地が「限界集落」になることはありません。

「地域の福祉」を考える時、医療、介護、子育てなどをイメージして、「お金」「場所」「人材」等の障壁にぶつかりますが、その地が人が集まりやすい魅力的な場所ならば、ここで育った若い世代が、家族を持ってこの地に住み、前から住んでいる人も若い世代を呼べる、ランチもディナーも地元の洒落たお店に連れて行ける、「特別な買い物」のために都心まで行かなくてもいい。人の往来は、不便だった場所に、交通の利便性を産み出し住居が増え若い世代が住む。すると医療機関ができ、介護事業者が開業し、保育園が作られる。人生のほとんどの「ケ」は、時々ある「ハレ」によって変えられると信じます（「ケ」は「普通の日々」という意味で使っています）。

次の10年の「東久留米」ために考えた福祉計画は、長く住んでいる人、これから市民になる人、ここで育ち成人した人たちも、ここを「選択」し住み続けるための「たたき台」として、市民みんなが読めて、意見を言える「羅針盤」になってくれればと願っています。

(東久留米市社会福祉審議会委員／市民公募委員 石浦 恭子)



【 落合川・いこいの水辺 】

第2節 地域資源の発見と新たな支え合いの役割を担う地域へ

本市においては、活動の方向性のなかに地域との連携や福祉課題への対応を掲げて取り組んでいる事例が注目されています。

地域の福祉課題の解決のためには、市民一人ひとりの取り組みに加え、地域での活動を拠点とした組織的な取り組みが欠かせないことから、計画の推進に向けて協働のきっかけをつくりあげていくことが望まれます。

- ① 自治会主導型 氷川台自治会
- ② 団地内自治会活動 上の原地区
- ③ 障害者自立支援活動 NPO法人武蔵野の里
- ④ 学校教育機関による地域との連携 . . . 学校法人自由学園

（各地域活動・拠点の特性を生かした取り組みの充実）

- 地域福祉コーディネーターの配置及び活動の試行に合わせて、各活動の特色を生かしたモデル事業の構想、パイロット事業の展開、組み合わせの効果の検証を検討します。
- また、個別のモデル活動支援から、他地域でも生かすことのできるヒントや活動までのステップ、課題克服のポイントなどを検証・整理し、事例紹介することによって他地域での活動の掘り起こし、啓発・支援につないでいきます。

第5章 地域の福祉課題に対応する ⇒ 「自助」、地域での「互助」のしくみの充実

地域における福祉課題解決のため、市民一人ひとりの取り組みである「自助」と、支え合いによる「互助」の取り組みの充実を図るため、きめ細かな視点からの施策を進めていきます。

- 市民が福祉への意識・関心を高めるために重要と考える取り組みとしては、ひとり暮らし高齢者への訪問、福祉について学ぶ・知る機会、福祉施設と地域の住民との交流、福祉サービスや施設へのボランティア、自治会による見守り活動などの福祉活動などがあげられています。

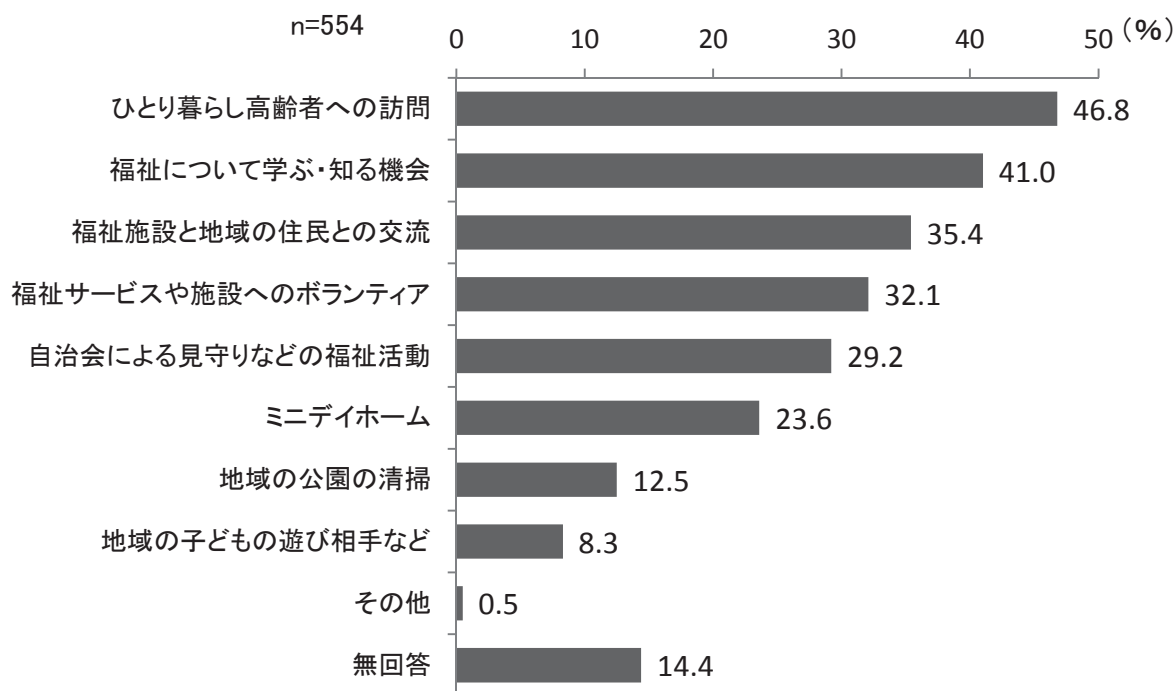
また、地域で共通して浮かび上がる課題としては、次のようなものが想定されます。

- ニーズの発見から対応までの「つながる」しくみ
- 子育て、教育文化
- まちづくり など

アンケートより

関心や意識を高めるためには「一人暮らし高齢者への訪問」や「福祉について学ぶ・知る機会」、「福祉施設と地域の住民との交流」が必要

【 図表 関心や意識を高めるために重要と考える取り組み（○は3つまで） 】



(出典: 東久留米市地域福祉に関するおたずね(平成 26 年 3 月))

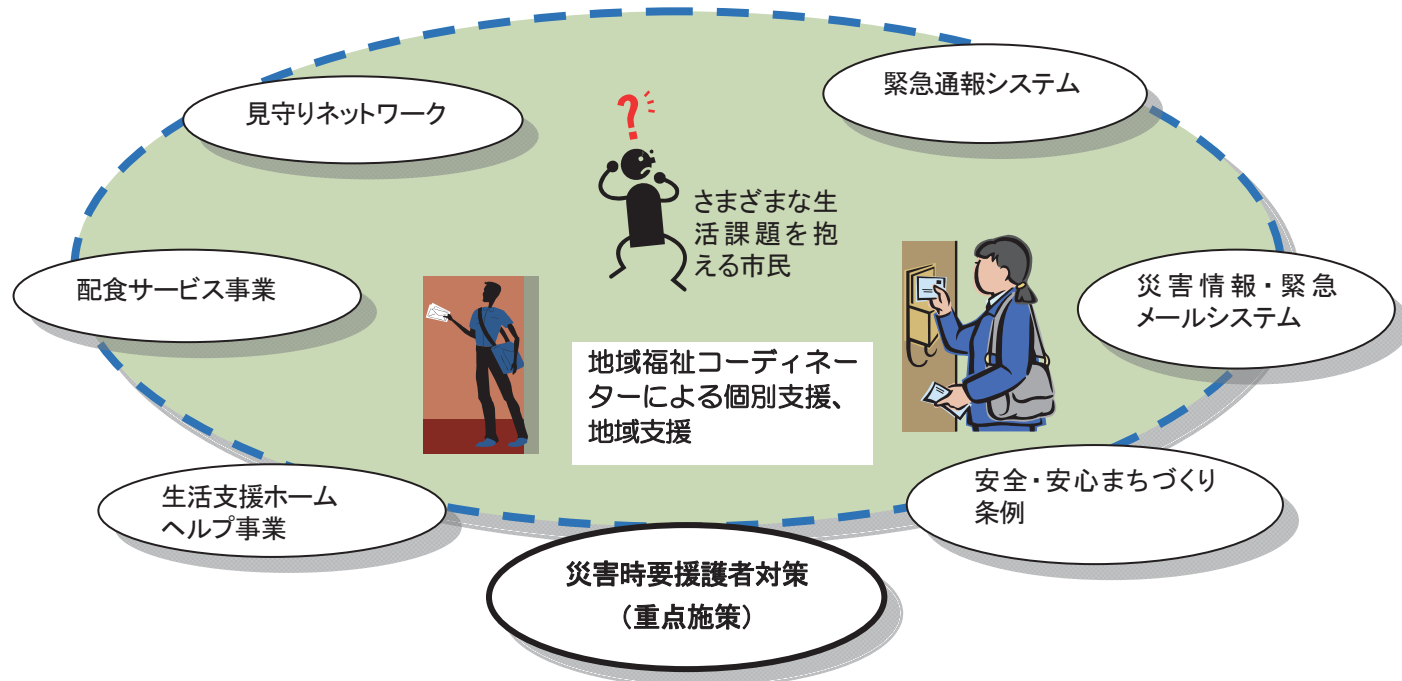
第1節 「支援付き地域」づくり

○ 地域の福祉課題解決に向けた取り組みを図るためには、それぞれの地域ごとの活動、民生委員やボランティア等、人的資源等と公的サービスとを適切に組み合わせながら、必要とされる方に一体的に提供されるようにすることが必要です。

このためには、個々の課題への対応を通じて地域（住民や団体）で担うこと、行政や専門機関など公的な対応で担うことなどを「しくみ」として定着化させていくことが重要であり、地域福祉コーディネーター等のつなぐ働きの充実を図っていきます。

【 地域で福祉課題に対応するイメージ 】

～ 様々な支援メニューを地域でつなぐ ～



「支援付き」の地域づくり

地域包括ケアシステムは、支援を必要とする対象者が、施設という特定の「点」の中で生活に必要なあらゆる支援を受けるという発想から転換し、地域の社会資源を十分に活用し、日常生活圏という「面」の中で支援を届けていくものである。今後は、ニーズに応じたサービスをより効率的に提供できるよう、地域の中に支援機能をバランスよく配置し、システム化していくことが重要である。言い換えれば、施設サービスの持つ機能を展開しながら、いわば「支援付きの地域」の実現を目指すことが、地域包括ケアシステム構築の目的と云っていい。

ただし、施設の機能を単に地域に置き換えるだけでは不十分である。「支援付き地域」では、施設のようにサービスの提供者と受け手が明確に分かれた状態ではなく、地域住民は支え手にも支えられる側にもなりうる。その実現には、住民の主体的な参加が前提となり、行政には、適切な圏域を設定し、民間とのパートナーシップの中で全体をマネジメントしていくことが求められる。

(東京都社会福祉審議会第19期意見具申より抜粋)

第6章 地域福祉を推進する公助の役割

⇒ 公的対応、個別支援、地域・団体支援の充実

地域で生じている福祉課題の中には、自助、互助では対応の難しい、複雑で解決の困難なものがあります。また、公的サービスの谷間にあるニーズなど、専門機関の支援を必要とする課題も想定されることから、市民との協働を通じて、公的な支援や適切なサービス提供等に結びつくよう、施策を充実していく必要があります。

- 制度外ニーズ、谷間に位置する課題の発見、コーディネート（発見から適切なサービス提供へとつなぐしくみ）
- 地域特有のニーズ（個別施策の充実、計画的展開）
- 社会的援護（専門的介入、迅速な解決、関係機関との連携重視）
- 複合化したニーズ（継続支援の重視）

第1節 利用者本位（一体的で利用しやすい）のサービス提供体制の整備

1 相談窓口、コーディネート機能の強化

支援を必要とする市民に対し、きめ細かな対応が図れるよう、各種相談対応のしくみを充実するとともに、ニーズと提供側とを結びつけるコーディネート機能のより一層の整備充実を進めます。

2 権利擁護体制、サービスの質の確保

福祉にかかるサービスを必要とする市民を中心として、利用にかかる苦情解決への対応、様々な生活困難を防ぐための法律・人権相談といった、いざというときの相談ニーズに的確に対応できる体制のさらなる充実が必要です。

特に介護サービス、障害者の各種サービスの利用を支援していくための日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業＝福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス等）や、認知症・知的障害等の財産管理・契約等を支援する成年後見制度といった制度の、わかりやすい周知、PRに努めていきます。

また、市は、地域包括支援センターや成年後見推進機関等の関係機関との連携を図り、支援の必要な高齢者等について制度利用の促進に努めていきます。

今後も成年後見制度を利用する方が増加することが予測されます。市民後見人の養成等を図るとともに、成年後見制度の推進機関である東久留米市社会福祉協議会とは、成年後見監督人等の受任に向けた調整を図ります。

第2節 利用者への情報提供の充実

(インターネット等情報ツールを活用した個別的な情報提供・相談体制の充実)

- 市民の生活、価値観の多様化により、必要とされる福祉情報についても提供の方法や利用に至るまでの支援など、さらにきめ細かな配慮、工夫が必要とされています。
- 今後は、一方的な情報提供にとどまらず、相談者、情報提供者のコミュニケーションにより有効な相談支援につなげられるよう、インターネット等情報ツールの活用・普及を検討していく必要があります。

第3節 在宅療養の推進 ～在宅で医療を必要とする方の生活を支えるために～

- 日常生活で医療を必要とする市民（高齢者や障害者等）が住み慣れた地域社会で暮らし続けられるよう、在宅での療養環境の充実を図る必要があります。そのためには、医療が必要な患者は、質の高い医療や手厚い看護を受け、リハビリが必要な患者は、身近な地域でリハビリを受けられるようにする必要があります。また、退院後の生活を支える在宅医療を充実させ、早期に在宅復帰や社会復帰ができるよう支援する必要があります。このように限られた医療資源を有効に活用していくための取り組みを関係機関と連携して推進していく必要があります。
- かかりつけ医等地域の身近な医療機関による在宅療養の充実が進む中で、福祉・介護と医療の連携がますます重視されることから、広域での取り組みをふまえ、介護・医療のネットワークづくりを進める必要があります。
- 市民は、近隣・友人等ネットワークを通じて、在宅での医療サービスの利用に関する正しい知識と身近で利用できる機関などの情報を共有し、備えることが求められます。そのためには、市民への医療サービス等に関する情報提供を充実させるとともに、在宅療養の相談機能の充実や適切なサービスの利用方法の普及啓発などの充実が求められます。

第4節 生活自立支援施策の充実

本市では、生活困窮者自立支援制度の必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を実施します。

任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等については、必須事業を開始した後に検討します。

1 自立相談支援事業

自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）の実施にあたっては、生活困窮状態に陥っている可能性のある市民を適切な支援へとつなげることのできるよう、福祉部門をはじめとした庁内関係部局と連絡調整体制を構築し、制度理解さらに課題共有したうえで解決へと導く一歩進んだ連携が必要になります。また、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給し、早期就労に向けた取り組みをハローワーク等と連携しながら推進していきます。

市民への制度の周知、特に生活困窮状態に陥っている市民の早期把握には地域が重要な役割を果たします。また、生活困窮者が社会的に孤立しないように地域との連携も必要となってきます。そこで、民生委員や自治会等には、制度の周知とともに相談員に対して気軽に相談できるよう、顔が見える関係づくりを推進していきます。

2 連携に基づく事業推進の視点

自立相談支援事業を実施するにあたり、庁内連携で生活困窮状態に陥っている可能性のある市民を早期把握する視点として下記が想定されます。

- ・生活保護相談で受給に至らなかった者の把握
- ・民生委員からの相談・把握
- ・税金・保険料・公共料金の滞納状況等からの把握
- ・地域包括支援センター等での把握
- ・保健師等の活動からの把握
- ・各相談窓口からの把握
- ・学校関係の現場からの把握

3 人的支援体制の整備

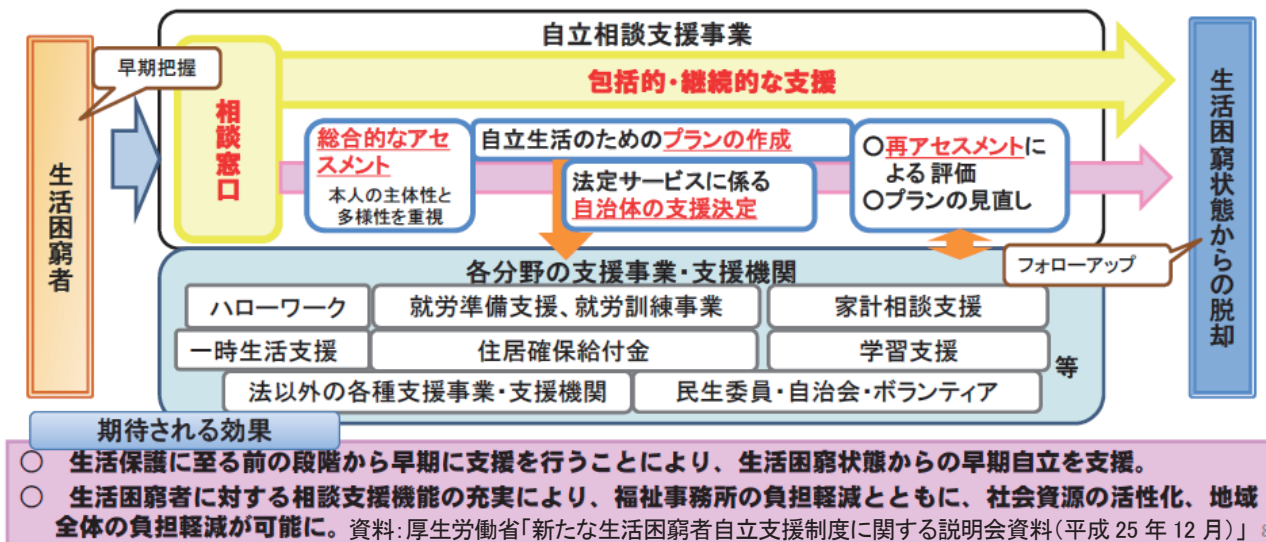
自立相談支援事業の推進体制として主任相談支援員等の配置並びに就労支援を専門とした就労支援員を配置していきます。

【 自立相談支援事業の推進体制 】

| 職種 | 主な役割 |
|---------|---|
| 主任相談支援員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成 ○ 困難ケースへの対応など高度な相談支援 ○ 社会資源の開拓・連携 |
| 相談支援員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者への相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメント、プラン作成 ・ 社会資源の活用を含む包括的な支援の実施 ・ 相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ |
| 就労支援員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者への就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークや協力企業などとの連携 ・ 能力開発、職業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓など |

4 生活困窮者支援の流れ

【 自立相談支援事業（概念図） 】



第5節 災害時要援護者対策（東久留米市災害時要援護者避難支援計画）の推進

- 避難支援計画の対象者となる災害時要援護者は、「必要な情報を迅速、かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する市民」とします。

具体的には、下記の市民を想定します。

- ・75歳以上の高齢者
- ・寝たきりで自力歩行が困難な者
- ・心身等に障害がある者
- ・その他東久留米市長が必要と認める者

- 災害時要援護者台帳システムの登録者は平成26年7月末時点で1,741人となっています。同システムの登録者情報は随時更新し、継続していきます。

災害対策基本法第49条の10は「市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成しておかなければならない」としています。

「避難行動要支援者名簿」を整備した段階で上記「災害時要援護者台帳システムの登録者」との整合・整理を図り、避難行動要支援者本人からの同意を得たうえで、平常時から消防機関や民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供していくこととします。

名簿をもとに、だれがどのように安否を確認し支援をしていくかについては、地域と連携しつつ今後検討を継続し、しくみの構築を図っていきます。

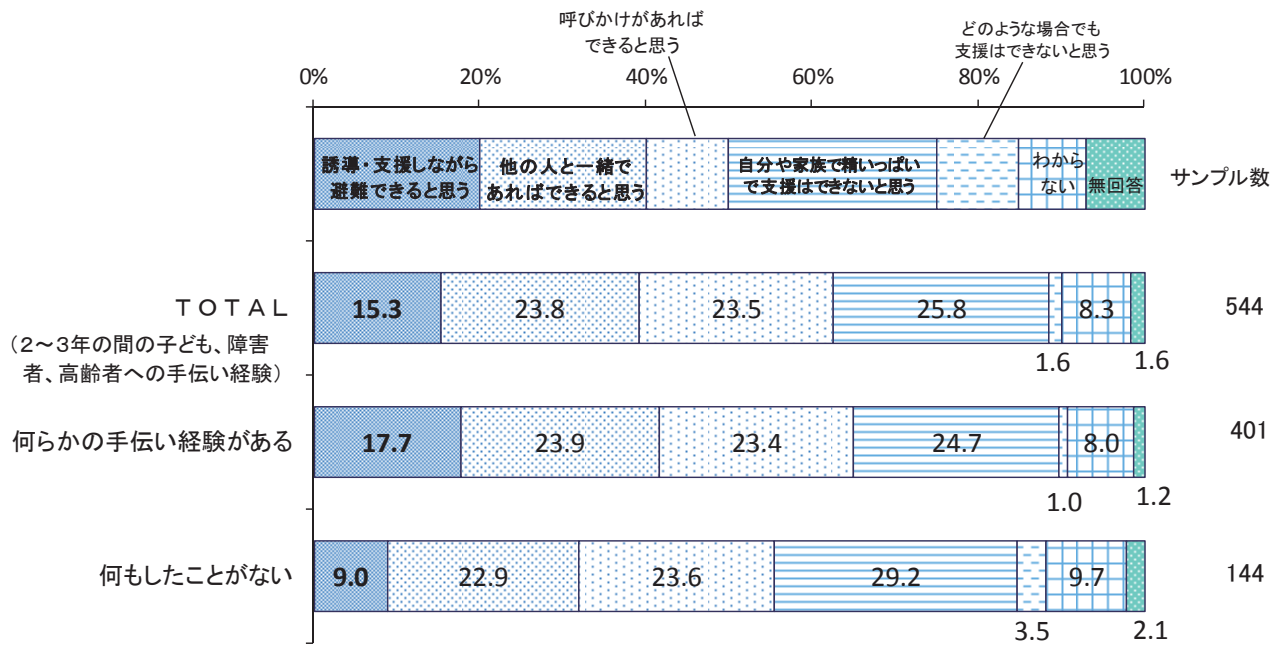
アンケートより

災害発生時に「誘導・支援しながら避難できる」は2割未満。

他の人と一緒もしくは呼びかけがあればできるが半数近く。

街や近所で手助け経験のある人であれば、「誘導・支援しながら避難できる」割合も高い

【 図表 近所の高齢者や障害者などを誘導しながら避難できるか 】



(出典:東久留米市地域福祉に関するおたずね(平成 26 年 3 月))

第6節 参加と交流の促進

1 社会参加の促進

すべての市民がそれぞれの能力に応じて社会参加できるよう、引き続き環境整備を図ります。特に就労の促進や市民のライフスタイルに対応した学習活動の機会や場の提供、障害者が自立し、文化的生活を営むための学習活動、さらに条件に応じたスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

2 交流の促進

新たな支え合いのしくみをめざすうえで、従来からの当事者同士の交流をはじめ、地域で生活する様々な市民がつながりを体験し、地域からしくみづくりを進められる環境を整備していく必要があります。

世代間交流や各種のジャンルを超えた交流機会を通じて、福祉の観点からの情報発信と新たなつながりづくりを進め、交流機会のコーディネートを図るよう、努めます。

第7節 福祉のまちづくりの推進

民間企業等における福祉的配慮の普及徹底を図るため、バリアフリーをめざした「東京都福祉のまちづくり条例」の周知と指導について、引き続き努めていきます。

第7章 計画の推進のために

第1節 計画の進行管理

(PDCAサイクル(Plan計画-Do実行-Check評価-Act改善)の運用及び市民の視点での見直し)

- 本計画の進行管理については、活動・取り組みの実情に即して運用、評価を行うよう、その推進を図ります。
- モデル事業（活動・地域）の立ち上げ、および進捗のフォローを重視し、柔軟で実効性のある計画となるよう、市民の視点を重視した点検・評価を図るとともに、取り組み状況の公表に努めます。

第2節 新たな支え合いのしくみづくりの推進

(「新たな支え合いのしくみづくり」への理解・啓発)

- 地域における新たな支え合いのしくみづくりを進めるためには、市民一人ひとりにその意義や必要性を理解していただく取り組みが求められます。

市はそこで、地域福祉の担い手である民生・児童委員や自治会・町内会をはじめ、医療・介護の専門職、子ども・障害施設関係者、各種団体、ボランティア等々との出会い・話し合いの場づくりを行っていきます。また、住民だけでは解決がむずかしい地域の課題に対し、ともに協働して取り組む地域福祉コーディネーターの存在を浸透させる努力を重ねていきます。

(地域福祉コーディネーターの配置)

- 地域福祉コーディネーターの配置については、想定するモデル地域の実情等を勘案して既存相談窓口等との相乗効果を生み出せるよう、検討を行います。
- 本計画期間10年間の前期3か年において、モデル地域での実践及び評価・検証をふまえながら、地域福祉コーディネーターのさらなる配置について検討を進めていきます。

(地域福祉コーディネーターの活動を支えるしくみの構築)

- 地域における新たな支え合いのしくみづくりは地域社会全体を視野に置くべき施策であることから、庁内関係部局及び社会福祉協議会との連携を図りながら、計画の推進に努めます。
- モデル地域における新たな支え合いのしくみづくり活動をどう展開し、前進させていくかの実践の過程と、それに伴って生じる課題を共有し、コーディネート活動を支援することなどにより、評価（check）と改善（act）へとつないでいきます。社会福祉審議会には地域

福祉コーディネーターとともに課題等を共有し、新たなつながりづくりへの支援の役割を期待します。

- 地域福祉コーディネーターの活動する地域において、住民や専門職等が協力してコーディネーターの活動しやすい環境をつくっていくことが重要です。

将来的には、住民活動が主体となって、地域福祉コーディネーターの活動する地域ごとに、情報収集や課題発見、具体的な対応策を検討し、的確なコーディネートにつなげていくことが望まれます。

また、一定の課題解決がなされたケースには、必要な支援・フォローが住民活動により提供できることが望まれます。

- こうした一連の取り組みが好循環事例としてひろく認知されることは本市全体の地域づくり活動にとってもたいへん有意義であり、有効です。市は、他地域での活動促進に寄与できるよう情報提供に努めていきます。

(コーディネートのしくみの連携・協働)

- 地域福祉コーディネーター、生活困窮者自立相談支援員や、今後設置が予定される介護保険法による生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等とは、支援を必要とする対象者や活動地域、連携先等が重なることも想定されることから、互いの強みを発揮し、連携しながら課題解決に向けて取り組んでいきます。市は、それぞれの取り組みの進捗及び連携のあり方等を確認する機会を設けるなど、事業環境の構築に努めます。

(地域福祉コーディネーターと地域包括支援センターの連携)

- 地域包括支援センターは、高齢者の介護予防、介護の相談窓口、介護の困難な事例への対応などを行う役割があります。

今後、住民の福祉活動との連携が図られることにより、より包括的な支援が発揮されやすくなることが期待できることから、地域福祉コーディネーターと地域包括支援センターの連携に向けた取り組みを検討し、実践による事例を積み重ねていけるよう、しくみづくりを進めます。

第3節 国、東京都等の動向や様々な福祉課題への対応について

- 本計画は、地域福祉の向上の観点から、社会保障関係の各種法律、生活困窮者自立支援対策、難病にかかる医療等施策、子どもの貧困対策等の国及び東京都の動向も視野に入れた取り組みを進める必要があります。

また、先進自治体等の地域福祉推進に向けた取り組み事例などを適宜参考にしながら計画の推進を図っていく必要があります。

なお、今後の社会経済情勢の推移により、雇用や生活面での影響など、地域福祉を取り巻く環境にもさまざまな変化や影響が予想されることから、本計画で掲げる「支え合いのしくみ」が機能するよう、地域の状況把握、市民の声の反映に努めるなど、柔軟かつ計画的な推進を図っていきます。

【 基本方針・主要施策等と期別推進計画 】

| |
|---|
| <p>第4章 新たな支え合いをめざす</p> <p>○地域の福祉資源の発見と新たな役割を担う</p> <p>○ネットワークからコーディネートへ ⇒相互のつながりを実現するしくみへ</p> |
|---|

| 主要施策・関連事業 等 | | 事業・活動主体 役割 | | |
|--|--|--|--|--|
| ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくり（地域福祉コーディネーターの育成） | | 市、社協、事業者等関係団体、市民・地域関係団体 （実施に向けた協議体を構成、実施計画を作成、事業展開、役割分担を検討） | | |
| 前期3か年（27～29年度） | 中期3か年（30～32年度） | 後期4か年（33～36年度） | | |
| <p>○啓発・PR</p> <p>○人材の選出、研修、配置</p> <p>○活動支援環境整備</p> <p>○モデル事業試行、成果・課題共有</p> <p>○活動指標づくり、充実方策の検討</p> <p>○他地域での推進検討</p> | <p>○コーディネート事業推進</p> <p>○人材の選出、研修、配置</p> <p>○活動支援環境整備</p> <p>○指標による活動評価</p> | <p>○コーディネート事業推進</p> <p>○人材の選出、研修、配置</p> <p>○活動支援環境整備</p> <p>○指標による活動評価</p> | | |

| | |
|--|-------------------------|
| <p>第5章 地域の福祉課題に対応する</p> <p>○ニーズの発見から対応までの「つながる」しくみ</p> <p>○子育て、教育文化</p> <p>○まちづくり等</p> | <p>⇒関連部局、社協との横断的な連携</p> |
|--|-------------------------|

| 主要施策・関連事業 等 | | 事業・活動主体 役割 | | |
|--------------------|------------------|-------------------------|--|--|
| 「支援付き地域」づくり | | 市、社協、事業者等関係団体、市民・地域関係団体 | | |
| 前期3か年（27～29年度） | 中期3か年（30～32年度） | 後期4か年（33～36年度） | | |
| ○モデル圏域等設定に基づく地域づくり | ○充実（他圏域の選定、実施含む） | ○充実 | | |

| | |
|--|--|
| 第6章 地域福祉を推進する公助の役割 <input type="checkbox"/> 制度外のニーズ <input type="checkbox"/> 制度の谷間 <input type="checkbox"/> 地域特有のニーズ <input type="checkbox"/> 社会的援護 <input type="checkbox"/> 複合化したニーズ 等 | |
| } ⇒個別施策の充実、計画的展開、専門的介入、迅速な解決、継続支援 | |

| 主要施策・関連事業 等 | | 事業・活動主体 役割 | | |
|---|--------------------------------|--------------------------------|--|--|
| 利用者本位（一体的で利用しやすい）のサービス提供体制の整備 ・相談窓口、コーディネート機能強化 ・権利擁護体制、サービスの質の確保 | | 事業者等関係団体、社協、市、成年後見推進機関 等 | | |
| 前期3か年（27～29年度） | 中期3か年（30～32年度） | 後期4か年（33～36年度） | | |
| <input type="checkbox"/> 整備、充実 | <input type="checkbox"/> 整備、充実 | <input type="checkbox"/> 整備、充実 | | |

| 主要施策・関連事業 等 | | 事業・活動主体 役割 | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--|--|
| 利用者への情報提供の充実 | | 事業者等関係団体、市 等 | | |
| 前期3か年（27～29年度） | 中期3か年（30～32年度） | 後期4か年（33～36年度） | | |
| <input type="checkbox"/> 推進 | <input type="checkbox"/> 推進 | <input type="checkbox"/> 推進 | | |

| 主要施策・関連事業 等 | | 事業・活動主体 役割 | | |
|---|-----------------------------|-----------------------------|--|--|
| 在宅療養の推進 | | 医療・介護関係機関、市、都、近隣自治体（二次医療圏） | | |
| 前期3か年（27～29年度） | 中期3か年（30～32年度） | 後期4か年（33～36年度） | | |
| <input type="checkbox"/> 実施、推進に向けた協議 <input type="checkbox"/> 事業実施 | <input type="checkbox"/> 推進 | <input type="checkbox"/> 推進 | | |

| 主要施策・関連事業 等 | | 事業・活動主体 役割 | | |
|--|-----------------------------|-----------------------------|--|--|
| 生活自立支援施策の充実 | | 市、関係団体 | | |
| 前期3か年（27～29年度） | 中期3か年（30～32年度） | 後期4か年（33～36年度） | | |
| <input type="checkbox"/> 自立相談支援事業の実施 <input type="checkbox"/> 任意事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等）の実施に向けた検討 | <input type="checkbox"/> 推進 | <input type="checkbox"/> 推進 | | |

| 主要施策・関連事業 等 | | 事業・活動主体 役割 | |
|----------------------------------|----------------|---------------------|--|
| 災害時要援護者対策（東久留米市災害時要援護者避難支援計画）の推進 | | 市、関係団体、自主防災組織・自治会 等 | |
| 前期3か年（27～29年度） | 中期3か年（30～32年度） | 後期4か年（33～36年度） | |
| ○災害時要援護者台帳システムの充実等、計画の推進 | ○推進 | ○推進 | |

| 主要施策・関連事業 等 | | 事業・活動主体 役割 | |
|----------------|----------------|----------------|--|
| 参加と交流の促進 | | 市、市民、関係団体 | |
| 前期3か年（27～29年度） | 中期3か年（30～32年度） | 後期4か年（33～36年度） | |
| ○促進 | ○促進 | ○促進 | |

| 主要施策・関連事業 等 | | 事業・活動主体 役割 | |
|----------------|----------------|----------------|--|
| 福祉のまちづくりの推進 | | 市、民間企業等 | |
| 前期3か年（27～29年度） | 中期3か年（30～32年度） | 後期4か年（33～36年度） | |
| ○推進 | ○推進 | ○推進 | |

【 資料編 】

資料1 東久留米市社会福祉審議会条例

平成9年3月31日条例第4号
改正 平成19年12月25日条例第26号

(設置)

第1条 東久留米市における社会福祉の推進を図るため、東久留米市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、社会福祉に関する重要事項について調査審議し、市長に報告する。

2 審議会は、市長に必要な事項について意見具申をすることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員12人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 保健医療関係機関又は団体が推薦する者 2人以内
- (3) 福祉関係機関又は団体が推薦する者 4人以内
- (4) 公募による市民 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(部会)

第7条 審議会は、特定事項について調査及び検討を行うために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に専門的事項を調査及び検討させるため、臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。
- 4 臨時委員は、学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。
- 5 臨時委員が属すべき部会は、会長が指定する。
- 6 臨時委員の任期は、当該専門的事項に関する調査及び検討が終了したときまでとする。
- 7 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成19年12月25日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

資料2 東久留米市社会福祉審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

| | | |
|--|--------|---|
| 【1号委員】 ・学識経験を有する者 ・3人以内 | 川村 匡由 | 武蔵野大学大学院 |
| | 加藤 昌之 | 公益財団法人さわやか福祉財団 |
| 【2号委員】 ・保健医療関係機関又は 団体が推薦する者 ・2人以内 | 早川 和男 | 東京都多摩小平保健所 (平成24年7月3日～平成26年3月31日) |
| | 向山 晴子 | 東京都多摩小平保健所 (平成26年4月1日～) |
| | 石橋 幸滋 | 東久留米市医師会 |
| 【3号委員】 ・福祉関係機関又は団体が 推薦する者 ・4人以内 | 當麻 好雄 | 東久留米市社会福祉協議会 (平成24年7月3日～平成26年3月31日) |
| | 鈴木 久佐子 | 東久留米市社会福祉協議会 (平成26年4月1日～) |
| | 福地 三郎 | 東久留米市民生委員・児童委員協議会 (平成24年7月3日～平成26年4月14日) |
| | 鈴木 しげ子 | 東久留米市民生委員・児童委員協議会 (平成26年4月15日～) |
| | 磯部 光孝 | 東久留米市障害施設代表者会 |
| | 有賀 康明 | 東久留米市老人クラブ連合会 |
| 【4号委員】 ・公募による市民 ・3人以内 | 石浦 恭子 | 市民公募委員 |
| | 岩田 誠一郎 | 市民公募委員 |
| | 松永 正美 | 市民公募委員 (平成24年7月3日～平成26年7月2日) |
| | 殿田 俊三 | 市民公募委員 (平成26年7月3日～) |

資料3 諮問書

25東久福福発第439号
平成25年7月24日

東久留米市社会福祉審議会
会長 川村 匡由 様

東久留米市長 馬場 一彦

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

1 諮問事項

「東久留米市地域福祉計画第3次改定について」

2 諮問理由

平成17年3月に策定した東久留米市地域福祉計画（第2次改定）は、来る平成26年度をもって計画期間が終了する。

地域福祉については、行政が各法に基づいて提供する公的な福祉サービスだけでは解決がむずかしい生活課題に、いかに対応するかの方策を検討することが求められている。これまで、住みなれた地域でその人らしい生活が送れるよう、地域で活動するさまざまな団体、個人等の手が差しのべられてきた。一方、孤立死、閉じこもり、子育ての不安といった、地域でのつながりが薄くなっていることに起因する社会的な問題が生じている。

戦後の都市形成期において東久留米市は全国的にも稀な人口急増を経験し、いま、人口が横ばい状態にありながら高齢化率は30%に近づこうとしている。

この成熟社会にあって、個人の尊厳が保持され、心身ともに健やかに、かつその有する能力に応じて自立した生活が営めるよう、公的な福祉サービスでは手が届かない生活課題に対して、自助の営みを補完する地域における互助のしくみ、支え合いのしくみをどのように構築していくのかを検討する必要性がますます高まっている。これは、高齢者、障害者、子ども・子育て等に相通じる地域福祉の重要な課題と認識する。

以上の基本的な認識のもと、東久留米市地域福祉計画第3次改定のあり方について審議を求める。

3 答申期限

平成26年11月 7日

資料4 東久留米市社会福祉審議会審議等の経過

| | 会 議 等 | 内 容 |
|------------------|----------------------------|---|
| 平成 25年度 | 第1回審議会 7月24日(水) | ○市長からの諮問 ○庁内検討体制、計画改定等のスケジュール ○現計画(17年度～26年度)の進捗状況 ○計画改定方針、新たな支え合いの概念等 ○地域福祉に関する意識調査設問設計案、団体ヒアリング |
| | 協議 9月20日(金) | ○現地視察の事前協議 |
| | 第2回審議会 11月6日(水) | ○「地域福祉に関するおたずね」集計結果をもとに検討 ○審議会現地視察(案) |
| | 現地視察 11月21日(木) | ○東久留米団地自治会 ○氷川台自治会 ○NPO法人武蔵野の里 ○学校法人自由学園 ○ひばりが丘団地、イオン、滝山団地等 |
| | 第3回審議会 1月22日(水) | ○現地視察(ヒアリング)結果 (ヒアリングシートによる委員報告、課題の検討) ○「地域福祉に関するおたずね」調査報告書(案)の検討 ○第3次計画骨子案の検討 |
| | 第4回審議会 2月26日(水) | ○「地域福祉に関するおたずね」調査報告書 ○東京都社会福祉審議会意見具申案の報告 ○地域福祉計画(第3次計画骨子・構成)の検討 |
| 平成 26年度 | 第1回審議会(通算第5回) 4月16日(水) | ○第3次計画(素案骨子)の検討 |
| | 第2回審議会(同第6回) 5月29日(木) | ○第3次計画(素案)の検討(素案に対する委員意見の集約) ○フォーラム案の検討 |
| | 第3回審議会(同第7回) 7月11日(金) | ○委員任期満了に伴う委嘱書の交付、会長及び副会長の互選 ○パブリックコメントに向けて第3次計画(素案)の検討 ○フォーラム案の検討 |
| | 計画素案に対する パブリックコメント | ○7月18日～8月6日/期間中寄せられた意見:1件 |
| | 地域支え合いフォーラム 7月31日(木) | ○第3次地域福祉計画素案のポイント ○審議会での議論の経過と今後の構想 ○ミニワークショップ |
| | 第4回審議会(同第8回) 7月31日(木) | ○地域福祉コーディネーターについて |
| | 第5回審議会(同第9回) 9月25日(木) | ○パブリックコメント、フォーラムでの意見等の整理、検討 ○第3次計画(原案)の検討 |
| | 第6回審議会(同第10回) 10月28日(火) | ○第3次計画(案)の検討 |
| 市長答申 11月6日(木) | ○市長へ答申書の手交 | |

資料5 東久留米市社会福祉審議会現地視察行程（平成25年11月21日）

| 時刻 | 視察先等（会場等） | | 詳細 |
|-------|--------------------------|---|---|
| 9:00 | 委員集合 （市庁舎1Fひろば） | | 委員6名、随員3名 |
| 9:10 | 市役所出発 | | |
| 9:30 | 東久留米団地自治会 （団地南館会議室） |  | <ul style="list-style-type: none"> ・団地内見学（緑地、企業等誘導及び高齢者施設候補地等、住宅棟最上階から） ・会長レクチャー（自治会報等）、役員等交えて意見交換 |
| 10:50 | 団地出発、移動 | | |
| 11:00 | 氷川台自治会 （氷川台会館） |  | <ul style="list-style-type: none"> ・会長レクチャー（氷川台自治会の取り組み経緯等）、役員等交えて意見交換 |
| 12:30 | 自治会出発、移動、昼食 | | |
| 13:30 | NPO 法人武蔵野の里 （ぶどうの郷ほか） |  | <ul style="list-style-type: none"> ・総合支援法就労移行支援一般型・就労継続支援B型・グループホーム ・2班編成で「くるめPC」等施設見学（4カ所） ・レクチャー、意見交換（ぶどうの郷） |
| 15:00 | 法人出発、移動 | | |
| 15:15 | 学校法人自由学園 （図書室） |  | <ul style="list-style-type: none"> ・自由学園と東久留米市とのかかわり、社会への働きかけ ・男子高等科1年2013年度修養会訪問施設 ・最高学部学外支援（社会貢献/社会責任）活動実績 |
| 16:45 | 学園出発、移動 | | |
| 16:50 | ひばりが丘団地、イオンモール東久留米、滝山団地等 |  | <ul style="list-style-type: none"> ・車内よりひばりが丘団地視察 ・イオンモール東久留米視察（ホールを中心に） ・滝山団地名店街等視察 |
| 18:20 | 東久留米駅西口、市役所帰着 | | |

資料6 東久留米市地域福祉計画及び障害者計画検討委員会設置要綱

東久留米市訓令乙第117号

東久留米市地域福祉計画及び障害者計画検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年5月22日

東久留米市長 馬場 一彦

東久留米市地域福祉計画及び障害者計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市地域福祉計画（平成17年3月改定）の改定及び東久留米市障害者計画の策定に係る事項を検討するため、東久留米市地域福祉計画及び障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は次の事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域福祉計画の改定について
- (2) 障害者計画の策定について
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3 委員会の委員は、別表のとおりとする。

(任期)

第4 委員の任期は、第2の規定による報告が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉保健部長、副委員長は子ども家庭部長とする。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長が会議の出席委員を指名した場合は、この限りでない。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、福祉保健部福祉総務課及び障害福祉課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定める事項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成25年5月22日から施行する。

2 この訓令は、第2の規定による報告を市長へした日の翌日をもって、その効力を失う。

別表（第3関係）

| 職 名 |
|---------------|
| 福祉保健部長 |
| 子ども家庭部長 |
| 福祉保健部福祉総務課長 |
| 福祉保健部障害福祉課長 |
| 福祉保健部介護福祉課長 |
| 福祉保健部健康課長 |
| 子ども家庭部子育て支援課長 |
| 子ども家庭部保育課長 |
| 子ども家庭部主幹 |
| 企画経営室企画調整課長 |
| 市民部生活文化課長 |
| 市民部防災防犯課長 |
| 都市建設部施設建設担当課長 |
| 教育部学務課長 |
| 教育部指導室長 |
| 教育部生涯学習課長 |

資料7 東久留米市地域福祉計画検討委員会 検討経過

| | 会 議 等 | 内 容 |
|----------------------|-------------------------|--|
| 平成 25年度 | 第1回委員会 7月16日(火) | ○市長から審議会への諮問書 ○庁内検討体制、計画改定等のスケジュール ○現計画(17年度～26年度)の進捗状況 ○計画改定方針、新たな支え合いの概念等 ○地域福祉に関する意識調査設問設計案、団体ヒアリング |
| | 第2回委員会 10月25日(金) | ○「地域福祉に関するおたずね」集計結果をもとに検討 ○審議会現地視察(案) |
| | 現地視察 11月21日(木) | ○東久留米団地自治会 ○氷川台自治会 ○NPO 法人武蔵野の里 ○学校法人自由学園 ○ひばりが丘団地、イオン、滝山団地等 |
| | 第3回委員会 1月9日(木) | ○現地視察ヒアリング結果の検証 ○「地域福祉に関するおたずね」調査報告書(案)の検討 ○第3次計画骨子案をもとに検討 |
| | 第4回委員会 2月20日(木) | ○「地域福祉に関するおたずね」調査報告書 ○東京都社会福祉審議会意見具申案の報告 ○計画骨子・構成案をもとに検討 |
| 平成 26年度 | 第5回委員会 4月7日(月) | ○生活困窮者自立支援法と地域福祉計画 ○第3次計画(素案)の検討 |
| | 第6回委員会 5月15日(木) | ○計画素案に対する社会福祉審議会委員からの提案・意見 ○第3次計画(素案)の検討 |
| | 第7回委員会 7月1日(火) | ○第3次計画(素案)の検討 ○地域支え合いフォーラム |
| | 計画素案に対する パブリックコメント | ○7月18日～8月6日/期間中寄せられた意見:1件 |
| | 地域支え合いフォーラム 7月31日(木) | ○第3次地域福祉計画素案のポイント ○審議会での議論の経過と今後の構想 ○ミニワークショップ |
| | 第8回委員会 9月16日(火) | ○地域支え合いフォーラムの報告 ○パブリックコメントに対する市の方針等 ○第3次計画(原案)の検討 |
| | 第9回委員会 10月16日(木) | ○第3次計画(案)の検討 |
| | 審議会市長答申 11月6日(木) | |
| 第10回委員会 12月25日(木) | ○第3次計画案(期別推進計画等)の検討 | |

資料8 第3次地域福祉計画（素案）に対するパブリックコメント実施経過

●ご意見を募集します（26年7月15日号広報）

27年度以降10カ年を計画期間とする「第3次地域福祉計画」の素案がまとまりました。

この素案は、住みなれた地域で安心して暮らせる支え合いの地域づくりのため、その施策のあり方について、社会福祉審議会（会長＝武蔵野大学大学院教授の川村匡由（まさよし）氏、ほか委員10人）に諮問し、その審議・検討を経て、まとめられたものです。

11月に計画の取りまとめを行うに当たり、素案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】 26年7月18日（金）～8月6日（水）に、福祉総務課（市役所1階）、市政情報コーナー（同2階）、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館で閲覧できます

【意見提出方法】 7月18日（金）～8月6日（水）に（必着）、件名「東久留米市第3次地域福祉計画（素案）」と明記して、住所・氏名・年代（例＝40代）・ご意見を記入の上、〒203-8555、市役所福祉総務課福祉政策係宛て郵送、ファクス（042-470-7808）または[電子メール](mailto:fukushisomu@city.higashikurume.lg.jp)（fukushisomu@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください

【ご注意】 お寄せいただいたご意見は個人情報を除き、後日、市ホームページで要約して公開します。電話でのご意見はご遠慮ください。また、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください

●パブリックコメント実施結果（26年10月市ホームページ）

27年度以降10カ年を計画期間とする「第3次地域福祉計画」（素案）に対するパブリックコメントを平成26年7月18日～8月6日の間、募集したところ、1件のご意見が寄せられました。

その内容と市の方針などをお知らせします。

| 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する方針等 |
|------------------|--|--|
| 地域について | <p>①小地域（自治会、町内会、団地、マンション、商店街など日常生活圏域）。「見守り」など地域で日常的に支え合い・ふれあいの関係を維持していくためには、顔見知りが多い、ご近所がよい。</p> <p>②中地域（地区センター管内または中学校区）。小地域では解決できない、あるいは取り組む範囲を広げた方がよい課題について、生活圏域を広げて取り組む。</p> <p>③大地域（地域センター管内）。小・中地域で解決できない課題に取り組む。</p> | <p>あらかじめ「大中小」といった地域を設定せず、福祉関係諸機関等と協議のうえ、望ましい地域設定を行っていく考えです。</p> <p>その際、ご提案の地域設定も参考にさせていただきながら検討していきます。</p> |
| 拠点について | <ul style="list-style-type: none"> ・中地域を「支え合い」活動の中心（核）に据え、地区センターを拠点にする。 ・小地域の拠点として、空き店舗、空き家があれば、それを利用する。その場合、所有者から無償提供を受けるのが望ましいが、それが叶わなければ、特例で固定資産税を免除する。 ・大地域の拠点は、地域センターとする。 | <p>地域の支え合いを醸成する事業をどう展開するか、その場合、「拠点」を位置づける必要があるのかどうか、多角的に検討していきます。</p> |
| 地域福祉コーディネーターについて | <p>地域福祉コーディネーターは、情報収集力、企画力、コミュニケーション能力、統率力のある人、つまりリーダーシップのある地域の人がふさわしい。たとえば市民団体リーダー（元会社員など）、</p> | <p>地域福祉コーディネーターは一定の資格（社会福祉士等）を有するものが想定されますが、専門機関に適切、迅速につないでいくことになる</p> |

| | | |
|--------------------|--|---|
| | <p>元公務員（教員を含む）、元社協職員、民生児童委員、元PTA役員などが考えられる。市または社協が人選し、市長が委嘱状を渡す。任期は2年、再任を妨げない。初任者には研修を実施する。</p> | <p>ため、コーディネートに必要なスキル・能力を有する福祉関係業務経験者、NPO活動者、社会福祉協議会職員などが望ましいと考えています。地域福祉の専門職として地域の方々から信頼を得られる身分上の保証も配慮する必要があると考えています。研修には可能な限り派遣して、スキルアップを図ってもらいます。</p> |
| <p>支え合い協議会を設ける</p> | <p>①支え合いの「核」となる中地域に「地区支え合い協議会」を設ける。構成メンバーは、中地域管内の自治会、町内会、老人会、民生児童委員、PTA役員、市民団体、農協、商工会、福祉事業所、学校、幼稚園・保育園、青少年健全育成協議会・青少年団体、消防団、医師会、シルバー人材センター登録者、公営住宅の生活支援員などとし、地域福祉コーディネーターが座長を務める。社協職員をオブザーバーとしてアドバイスを受ける。</p> <p>地区支え合い協議会は定期的に会合し、地区の福祉課題、支え合いが必要な課題について、自助・互助・共助のあり方、仕組みづくりについて協議し、小地域で取り組むもの（見守り、生活支援、災害時救援など）、中地域で取り組むもの、そして大地域で取り組んだ方がよい課題を決める。実行に当たっては、必要に応じて公助を求める。</p> <p>②小地域に「ご近所支え合い協議会」を設ける。地区支え合い協議会の決定を、地域の実情に応じて実行するほか、独自の取り組みも行う。構成メンバーは、地区支え合い協議会に参加している小地域（ご近所）の人たちとする。</p> <p>③大地域に「地域支え合い協議会」を設ける。構成メンバーは、地域センター管内の各地区協議会の代表者とし、大地域でないと出来ない課題に取り組む。必要に応じて公助を求める。その際、専門家、地域包括支援センター、行政、医療などの関係機関がアドバイザーの役割を果たす。</p> <p>なお、支え合い活動に参加する人として、社協に登録しているボランティアや、認知症サポーター養成講座を受講した「オレンジリング」所有者を活用する。支え合いなので、報酬はなしとする。</p> | <p>地域支え合いの必要性や重要性を共有する地域の方々が協議・協力して諸事業を展開するのにどのような組織体が必要か、十分に議論をしながらそのあり方を検討していきます。</p> <p>その際、ご意見の内容も参考にさせていただきますながら取り組んでいきます。</p> |

※「ご意見に対する方針等」は社会福祉審議会で審議のうえとりまとめたものです。

問い合わせ：福祉保健部福祉総務課

☎042 - 470 - 7741

東久留米市地域支え合いフォーラム
「あなたが、その手をさしだすとき」
— 実施報告書 —



平成 26 年 8 月

主催:東久留米市
共催:東久留米市社会福祉審議会
社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会・
地域福祉活動計画改定委員会

地域支え合いフォーラム「あなたが、その手をさしだすとき」

－ 実施報告書 －

< 目次 >

| | | |
|------------------------|-------|----|
| 1. 実施報告 | _____ | 1 |
| 2. 東久留米市地域支え合いフォーラム 次第 | __ | 2 |
| 3. 配布資料 | _____ | 3 |
| ・ 第3次地域福祉計画素案のポイント | | |
| ・ ミニワークショップの進め方 | | |
| 4. 各班発表内容 | _____ | 10 |



地域支え合いフォーラム「あなたが、その手をさしだすとき」

－ 実 施 報 告 －

- 1 と き 平成26年7月31日（木）午後2時30分～4時50分
- 2 ところ 市役所701・703会議室
- 3 参加者 事前申し込み：105名（東部31名、中部31名、西部43名）
及 び 当日参加：95名
運 営 （東部24+1名、中部29+4名、西部37名。+5名は当日受付）
班構成：東部3班、中部3班、西部4班
進行役等：審議会委員10名
進行協力：加藤敬子氏、横井祐氏、社協関係者5名
※ 参加者計：112名（市職員を除く）
- 4 広 報 市広報紙7/15・HP
「地域福祉に関するおたずね」連絡先回答者へのDM：141名
チラシ配布先：地域医療協議会、地域自立支援協議会・障害施設代表者会、地域包括支援センター運営主体施設長、健康推進部会、老人クラブ連合会、民生・児童委員協議会、地区青少協、子ども家庭支援センター、消防団本部、社会福祉協議会、東久留米団地自治会・氷川台自治会・武蔵野の里・自由学園、
- 5 次 第 別紙
- 6 手 話 2名
- 7 取 材 1社

東久留米市地域支え合いフォーラム 次第

と き：平成26年7月31日（木）午後2時30分～

ところ：東久留米市役所7階701会議室

- 1 開 会 宮崎福祉総務課長

- 2 主催者あいさつ 鹿島福祉保健部長
共催者紹介 東久留米市社会福祉審議会
 社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会
 同第三次市民地域福祉活動計画策定委員会

- 3 第3次地域福祉計画素案のポイント
ミニワークショップの進め方

- 4 審議会での議論の経過と今後の構想
（川村匡由社会福祉審議会会長）

- 5 ミニワークショップ

- 6 各班からの発表
各班からの発表を踏まえて

- 7 閉 会 小山社会福祉協議会事務局長

配布資料

- ・ 第3次地域福祉計画素案のポイント
- ・ ミニワークショップの進め方

東久留米市地域支え合いフォーラム 「あなたが、その手をさしだすとき」

平成26年7月31日（木） 14:30～16:30

本日の内容

午後2時30分～

素案のポイント説明（15分） パブリックコメント実施中

「3次計画は何をめざすのか

- 支え合いの地域づくりにむけてのしくみをどうつくるのか」

午後2時45分～

審議会での議論の経過と今後の構想の説明（10分）

午後3時～

ミニワークショップ（50分）

東部・中部・西部地域に分かれてのミニワーク

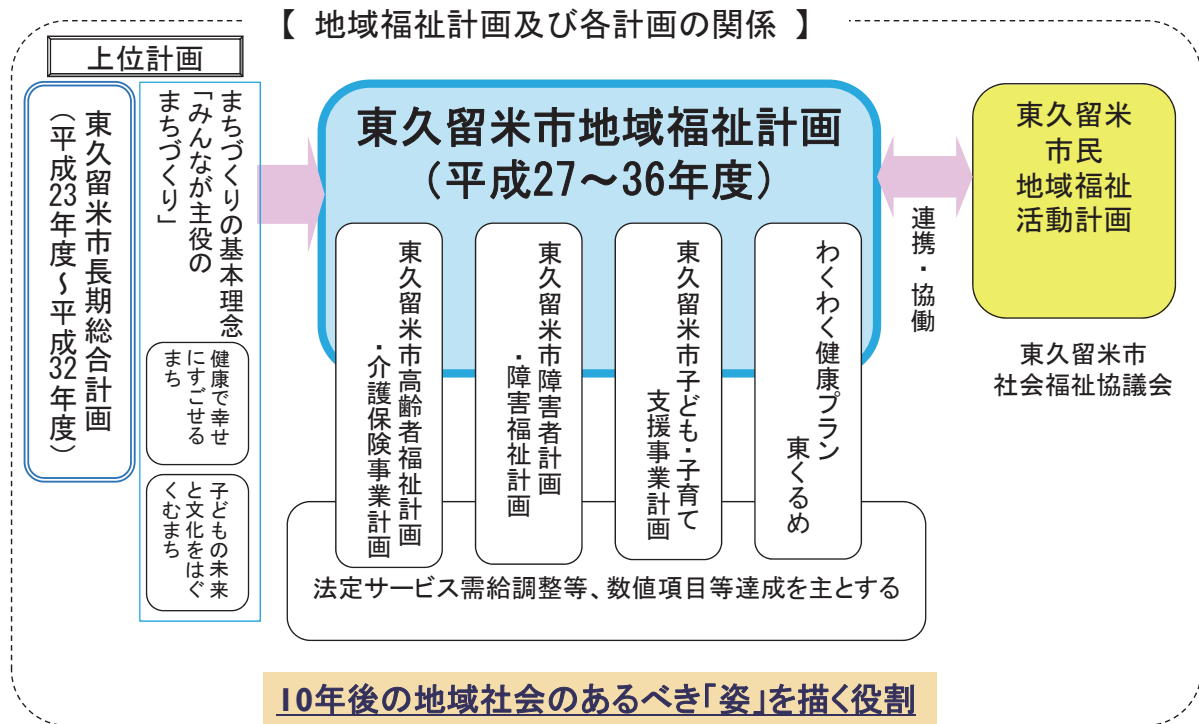
午後4時～

グループ発表（30分）

素案のポイント

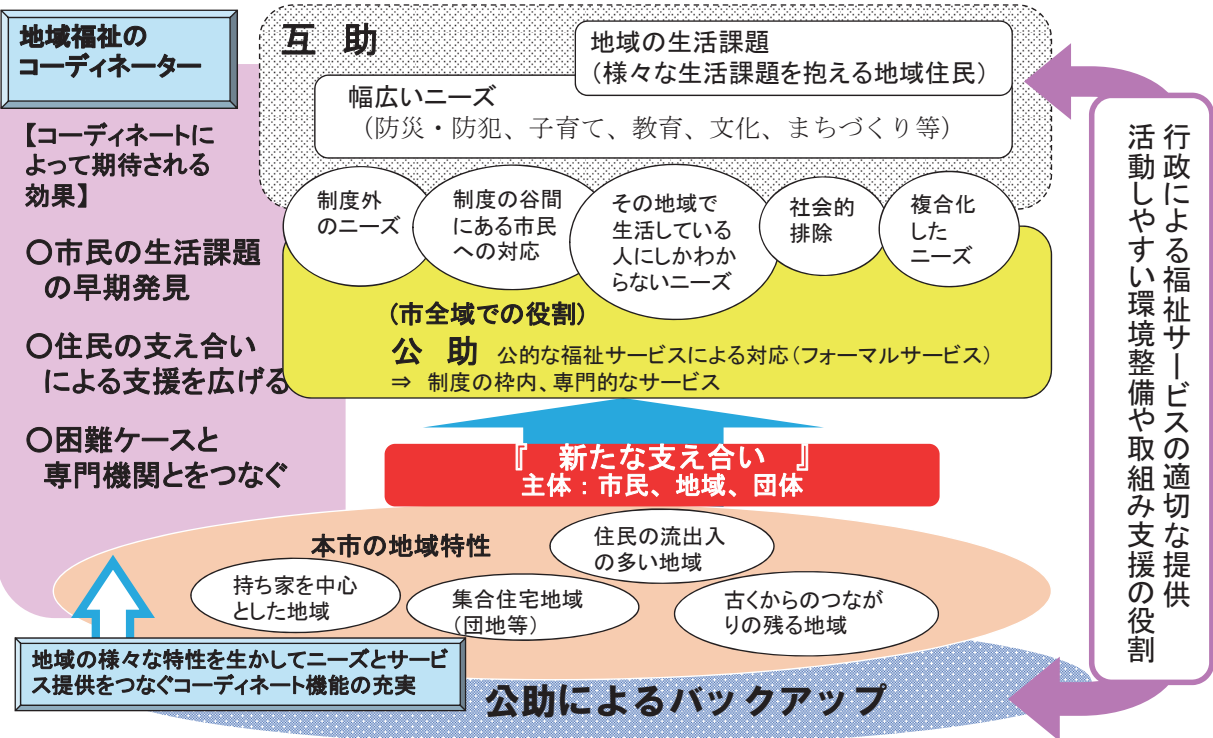
1 本計画の位置づけ

「サンライトプランひがしくるめ」の改定



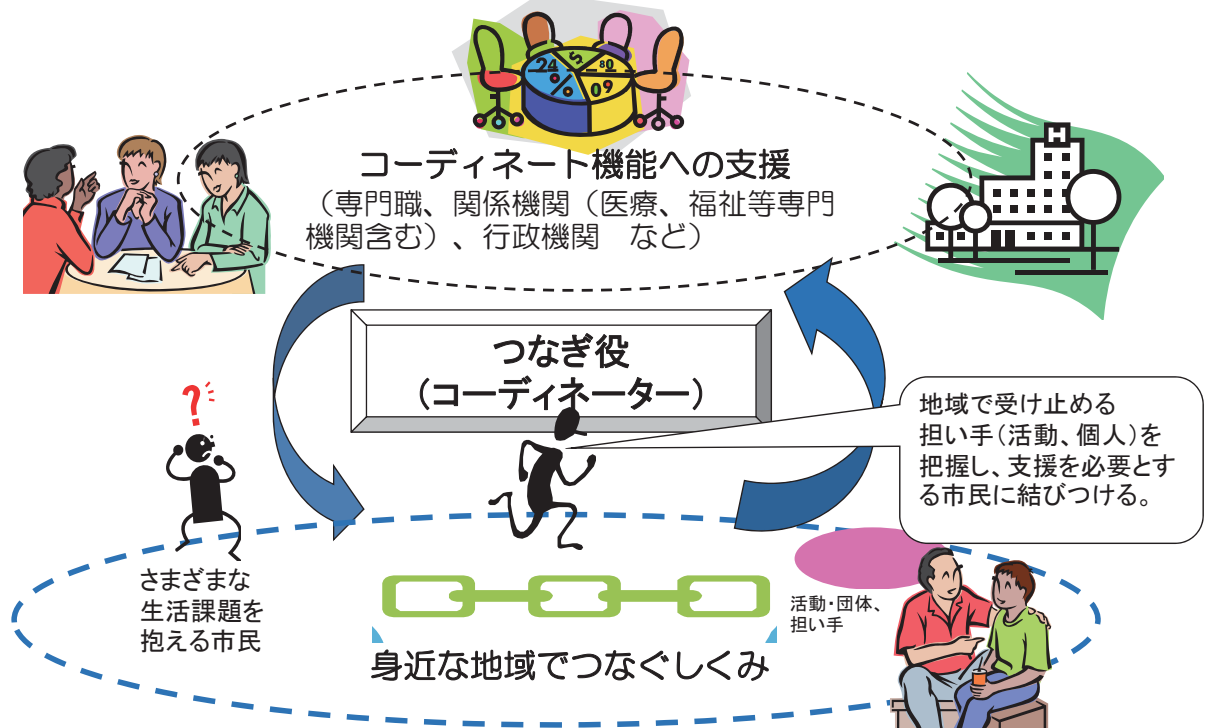
素案のポイント

2 「新たな支え合い」と本市の役割 概念図



素案のポイント

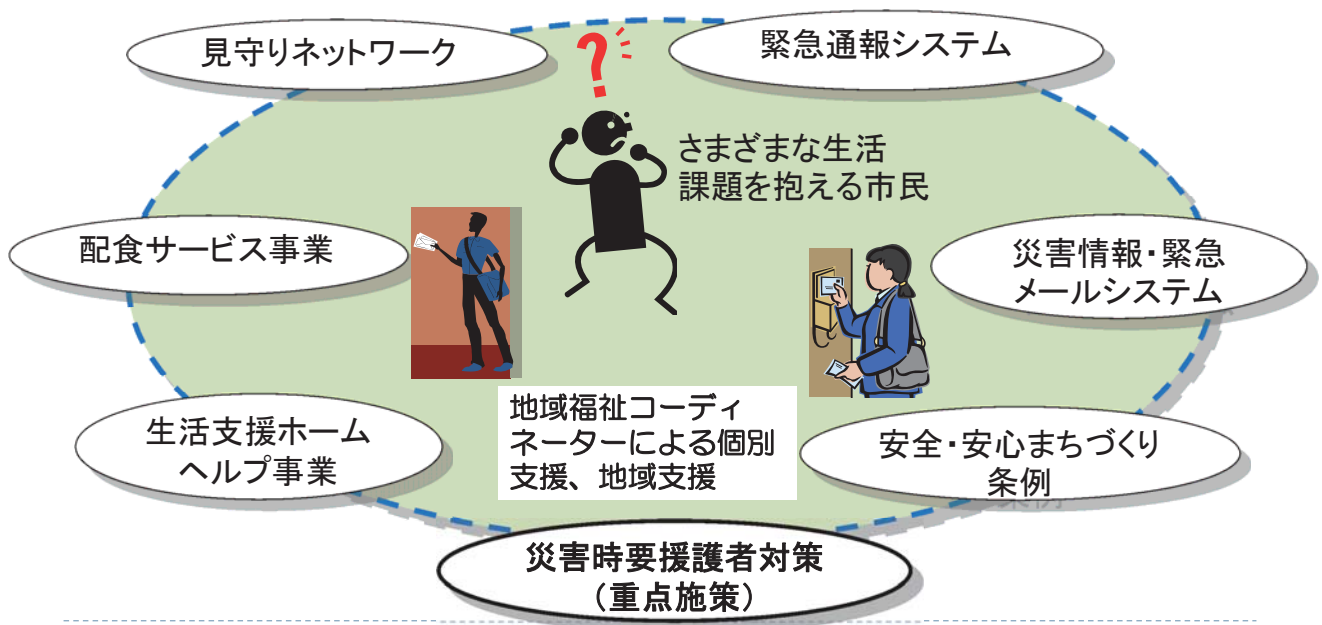
3 つながりづくりの展開イメージ



素案のポイント

4 地域で福祉課題に対応するイメージ

～ 様々な支援メニューを地域でつなぐ ～



ミニワークショップの説明

- ・東部の方 ⇒701会議室……………15:50に703会議室へ移動
- ・中部の方 ⇒703会議室へ移動
- ・西部の方 ⇒703会議室へ移動

＜班でのワーク＞

- ・「地域で困っていること」「地域で誇れること、うれしかったこと」「地域で私がしていること、できること」をカードに記入

(15分程度) ※主語を明確に！

- ・居住地・名前を自己紹介しながらカードを読み上げ
(各人1分以内)

- ・「困っていること」、「誇れること」、「していること」を分類し、模造紙に貼りつけて「見える化」

- ・「見える化」した模造紙を確認・共有

＜グループ発表＞

＜参考＞

東部

上の原／金山町／神宝町／氷川台／大門町
／東本町／新川町／浅間町

中部

小山／本町／幸町／中央町／南沢
／学園町／ひばりが丘団地／南町

西部

前沢／滝山／野火止／八幡町
／柳窪／弥生／下里



人口データより

| エリア | 人口 | 世帯数 | 一世帯当たり 人員 |
|-----|---------|--------|--------------|
| 市全体 | 116,417 | 51,860 | 2.24 |
| 東 部 | 25,501 | 11,755 | 2.17 |
| 中 部 | 42,794 | 18,640 | 2.30 |
| 西 部 | 48,122 | 21,465 | 2.24 |

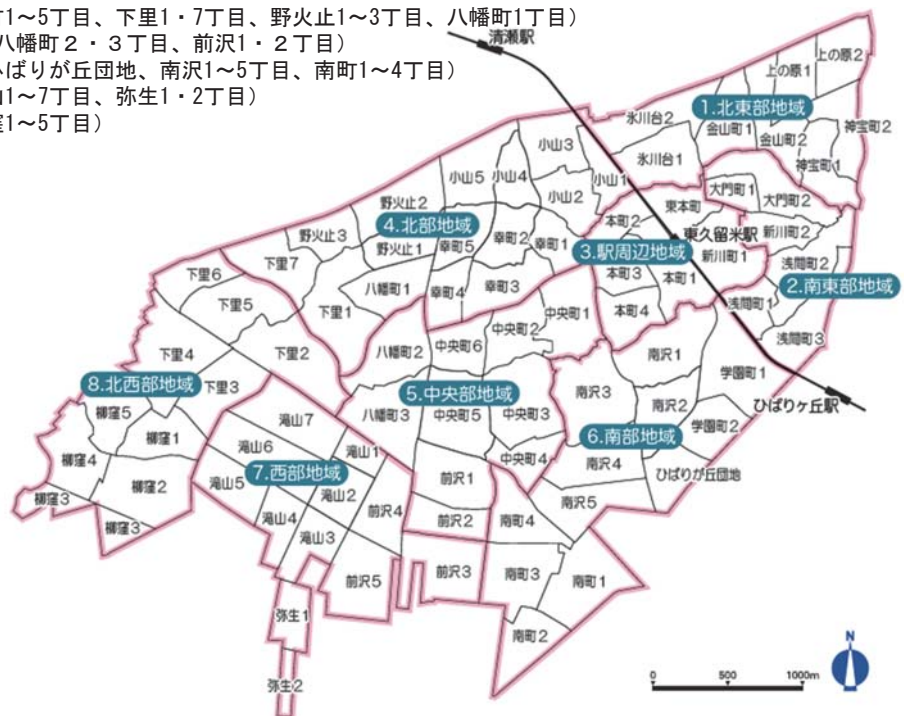
| | 人口 | 年少人口 (15歳未満) | 生産年齢人口 (15～64歳) | 老年人口 (65歳以上) | 再掲 (75歳以上) |
|-----|---------|-----------------|--------------------|-----------------|---------------|
| 市全体 | 116,417 | 14,645 | 72,157 | 29,615 | 13,884 |
| 東 部 | 25,501 | 3133 | 16,081 | 6287 | 3,274 |
| 中 部 | 42,794 | 5525 | 27,051 | 10218 | 4,911 |
| 西 部 | 48,122 | 5987 | 29,025 | 13110 | 5,699 |

| | 人口 | 年少人口 (15歳未満) | 生産年齢人口 (15～64歳) | 老年人口 (65歳以上) | 再掲 (75歳以上) |
|-----|--------|-----------------|--------------------|-----------------|---------------|
| 市全体 | 100.0% | 12.6% | 62.0% | 25.4% | 11.9% |
| 東 部 | 100.0% | 12.3% | 63.1% | 24.7% | 12.8% |
| 中 部 | 100.0% | 12.9% | 63.2% | 23.9% | 11.5% |
| 西 部 | 100.0% | 12.4% | 60.3% | 27.2% | 11.8% |

住民基本台帳より(外国人住民を含む)
平成26年1月1日現在

地域福祉に関するおたずね 調査結果より <地区別の傾向>

- 1ブロック (上の原1・2丁目、神宝町1・2丁目、金山町1・2丁目、氷川台1・2丁目)
- 2ブロック (大門町1・2丁目、新川町2丁目、浅間町1～3丁目)
- 3ブロック (東本町、新川町1丁目、本町1～4丁目)
- 4ブロック (小山1～5丁目、幸町1～5丁目、下里1・7丁目、野火止1～3丁目、八幡町1丁目)
- 5ブロック (中央町1～6丁目、八幡町2・3丁目、前沢1・2丁目)
- 6ブロック (学園町1・2丁目、ひばりが丘団地、南沢1～5丁目、南町1～4丁目)
- 7ブロック (前沢3～5丁目、滝山1～7丁目、弥生1・2丁目)
- 8ブロック (下里2～6丁目、柳窪1～5丁目)

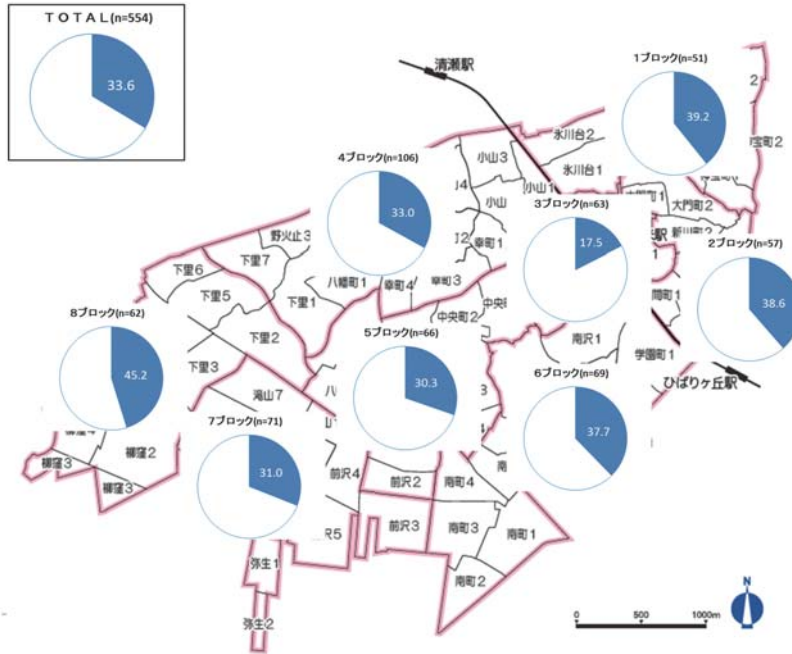


地域のつながり「とても必要」

問 13 現在の地域での暮らしに「地域のつながり」は「とても必要」だと思う割合

「地域のつながり」は「とても必要」だと思う割合は33.6%。

地区別では、第8ブロックでは45.2%と最も高い一方、第3ブロックは17.5%と最も低い。

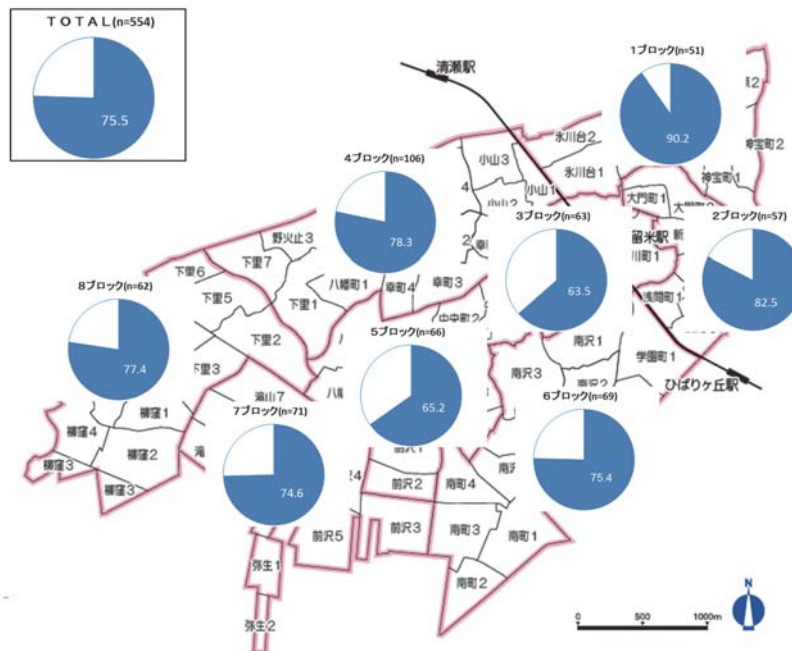


「隣近所の住民同士のつきあい」が大切

問 23 地域の人々がお互いに支え合っていく上で「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」を大切と思う割合

「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」を大切と思う割合は75.5%。

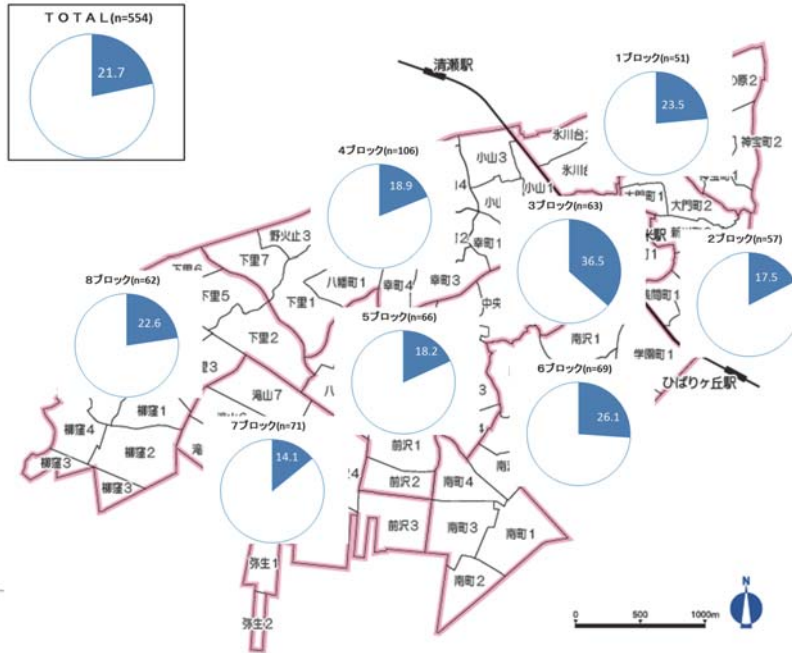
地区別では、第1ブロックは90.2%と最も高い一方、第3ブロックでは63.5%と最も低い。



災害時に「避難先や方向がわからず不安」

問25 火災などの避難の際に「避難先や避難方向がわからず、逃げ遅れるのではないかと不安な割合

「避難先や避難方向がわからず、逃げ遅れるのではないかと不安を感じる割合は21.7%。
地区別では、第7ブロックは14.1%と低い一方、第3ブロックでは36.5%と最も高い。



<各班発表内容>

～フォーラム・ミニワークの様子～



地域支え合いフォーラム(ミニワークショップ)地区ごとの主な報告内容

| | 地域で困っていること | 地域で誇れること、うれしかったこと | 地域で私がしていること、できること |
|-----|-------------------------------------|--|--|
| 東部1 | 孤独死の発見が遅い | 自治会活動が活発 | 民生児童委員として相談等に対応 |
| | 自治会に入会しづらい | 多岐にわたるボランティア活動 | 主任児童委員として相談等に対応 |
| | ゴミ出しのマナーが悪い | パラリンピックのメダリストがいる(銀、銅) | 見守り・パトロール・声かけ・コミュニケーションを実践 |
| | 木が敷地外にはみ出ている | 「近助」つき合い | 老人クラブの役員が生きがい |
| | 坂道がある。コミュニティバスがあれば | 近所の格安スーパーが便利 | 公道の掃除 |
| | 介護施設の地域との情報交換不足 | 若い世代が増えてにぎやか | 福祉専門職の知識・技術を生かす |
| 東部2 | 見守りしているが玄関に出てこない | 高齢者に頼りにされている | 民生委員として高齢者の見守り |
| | 高齢独居世帯の災害時避難が心配 | 都営アパート前の花壇等に花植え | 精神障害の方たちの仕事の訓練 |
| | ゴミ出しのマナーが悪い | 段差につまずき通行人が救急手配 | 大雪時に通り全体の雪かき |
| | 広場で子どもたちがスケートボード | 精神障害者作業所に地元が仕事発注 | ゴミ集積所や自宅回りの片づけ |
| | 坂道に苦勞する高齢者。コミバスがほしい | 地域カフェサロンができふれあいの場に | 独り身の方に歌とお話の会を立ち上げ |
| 東部3 | 高齢の一人暮らし多く、病気等が心配 | 自治会が防災訓練、健康体操 | 自治会のサポート隊に参加 |
| | 庭の樹木が道路にはみ出ている | 地区でゴミボックス掃除や食事会 | 児童館の子育て広場でお手伝い |
| | ゴミ出し、犬の散歩のマナーが悪い | 老人クラブが子ども・高齢者の見回り | 家の前の道路を清掃・除草 |
| 中部1 | 障害者のグループホーム建設反対 | 落合川で子どもが泳ぎ遊ぶ姿 | 住民参加の在宅支援、配食・移送 |
| | ひきこもりの若者がいる | お年寄りや子どもたちから返される挨拶 | 夫婦で老人会の会長・副会長 |
| | 雪かきが公道までなされない | 住民主体の食事会や交流会がある | 落合川の散歩時にゴミ拾い |
| | 自転車・自動車の運転マナーが悪い | 自治会の日帰りバス旅行が復活した | 通学児童の見守りパトロールを交代で |
| 中部2 | 災害時避難先の情報伝達(聴覚障害) | 独居老人向け生き生き安心塾立ち上げ | しばらく会わない方は電話で安否確認 |
| | 社福法人と地域のコミュニケーション | 市役所も手話ができる職員が増えた | 旅行に出かける際は近所に声かけ |
| | 民生委員の欠員地区がある | イオンで買い物、憩いの場にも | 地域25軒で私道地権者の会を設立 |
| | 要支援者の情報が入ってこない | 落合川がきれい。誇れること | 介護施設でボランティアコンサート |
| | ゴミ出しのマナーが悪い | 通りの清掃をして下さるご婦人 | 介護施設で朗読のボランティア |
| 中部3 | ネコに餌をやるが世話をしない | 一人暮らしの家のクーラーを修理した | 高齢者に困りごとがないかと声かけ |
| | 自治会の役ができず退会した | 朝出がけの挨拶で一日気持ちよく | 地域の祭りの準備、運営、片づけ |
| | どうしたらひとり暮らしが成り立つか | 南沢水辺公園のボランティア | 地域の花壇の手入れ |
| | ゴミボックスはいつでも出せる半面、夏のおい、安全性が問題 | 自治会で高齢者・登校時の子どもの見守り、防災本部の立ち上げ | 老人会でスポーツに力を入れ、仲間を増やすことにも尽力 |
| | マンションの人のつながりが希薄 | 老人会でスポーツや文化活動 | 落合川で遊ぶ子供たちの見守り |
| 西部1 | 空き屋が多くなっている | 早朝体操が高齢者の健康増進に貢献 | 高次脳機能障害者と家族の会で活動 |
| | 十年以上前の火災の焼け跡が放置 | 地域の協力を得て子どもたちの見守り | 定住・転入・外国人家庭のサポート |
| | 高齢者と若い世代の交流機会がない | ガーデニングを通じて会話が生まれた | ミニデイで毎月1～2回の集まり |
| 西部2 | 子どもの遊び場に時計がない | 神社で毎年盆踊りを開催している | 自主防災で災害時要援護者の見守り |
| | 医療機関が少なく、かかりつけ医をもっていないお年寄が多い | 障害者を支援する仕事を子どもにも見えるところまでできることは喜び | 地域の子どもたちと障害をもつ方々とのつなぎ役 |
| | 商店街に空き店舗が増えてきている | 自然環境、交通の便、商店、医療等々 | 障害施設とご近所のつなぎ役 |
| 西部3 | 外部との関係を望まない方が多い | 障害施設の夏祭りに近所の方の参加 | NPOで地域の介護予防サロンを運営 |
| | 単身高齢者の情報が得にくい | 精神的な症状を発した方を排除の方向でなく、皆で考えていこうと話し合いが進んでいること | ミニデイで地域の人とつながっている |
| | 長期不在の方の庭が荒れている 築35年の団地の建て替えが進まない | | 民生委員・自治会役員として地域の変化に気をつけている |
| 西部4 | 通りがかりのゴミ捨て、タバコポイ捨て | 柳窪～下里への散歩コースは誇り | 地域でのゴミ拾い、草取り、パトロール |
| | 集合住宅でのゴミ家 | 地域の力を結集して天神社のお祭り | 保育園の行事に地域の親子をお誘い |
| | ペットの増加に反比例するモラル低下 | 団地内コミュニティルームで出前保育 | 介護施設で食事介助等のボランティア |
| | 市境のゴミボックスへの越境投棄 孤独死がある | 中高大学生にボランティア体験を提供 | 老人クラブで学童のパトロール、清掃 新聞溜まった男性を声かけで安否確認 |

東久留米市地域福祉計画
(第3次改定)

新たな“つながり”づくり

平成27年3月

発行：東久留米市

編集：東久留米市福祉保健部福祉総務課

住所：〒203-8555

東久留米市本町三丁目3番1号

電話：042-470-7777 (代)

e-mail：fukushisomu@city.higashikurume.lg.jp